

四日市市議会会議録目次

六月二十七日（火）

会期の決定について

六月三十日（金）

専決処分について

上程一提案理由説明一表決

昭和三十六年度一般会計追加更正予算その他について

上程一提案理由説明

昭和三十六年度特別会計市立四日市病院費追加更正予算

上程一提案理由説明

昭和三十六年度特別会計公共下水道費追加更正予算

上程一提案理由説明

昭和三十六年度水道事業会計追加更正予算その他について

上程一提案理由説明

職員退職手当支給条例の一部改正について

上程一提案理由説明

市税条例の一部改正その他について

国有地の譲与その他について

予算外義務負担契約について

購入契約の締結について

固定資産評価審査委員会委員の選任について

人権擁護委員の選任について

専決処分の報告について

議会委員会条例の一部改正について

字の区域の変更についての答申について

七月三日（月）

昭和三十六年度一般会計追加更正予算その他について

昭和三十六年度特別会計市立四日市病院費追加更正予算

昭和三十六年度特別会計公共下水道費追加更正予算

昭和三十六年度水道事業会計追加更正予算その他について

職員退職手当支給条例の一部改正について

市税条例の一部改正その他について

国有地の譲与その他について

購入契約の締結について

予算外義務負担契約について

四日市市ほか三カ町村伝染病隔離病舎組合議員選挙について

昭和三十六年度一般会計追加更正予算その他について

昭和三十六年度特別会計市立四日市病院費追加更正予算

昭和三十六年度特別会計公共下水道費追加更正予算

○欠席議員 (十二名)

笠坂前浜田川上藤比川村中田詰本島

○市議会事務局（三名）

森 藤 小 服 池 鈴 平 谷
田 谷 林 部 煙 木 野 口
卯 祐 喜 定 昌 佐 敏 太
七 一 夫 章 弘 太 郎 專
君 君 君 君 君 君 君 君

○ 議事日程

第一回 六月二十七日（火）午後二時開会

1.会期の決定について

○議長（山本三郎君） 豪雨のなかお出にくいところを御参考いただきましてありがとうございます。
これより六月定期会を開会いたします。

本日の出席議員数を報告いたします。出席者二十九名、欠席届出者九名、遅刻二名であります。

○議長（山本三郎君） 本定例会の会議録署名者は、中島議員と馬鳴議員にお願いいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山本三郎君） 御異議ありませんので、御両君にお願いすることにいたします。

○議長（山本三郎君） 要求いたしておきました議事説明者はお手元に配布いたしました要求書写のとおりであります
すが、本日は災害対策上部長以上の出席にとどめましたから御了承をお願いいたします。

昭和三十六年六月二十一日

四日市市議会議長

四日市市長
四日市市教育委員会委員長 殿

四日市市水道局長

六月二十七日開会の定例市議会において議案その他議事に關し説明のため左記の者を出席せしめられたく要求します。

市長	記	佐	短	力	一	男	亮	巳	郎	夫	郎	正	義	英	和	義	蕙	祐	良	田	崎	司	宮	田	川	庄	二	平	記							
役員																																				
助役																																				
収入																																				
総務部長																																				
税務部長																																				
産業部長																																				
民生部長																																				
建設部長																																				
開発局次長																																				
人事課長																																				
庶務課長																																				
商工課長																																				
耕地課長																																				
厚生課長																																				
三田村																																				
大平																																				
上杉																																				
源竜																																				
竜代喜																																				
生弥																																				
三司																																				
一郎																																				
岩野見齋																																				
山本文雄																																				
山本雄助																																				
喜重郎																																				
喜之助																																				

○議長（山本三郎君） 本日の議事日程につきましては、会期の決定について一件だけあります。

○議長（山本三郎君） ただいまから会議を開きます。

日程オ一、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は本日から七月七日までの十一日間といたしたいと思いますが、御異議ありま

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって会期は十一日間と決定いたしました。

○議長（山本三郎君） 以上をもしまして本日の日程は終了いたしましたから会議を閉じることにいたしました。次回は来る三十日午後二時に開会いたします。本日はこれをもって散会いたします。

たしましたから会議

昭和三十六年
六月四日市市議会定例會議事速記録 第一號

○昭和三十六年六月三十日（金曜日）午後二時八分開議
月四日市議会定例会議事速記録

○出席議員（三十五名）

事務局長 事務次長
庶務係長 議事係長
市川 菊原
川原 佐藤
川田 藤原
善英 茂裕 也雄

○市議會事務局（四名）

森 柴 前 矢 山
田 田 川 田 口
卯 辰 繁 信
七 繁 男 郎 生
君 君 君 君 君

○欠席議員（五名）

藤谷祐一君
中島忠勝君
山本三郎君
島忠勝君

渡伊加鈴浜笠坂伊伊生辻日田山永橋小
藤藤木田部上藤藤川比村中由詰林
權太郎一男次平弘衛郎十長昌七定愛
金定弥昌七長泰宗平義末忠巳庚喜
一郎平弘衛郎十長昌七定愛金定
夫一郎平弘衛郎十長昌七定愛金定
君君君君君君君君君君君君君君君君

○議事日程

○二日六月三十日(金)午後二時開議

- | | | |
|----------------|------|----------|
| 1.議案第七六号上程 | 議案説明 | 質疑、討論、議決 |
| 2.議案第七七号、七八号上程 | 議案説明 | |
| 3.議案第七九号上程 | 議案説明 | |
| 4.議案第八〇号上程 | 議案説明 | |
| 5.議案第八一号、八二号上程 | 議案説明 | |
| 6.議案第八三号上程 | 議案説明 | |
| 7.議案第八四号、八五号上程 | 議案説明 | |
| 8.議案第八六号、八七号上程 | 議案説明 | |
| 9.議案第八八号上程 | 議案説明 | |
| 10.議案第八九号上程 | 議案説明 | |
| 11.議案第九〇号上程 | 議案説明 | |
| 12.議案第九一号上程 | 議案説明 | 質疑、討論、同意 |
| 13.報告第二九号上程 | 議案説明 | 質疑、討論、承認 |
| 14.発議第六号上程 | 議案説明 | 質疑、討論、議決 |
| 15.答申第一号上程 | 議案説明 | 質疑、討論、議決 |

○議長(山本三郎君)　ただいまから定例会を開いたします。

本日の出欠議員数を報告いたします。

出席者二十八名、欠席届出者三名、遅刻九名であります。

本日の日程につきましては議事日程に従いましてとり進めたいと思いますから、御了承をお願いいたします。
ただいまから会議を開きます。

○議長(山本三郎君)　日程第一、議案第七十六号専決処分についてを上程いたします。
議案の朗読はすべて省略することにいたします。
提案理由の説明を求めます。

(市長(平田佐矩君)登壇)

○市長(平田佐矩君)　ただいま御上程にあずかりました議案第七十六号について御説明を申し上げます。

本案は、市営住宅敷地買収に関するものでございまして、昭和三十五年度市営住宅敷地は、四日市住宅公社の小林
団地を予定しておりますが、同敷地の造成工事が意外に遅れた関係上、買収手続きが年度末にいたりましたので、
議会を招集するいたまがなく、やむをえず専決処分の上、これを処理いたしたものでございます。

どうかよろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本三郎君)　説明お聞き及びのとおりであります。

本案に対しまして御質疑がありましたら御発言願います。

○橋詰興隆君　ちよっとお聞きするのですが、いまの市長説明によりますと、きわめて簡単でわからぬのですが、私

がいま質問しようとするのは、いわゆる内容でなくて、地方自治法に専決処分したときはすみやかに次の議会に報告、承認を求めるという規定があるわけです。ところがこれを見ますと、三月二十九日に専決をやつておるわけですね。それから後に四月、五月に各臨時会があつたはずです。その間になぜやらなかつたのか、この手続きについて、法的にどういう解釈をしておるのか聞かしてください。担当がどなたかわかりませんが、できれば総務部長あたりからでもお願ひしたい、とう考えてあります。

○監理課長（小林清君）ほんとうに専決処分の報告はすぐにさしていただこうと思いまして準備をしておつたのでござりますが、臨時市会がありましたときの議案の編成が、連絡が私のほうが悪うございまして、乗り遅れたわけでござりますので、御了承をお願いいたしたいと思います。

○橋詰興隆君 要領をえないので、私が一番感じることは、いわゆる法に明らかに規定されておる限りこういうことはやはり厳守してもらいたい。これは考え方によりますと、いかに議会があつても……（聞きにくい）議会輕視だということも出てくるわけです。この点はこんどこういうことは絶対に起らないのだというのをはつきり回答を求めておきたい。単に事務的なことで遅れたのだということではなく、やはり事情はこうなのだということで、そのときどきにはつきり処分していくといふ折目だけはつけていただきたい。そうでないと、前例があるからということで、あたりまえになつてくる。そういうことが起りうる可能性があるわけですから、この点は特に、これが最後だ、こういうことでやつてもらいたい。そういう点ではつきりそういうことが明確にいえるかどうか。これは総務部長に実際の責任としてはあると思いますが、要望しておきたい、こういうふうに思います。

○総務部長（林義男君）これは、監理課長からお答えいたしましたが、はつきり私どもの手落ちでございまして申しわけないと存じております。こんごういうことは御指摘のように十分注意して絶無を期したい、こういうふうに

考えております。（橋詰興隆君「了承します」と呼ぶ）

○議長（山本三郎君）お諮りいたします。他に御質疑もありませんので、議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君）御異議ありませんので、そのように決定いたします。
議案オ七十六号を原案どおり承認いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君）御異議なしと認めます。よつて議案オ七十六号は原案を承認することに決定いたしました。

○議長（山本三郎君）次に日程オ二、議案オ七十七号昭和三十六年度四日市市歳入歳出オ三回追加更正予算及び議案オ七十八号中小企業設備近代化資金貸付金の一部更正についてを上程いたします。
市長の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）ただいま上程にあつかりました二議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案オ七十七号は、本年度一般会計オ三回追加更正予算案でございまして、当初予算編成後に確定した公共事業費六千二百九十一万二千円、新年度に入り緊急施工を要することになつた市単独事業費一千五十七万二千円、過般、勧奨いたしました希望退職者等に対しまする退職料退職手当一千七百八十二万二千九百円、特別会計への繰出金その他やむをえない経費三十九百三十五万九千九百五十円、合計一億三千六十六万六千八百六十円の追加更正をお願い

たすものでございます。

以下、歳出から各科目ごとに概要を申し上げます。

オ二款市役所費の追加一千六百五十六万一千四百四十円は過般、竣工いたしました名譽市民公舎の維持管理費及びさる三月末までに申し出のありました希望退職者等に対する退職料並びに退職手当を計上いたしたものでございます。
オ二款消防費三百八十五万五千五百円の追加は、近く日永地区における味ノ素、江戸川化学、高分子化学等の工場地帯に延長いたしまする県営工業用水道管に併設いたしました消火栓工事費及び消防署南出張所庁舎建設費のその後の建築費増、並びに基礎杭打工事費等の不足見込額をお願いいたしたものでございます。

オ四款土木費は、老松橋、朝日橋等が、近時交通量の激増によりまして直ちに補強工事を必要といたしまするの、補修工事費の追加と前年度末に県営にて施工の県道川島貝家線工事に伴いまする用地関係費、工事費負担金及び今回国庫補助割当が決定いたし、二ヵ年継続をもって施工することになりました開発橋改良工事費、並びに過日折損し通行不能となりました伊坂橋の改良工事費等二千七百六十五万九千五百円を計上したものでございまして、このうち開発橋工事費は補助基本額に対しまして三分の二、すなわち一千二百六十三万四千円の国庫補助金を歳入に追加いたしたものでございます。

オ五款都市計画費の追加四千二百五十二万六千円は、今回、国庫補助金の割当が決定いたしました千歳町小生線（旧末広町午起線を改称したものでございます。）の街路築造及び同舗装工事費、稲葉町生桑線並びに四日市中央線七十メートル道路の舗装工事費、南浜公園の築造工事費と市単独事業として施工の同公園敷地造成工事費を計上したものでございます。なお、これらの国庫補助対象事業の補助率は、千歳町小生線等街路築造舗装工事に対しましては三分の二であり、公園築造工事は三分の一でございまして、いずれも歳入に計上いたしておりますのでございます。

オ七款教育費二百六十三万一千四百七十円の追加は、過般、申し出のありました教育委員会関係の希望退職者に対する退職手当と、本年度、生徒が急増いたしました朝明中学校ほか七校の自転車置場新築工事費をお願いいたしたものでございます。

オ八款社会及び労働施設費は、来る七月一日から県警察職員の派遣を受けて青少年補導センターを開設いたしまするので、これに要しまする経費並びに各地区におきまする青少年対策協議会運営費補助金等三十三万二千九百五十円と、近日、本市民ホールにおいて開催の保護司会県大会の補助金十万円及び寺方公会所敷地整備工事費の二十二万八千円を追加いたしました。

オ九款保健衛生費三百五十万円の追加は、歯科保健相談所建設費に対しまする本年度分の補助金を計上したものでございます。

オ十一款産業経済費六十七万九千円の追加更正は、本年度県費補助の決定いたしました土地改良事業費と、茂福ボンプ場のエンジン改良工事費及び中小企業設備近代化資金の県貸付ワクの決定に伴うところの減額更正並びに県、市、民間団体三者で発足の海外観光団接遇協議会に対する分担金を計上いたしたものでございます。なお、県単の土地改良事業に対しましては、三割県費補助のほか四割九分の地元負担金を特定財源として追加いたしたものでございます。
オ十二款財産費二百五十万円の追加は、東海製鉄株式会社が今回、倍額の増資をすることに相なりましたので、この新株の払込金をお願いいたしたものでございます。

オ十三款開発調査費九万三千円の追加は、先に敦賀市その他関係地方団体とともに結成いたしました四敦国道期成同盟会の分担金であります。

オ十六款諸支出金三千万円の追加は、特別会計公共下水道費への繰出金を計上いたしたものでございます。

以上が歳出の概要でありまするが、歳入におきましては、歳出各科目において申し上げました特定財源を計上いたし、一般財源といたしましては、すべて前年度一般市費繰越金をもって充当いたしたのでございます。

なお、議案第七十八号は、中小企業設備近代化資金貸し付けに関する別案でございます。

なにとぞ、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山本三郎君） 提案理由の説明お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本案に対する審議は留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に日程第3、議案第七十九号昭和三十六年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳入歳出第1回追加更正予算を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程にあずかりました議案第79号は、本市特別会計市立四日市病院費第1回の追加更正予算案でございます。

まず、歳出から概要を御説明申し上げますと、第1款病院費二百九十六万九千五百三十円の追加更正是、当初、洗たく業務を直営で実施の予定でおりましたところ、その後、検討の結果、委託によることといたしましたので予算の組みかえをお願いいたし、昨年度、新営改築事業として施行いたしましたさく井の水質は非常に鉄分の含有量が多いため除鉄並びに滅菌装置を行なうとともに、これに関連した受水槽の拡張、給水管等の工事費の追加と、旧病院跡の処分までの敷地保全のため必要なたなの設置工事費とを計上したものでございます。

第5款諸支出金の追加は、本会計の前年度決算は、五千二百七十五万五百五十円の収入不足を生じておりますので、ここに予算措置を講じたものでございます。

以上、申し上げました追加更正額の財源といたしましては、旧病院敷地並びに建物売り払い代金をもって充当いたし、収支の均衡をはかったのでございます。

なお、この際特に御了解をお願いいたしたいのでござりますが、旧病院敷地の売却につきましては、敷地の位置、利用価値等にかんがみ、一括払い下げをなし、できる限りこれを広く有効に活用していただきたいと、かように考えておりますので、処分の時期につきましてはいましばらく御猶予を賜わりたいと存しております。

どうか、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 議事日程に従いまして、本案に対する審議は留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に日程第4、議案第八十号昭和三十六年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出第1回追加更正予算を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま上程の議案第80号、本市特別会計公共下水道費第1回追加予算案について御説明を申し上げさしていただきます。

本市住宅公社において施工いたしております小林町高花平における住宅団地開発は、その後順調に進展し、昭和三十五年度分の市営住宅九十四戸も遠からず完成のはこびとなつてまいりましたので、ここに下水処理場の新設を計画

し、工事費三千万円の追加をお願いいたしました。

なお、これが財源といたしましては、すべて一般会計繰入金をもって充当いたしたのでございます。

どうか、よろしく御審議を賜わりとうございます。

○議長（山本三郎君） 本案に対する審議は留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に日程オ五、議案オ八十一号昭和三十六年度四日市市水道事業会計オ一回追加更正予算及び議案オ八十二号四日市市簡易水道条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま上程の二議案について御説明させていただきます。

議案オ八十一号は、本市水道事業会計オ一回追加更正予算案でございまして、収益的収入及び支出六千九百三十一万八千四百円と、資本的収入及び支出において、二千四百八十二万三千九百円の追加更正をお願いするものでございます。

この主なる内容を申し上げますと収益的収入の追加は、営業収益のうち、受託工事収益すなわち小林町住宅団地の給水工事等、委託を受けた工事費の増収六千八百七十六万二千四百円と、昨年度竣工の内部地区におきまする簡易水道の収益五十五万六千円、合計六千九百三十一万八千四百円でございます。

収益的の支出は原水及び浄水費において、各水源の補修費としまして七十四万三千五百円、小林町住宅団地給水の工事費等六千八百七十六万二千四百円、総経費において将来、計画への基礎調査費百三十万円及び内部簡易水道事業

五十五万六千円、合計七千百三十六万一千九百円を追加計上いたし、収入不足額の二百四万三千五百円は予備費を減額充当いたしたのでございます。

資本的収入は、三菱化成株式会社その他の工事負担金五百四十四万九千三百円を追加いたし、資本的支出に対しても不足します一千九百三十七万四千六百円は、前年度の繰越損益勘定留保資金より補てんいたしたのでございます。

資本的支出は、水源施設の補強費として二百十五万六千円、固定資産の購入費におきまして拡張事業用地費等が八百七十七万八千円、配給水管の布設工事費一千三百八十七万四千九百円及び電話機の増設に係る投資一万五千円、合計二千四百八十二万三千九百円の追加でございます。

なお、議案オ八十二号は、内部地区におきまする簡易水道事業の完成に伴います条例の一部改正案でございます。なにとぞよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（山本三郎君） 本案に対する審議は留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に、日程オ六、議案オ八十三号四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について、を上程いたします。説明を求めてます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 議案オ八十三号について、御説明をさせていただきます。

本市職員退職手当支給条例の一部改正案は、失業保険法の改正に伴いまして、同法の規定を準用して支給いたしますところの退職手当について「公共職業訓練所受講者に対する給付規定、広域職業紹介の場合における給付延長の規定及び就職支度金の給付規定」を適用するよう改正するものでございます。

なにとぞよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（山本三郎君） 本案に対する審議は留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第7、議案第八十四号四日市市税条例の一部改正について及び議案第八十五号四日市市都市計畫税条例の一部改正について、を上程いたします。

市長の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま上程の一議案について御説明を申し上げます。

議案第八十四号、本市市税条例の一部改正案は、本年の四月から実施せられた地方税法の改正に伴いまして、本市条例について所要の改正を行ない、かつ今回、当市に国際観光ホテル整備法により登録を受けたホテルが建設せられたことに伴い、同法に基づき固定資産税の不均一課税を行なおうとするものでございます。

今回の地方税法の改正は、長らくの間、懸案として税制調査会において審議せられました住民税の課税方式の改正をはじめとして、固定資産税、軽自動車税、電気ガス税等、相当広範囲にわたって行なわれたのであります。住民税の課税方式の改正は、昭和三十七年度から実施せられますので、この関係につきましては、こんごなお十分検討の上、御審議をお願いすることといたしまして、今回は昭和三十六年度から施行せられます部分につきまして所要の改正を行ないたいと存じ、ここに提案申し上げた次第でございます。以下、改正案の内容につきましてその概要を御説明申し上げます。

市民税の関係につきましては、身体障害者、老年者、未成年者及び寡婦等に関する非課税規定の改正その他給与所得者についての特別徴収手続きの合理化その他若干の改正が行なわれましたので、これに関する所要の規定改正を行なうものであります。

固定資産税関係につきましては、ガス事業用の新設償却資産に対します課税標準の特例の新設並びに内航船舶に対する課税標準の特例の改正等が行なわれましたので、これについての規定改正を行なうものでございます。

軽自動車税につきましては、最近、車の種類が非常に増加しましたので、車種間の税率の均衡がとれなくなつてきましたことによりまして、今回その税率改正が行なれましたのでこれに関する所要の規定改正を行なうものでござります。

電気ガス税につきましては、零細負担排除の趣旨をもちまして、家庭用の電気及びガスの使用料について一ヵ月三百円の免税点制度ができましたので、これに関する所要の規定改正を行なおうとするものであります。

次に、議案第八十五号、本市都市計畫税条例の一部改正案は、先ほど御説明申し上げましたように、当市に国際観光ホテル整備法によりまして登録せられましたホテルが開設されましたので、その建物に対しまして固定資産税同様都市計畫税の不均一課税をしようとするものでございます。

どうかよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 本案に対する審議は留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に、日程オ八、議案オ八十六号国有地の譲与について及び議案オ八十七号市道路線の認定についてを上程いたします。

説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま上程の二議案について説明を申し上げます。

議案オ八十六号は、国有地の譲り受けについての議案でございまして、市道塩浜町一石原町線外四路線の道路敷をして國より貸付を受けているものを今回、道路法のオ九十条オ二項の規定に基づまして國から無償にて譲与を受けようとするものでございます。

議案オ八十七号は、河原田地区内の国有財産である道路を太治田二号線及び同三号線として市道に認定いたしまして、國より無償貸付を受けるよう手続きをいたしたいと存じ、ここに提案申し上げたものでございます。

どうかよろしく御審議賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 本案に対する審議は留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に、日程オ九、議案オ八十八号購入契約の締結について、を上程いたします。

市長の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま上程の議案オ八十八号、購入契約締結案は、農地の排水に使用するために羽津町の

地内に設置いたします排水機の入札を過日行ないましたところ、契約金額一千四百八十万円をもって日立製作所の代理店である市内四ツ谷新町、有限会社東邦電気商会に落札決定いたしましたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例に基づきここに提案申し上げたものでございます。

なにとぞよろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 本案に対する審議は留保いたします。

○議長（山本三郎君） 次に、日程オ十、議案オ八十九号予算外義務負担契約についてを上程いたします。

説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案オ八十九号、予算外義務負担契約について説明を申し上げます。

本市の中、小学校校舎の整備につきましては、昭和三十一年に「文教施設整備十カ年計画」が樹立され、この計画に基づいて整備を行なつたのでございますが、市の発展に伴いまする入学、転入学児童の増加による校舎の増設や、伊勢湾台風の被害による復旧工事の施工等により、先に申し上げました計画よりは遺憾ながら若干遅延のやむなきにいたつておつたのでございます。しかしながら、学童生徒の学習上の不便をおもいまするとき、校舎の整備を一日も早く十カ年計画の軌道にのせたいと考えるのであります。つきましては、国庫補助の対象とならない市単独工事として施行しなければならないところの中部西小、中部東小、納屋小、浜田小、港中学の各学校の建設工事につきましては、それぞれの学校の建設委員会において三重、三菱、百五、東海の各銀行と学校建設資金の借り入れ契約を結んでいただいて学校の建設を行ない、しゅん工と同時に当該物件を市に移行するため、市といたしましては、

前述の各金融機関と損失補償契約を締結して建設委員会の借入金返済のつと損失補償を行ないたいと存する次第であります。

この損失補償契約は元金で二億円で金利は年八分以内六ヶ月ごとの支払いで七カ年の契約でございまして、総額二億六千八百万円以内を予定いたしております。

どうかよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 本案に対する審議は留保いたします。

暫時、休憩いたします。

午後二時五十分休憩

午後三時二十分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。

日程第十一、議案第十九号固定資産評価審査委員会委員の選任について、を上程いたします。

市長の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案第十九号につきまして御説明を申し上げます。

本案は、本市固定資産評価委員会委員の伊達貫一郎氏が去る六月二十二日をもちまして任期満了と相なりましたので、再び同氏を選任いたしたいと存じ、ここに御同意をお願いいたします次第でございます。

どうかよろしく御賛同のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） お諮りいたします。別段御質疑もないことと存りますので、市長の推選者に同意いたします。

るに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第十九号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第十二、議案第十九号・権擁護委員選について、を上程いたします。

市長の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 御上程の議案について御説明を申し上げます。

本市関係の人権擁護委員のうち大野正夫氏が六月三十日をもちまして任期が満了いたしますので、再度同氏を御推選申し上げたいと存じまして、ここに御提案を申し上げる次第でございます。

なにとぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本三郎君） お諮りいたします。別段御意見もないことと存りますので、市長の推選者に同意いたしまするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第十九号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第十三、報告第十九号専決処分の報告について、を議題といたします。

市長の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 市営住宅の家賃請求に関する訴訟について専決処分を行ないましたので、御報告申し上げます。

市営住宅の使用料につきましては、滞納のないよう極力徴収につとめてまいつたのでございますが、遺憾ながら小数ではござりまするが未納がござりますので、滞納整理のための請求につとめているのでございます。これら滞納者のうち、四名の方々は市のたび重なる請求に対しまして全く納入の意思がないよう見受けられますので、不本意ながら完納者への悪影響を考慮いたしまして、やむなく本年四月十三日四日市簡易裁判所に対しまして、延滞家賃及び損害賠償金の支払命令の申し立てをいたしたのでございます。このうち三名の方は支払命令申立の日から二週間に以内に異議の申し立てがなかつたが、しかし本件の相手方は市の支払命令の申立に対し法定期間内に異議の申し立てを行ないましたので、民事訴訟法第四百四十二条の規定により市は支払命令申立の日において相手方に對し家賃金の請求に関する訴訟を提起したものとみなされたのであります。訴訟の遂行に当たりましては、訴訟の代理人を選任して裁判上の行為を委任いたしまして、市の立場を相手方に理解していただくようつとめ、円満解決を念願するものでございます。

以上、専決処分について簡単ながら御報告を申し上げた次第でございます。

○議長（山本三郎君） 御質疑がありましたら御発言願います。

お諮りいたします。別段御質疑ありませんので、報告第二十九号を報告どおり承認することにいたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よつて報告第二十九号は、これを承認することに決定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第十四、発議第六号四日市市議会委員会条例の一部改正について、を上程いたします。

提案者を代表いたしまして伊藤泰一議員に御説明をお願いいたします。

〔伊藤泰一君登壇〕

○伊藤泰一君 提案の理由を申し上げます。

去る四月一日の清掃課、下水道課及び失業対策事務所が設定されました関係上、委員会条例中、教育民生委員会並びに建設委員会の担当事項を改正する必要が生じたので、ここに提案いたした次第であります。

どうかよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 別段御意見もないことと存りますので、本案を原案どおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よつて発議第六号は原案どおり可決確定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第十五、答申第一号字の区域の変更についての答申について、を上程いたします。

本件につきましては、現在理事者が八幡製鉄工場の敷地の一部として買収交渉を進めております約五千坪の弓形農地が羽津土地改良事業区域に介在しているのでございますが、この土地の取得による移転登記等に必要な換地認可

が本月末までに許可されることになりました関係上、この関連する字の区域並びに名称変更について諮問がまいりましたので、このように答申いたしましたお諮りするものであります。

本案につきまして御質疑がありましたら、御発言をお願いいたします。

お詫りいたします。御質疑もありませんので、本案のように答申することに決定いたしまして御異議ありませぬ。

○議長（山本三郎君） 異議なしと認めます。よって、申オ一号は原案どおり答申することに決定いたしました。

なお、次回の本会議は来る七月三日午前十時に開会いたしますから、御了承を願います。

上卷

六昭和十六年四月四日市市議会定例會議事速記録 第二号

○昭和三十六年七月三日（月曜日）午前十時八分開議

○出席議員（三十九名）

米田好兼速記

馬野内矢伊谷平谷志鈴錦平池荒大早

事務局長市
事務次長菊
議事係長川原
庶務係長佐藤
地田川
善英
也雄
裕茂

○市議会事務局（四名）

○欠席議員（五名）

高渡加笠服浜鈴前坂伊伊生田山柴永橋小橋

○ 議事日程

オ三日七月三日(月)午前十時開議

- | | | | |
|----------|------|------|-------|
| 1.議案オ七七号 | オ七八号 | 総体質問 | 委員会付託 |
| 2.議案オ七九号 | | 総体質問 | 委員会付託 |
| 3.議案オ八〇号 | | 総体質問 | 委員会付託 |
| 4.議案オ八一号 | オ八二号 | 総体質問 | 委員会付託 |
| 5.議案オ八三号 | | 総体質問 | 委員会付託 |
| 6.議案オ八四号 | オ八五号 | 総体質問 | 委員会付託 |
| 7.議案オ八六号 | オ八七号 | 総体質問 | 委員会付託 |
| 8.議案オ八八号 | | 総体質問 | 委員会付託 |
| 9.議案オ八九号 | | 総体質問 | 委員会付託 |
| 10.選挙オ四号 | | 選挙 | |

議長(山本三郎君) ただいまから定例会を再開いたします。

本日の出欠議員数を報告いたします。

出席者二十七名、欠席届出者二名、遅刻十一名であります。

議事説明者中、平井庶務課長は自治大学に一ヶ月間派遣され欠席いたしておりますから御了承願います。

ただいまから会議を開きます。

去る六月三十日の本会議におきまして市長より説明のありました議案オ七七号ないしオ八九号の十三議案に対しまして審議を保留したのであります。本日は議事日程によりこれら議案に対しまして総体質問を行ないます。

○議長(山本三郎君) それでは日程オ一、議案オ七七号及びオ七八号を議題といたします。

質問がありましら御発言願います。御質問は登壇してお願いいたします。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 去る三十日、本定例会の議案説明を承わったのであります。それに関しまして、市政の諸般にわたくてお尋ねいたしたいと思うのであります。

まずオ一一番にお尋ねしたいことは本定例議会の予算編成方針の理念についてでございます。市長の説明を伺つてみると、議案に盛られました各条項についていろいろと説明されておるのでございますが、その内容を大観いたしますと、市費単独の事業というものが非常に少くなくて、義務負担とかあるいは国庫補助のつくるものに限つておるのでございます。この予算編成ということは市政運営上にも重要な問題でございまして、いわゆる市民による市民の市政という立場からいへば、市民の福祉増進ということが本体でございます。そういう点におきまして、今回の予算編成方針に対する理念について御答弁を願いたいと思うのでございます。

私の以後の質問は多くこれに関連して出てくるものだと思うのでございます。

オ二点、市政の運営上におきましては市の財源というものが、非常に重要な問題になつてくるのでございます。这一点にお尋ねした問題におきましても、この市の財源ということが中心になることだと思うのでございます。そういう点におきましてすでに三十五年度の会計年度は終つたのでございますから、三十五年度の收支の概要について、

同時に三十六年度の財政収入の大かたの見通しは当初予算において示されたのでござりまするが、あれ以後、今日の経済状態の成長に伴い、どのような財源が見込まれるかということについてお尋ねしたいのでございます。

次に、土木費に関する点についてお尋ねをしたいのでございます。

建設の問題は本市発展上非常に重要な問題でございまして、特に道路政策ということは市民の日々の生活に非常に重要でございます。当初予算におきましても建設委員会におきましてこの道路政策の問題に対しても関係委員の方はいろいろと御心配になり、理事者もこれに対してもいろいろとお答えになったように伺ったのでございます。特に道路の新設、維持修繕費、道路の舗装に関しては施政方針に市長は二、三年間においてやりたい、ところがその方法の問題についていろいろとお尋ねしたように伺ったのでござります。幸い昨年度から簡易舗装、いわゆる防塵舗装なるものが予算化され、本年度においても相当多額の予算が計上され、建設委員会においてもこれについてのいろいろと御検討があつたことに対しては私は歓意を表しておるものでござります。幸い昨年度から簡易舗装、いわゆる防塵舗装なる時間がなりました簡易舗装の維持修理費の問題が出ていないのでございます。防塵舗装のやり方は先進都市岐阜を基にして研究されたのでございまして、維持修理の方法につきましてもいろいろと御検討頗つたことを過去において聞いて聞いとるのでござりまするが、すなわち簡易舗装、防塵舗装をなすったあととの維持、管理の方法が非常に大事でございまして、市民はこの簡易舗装に対して非常に喜びと感謝を持っておるのでございますが、その後の破損が非常に多くて、その点非常に落胆し、いかにしてこれを修繕してもらうかということについてを市民は心からこい願つておるのでござります。当初予算の際にもこの問題に関して錦議員は浜田建設委員長に向つていろいろと質問をされたのでござりまするが、そのときに近き機会においてこの問題を解決するというように伺つたのでござりまするが、本予算にこの問題が計上されていない理由はどこにあるかということをお尋ねする次第でございます。

次、教育費の問題に触れるのでござります。

教育予算を拝見いたしますと、他も同じでございますが、非常に少額でございます。この点について教育長はこれで十分であるのかどうか。私は建設事業に関しては、一月、二月のすればいろいろの事情を認めるのであります

が、市、教育に関する問題が、必要な予算措置の問題に対しても一月、二月あるいは三月、四月を遅れることは事後に及ぼす影響は非常に大なるものがあります。これに対して満足しておられるのかどうかということ。

次に中学校の生徒数の増加に伴う急増対策の問題でございます。昨年度におきましては急増対策として二十五教室が昨年の十二月に予算化されまして進められたのでございまして、ところがその結果を見ますと、ようやく先月中、下旬に二十五教室のだいたいの完成を見たようでございます。ところが、この完成の時期が遅れたために、中学校の教育上におきまして第一学期のずれを生じておるのでござります。その一学期間各中学校長は学校運営上に非常に苦心をいたし、ある程度の犠牲を子供にもつておるのでござります。私はせっかく早く予算を編成されながらこういう状態になつとることを憂うるものでございます。でありまするから、来年度は中学校の生徒は最上の生徒数になるのでござります。来年度はたしか十六教室の急増対策の予定になつておるのでござりまするが、この予算編成を昨年よりもう一期早めて九月の議会に提出されて、来年度は四月一日から、中学校の教育が、十分ではございませんが、ある程度生徒の満足するようにする方法をお持ちかどうかということをお尋ねします。

同じく教育問題におきまして予算外義務負担の八十五号議案について市長にお尋ねいたします。

○議長（山本三郎君） 七十七号と七八号だけです。

○坂上辰十郎君 わかりました。では八十九号に対してもいたしましたが、教育問題についてもう一点市長にお尋ねいたします。

今次、教育の問題におきましてはいろいろ問題がございますが、幼稚教育の必要なことはいうまでもございません。私もこの壇上において一、二回述べたのでございます。最近の陳情、請願書を見ますと、保育園の新設並びに増設あるいは幼稚園の増設という問題が多く出るのでございます。幼児教育のいかんが青年時あるいは成人になってからの重要な問題になるのでございます。よい市民を作る意味において義務教育ではございませんが、本市がだんだん発展して多くのお父さんお母さんが、工場その他の職場において働いておられる。その大事なお子さんのために保育園の増設あるいは幼稚園の問題についていかなる考え方を持っておられるかということを伺いたいのでございます。才四点ですが、産業経済費についてお尋ねしたいのでございますが、この問題におきましても、伺いまするところとうに少数でございます。この点について産業部長にお尋ねしたいのでございますが、中央においては最も重要な問題の農業基本法が制定されつゝあるのでございますが、四日市の農業も相当重要な転換期に来るとるのでござりますがこれに対して産業部長はいかなる理念を持っておられるか、これに対するお答えを願いたいと思うのでござります。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいまお尋ねをいただきました市の予算編成の理念の問題でございますが、このことにつきましてはすでに当初予算のときに詳しく述べたつもりでございます。

といいますのは、ややともすれば近年、追加予算、追加予算でやつてまいりましたのでございますが、どうもそういうことではおもしろくない。だから当初予算のときに大よその大いなる線は出してほしいということが、皆さんの御世論のように私は拝承しておりましたので、皆様方の御趣旨のあらせられますところに従いまして、一年間のおおよその線をつかみとりまして当初予算におきましてその大本とするところを示したのでございまして、幸いに

議員各位の御協賛をえまして当初予算を成立させていただいた次第でございますが、その後まだ時間も短こうございまするが、市の財政の情勢とにらみ合せまするというと、非常に健全な足どりを示しておるよう思うのでございますが、いつも四日市市のとり来たりました方針の中の一つのうちに災害時を一応、見送り、そうしてその年度の仕上げ的な予算を組みたいということが考えられてきたのであります。これはまことに用意周到な考え方でありますたが本年度はこのことにつきましては例年よりかはやや軽く見まして、むしろそういうことがあってもいい、あつてはならぬが、あってなんとか予算の面において皆様方の御要請に応ぜられるように対処したいということの余地だけを残しまして予算の編成をいたしましたような次第でございますので、従いまして本予算に追加をお願いいたしますするいろいろの条項につきましてはその後の変化に応じましていたするものでございまするし、また、ただいま御質問のありましたようにそれぞれ国、県等の補助あるいは起債のようなものが定まりましたものを取り上げたというような点を御指摘になっておりますがそのとおりでございます。従いまして理念といたしましては当初予算に申し上げたような次第の大きな根幹をたどるようなことでございます。

ただその中で、本議会で著しく御配慮をわざらわしたいと思いまするには、教育費のうちの予算外の義務負担の問題でござりまするが、これとも直接そのときに直ちに金がいるというわけではございませんけれども、教育のことにつきまして非常に質点をおきまして、おそらく市内におかれまするところの小学校の方々の御希望というものはほとんど全部お受け入れさせていただいて、もって市内の整備をまづはかりたいということを申し上げたような次第でございまして、私は市民の方々の意のあられますところを十分勘案いたしまして、皆様の御趣旨に従つて的確なる手を打つていただきたいと思っておるような次第でございます。

概略について申し上げましたが、その他のことにつきましてはそれぞれ担当者から御答弁をさせていただきたいと

存じます。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 御質問のオ二点の財源についてどういう見通しを持っておるか、あるいは三十五年度の收支の概要について説明をせよという問題についてお答えをいたします。

三十五年度の決算の概況といたしましては現在作業中でございまして、七月末あるいは八月中旬にならないとはつきりした数は出ないのでござりますが、ここで私が皆さんとともにお喜び申し上げたいと思いますのは、財源と申しますうち、御承知のように市税、補助金、起債、そういうような財源の種類のうち、市税の伸びが三十五年度におきましてはわれわれが考えておりましたが、ここで私が皆さんとともにお喜び申し上げたいと思います。概数といたしましてはだいたい三十五年度の歳出の総額が二十二億ちょっとくらいになりまして、歳入の総額が二十四億内外こういう推定をいたしております。でござりまするので、当初考えておりまして三十五年度末の定期市会における追加なんかで皆さんにこれで財源は一ぱいじゃないかというような状況を申し上げました状態からいいますと、だいたい繰り越しました財源その他を引きまして二億ちょっと出るくらいの余裕の金額がある。われわれといたしましては今回の追加にそのうちのだいたい半額を財源として計上しております。あと半額は先ほど市長から御説明がございましたような不測の事態に即応する弾力性のある一つの市の政策の基本的な財源として考えておきたい、こういうふうに考えておつたのでございますが、御案内のように今回の災害によりまして私の予想ではだいたいそれくらいのものが今次の災害に一般財源として必要でないか、そういうことを考えております。

それから三十六年度の収支の見込みにつきまして申し上げますと、これも今回の集中豪雨の状態によりまして補助金あるいは起債というような問題あるいはこんごに相当見通しのつきにくい問題がござりますので、はつきりしたことは申し上げられませんが、問題といたしましては、税収の伸びをどんなふうに考えるか、こういう問題であると自分たちでは考えております。ところが大規模償却資産の伸びというものは一応御承知のような税制の状態から考えましてそんなに期待できない、いわゆる一つの高原状態に達する年が本年度であるということを私たちは考えておりまして、当初予算におきまして市長の説明で申し上げましたように税収としてはこれでだいたい一ぱい、事務的にわれわれが考えまして見積られるだけの見積り方をしたつもりでおります。ところがその見積られるだけの見積りという考え方の中には、だいたい御想定がつきますような弾力性のある財源という考え方があるくらいの巾を持たしておるか、これは皆さん御想像にまかせたい、こういうふうに思います。われわれといたしましては市の財政規模のだいたい一割くらいの弾力というものを考えておかないと、非常事態に即応できないという常識的な判断をいたしております。できるだけ組んだということは、その一割がだいたい五分くらいまでみてきておる、こう表現におどりいただきたい、こういうふうに思います。非常に数字的に、三十六年度につきましては今回の災害によります問題もござりますので、予測がつきにくい、こういうふうに申し上げられませんのが、非常に残念でござりますが、三十五年度の収支の状況から考えまして、皆さんとともに四日市市のいわゆる発展というものが現実的には四日市市の財政事情を非常に楽にしておるということをお喜び申し上げたい、こういうふうに思います。

〔建設部長（城井義夫君）登壇〕

○建設部長（城井義夫君） 建設部の予算のうち特に道路の修繕に対する予算の問題の御質問のように承わっております。

道路修繕につきましては当初予算に防塵舗装といたしまして一千五百万円の予算をお認め願いまして準備を進めております。その準備の段階といたしまして台風前に市内の南部、西部、中部等四カ所あまりに一応分けまして、すで

に予算の五〇%程度の目標で発注を終ったところでございまして、たまたまこのたびの水害によりまして現場の着工が若干遅れると思ひますが、この非常の事態が一応おさまりまして労務その他の問題が落ち着きますと早急に仕事に着手工さすように連絡をしております。それにつきまして御指摘のよう防塵舗装は修繕のいかんによってこの成果が上がるかどうかという使命を制するような状況で、こんどの維持、修繕が一番大事な問題である、こういうふうに私ちも考えております。それで、一応この九月ごろを中途といたしまして、それまでの段階におきましてはすでにやりましたところの修繕は市内を数カ所に分けた、本年度の仕事をやります業者に適宜担当者がまいりまして補修を命じて臨機応変にやらすという考え方をしております。それで新設と並行的に既設の面の補修を進みたいと思っております。

なお、当初予算の御審議のときにいろいろ御要望なり御意見をいただきましてこれを直営的な班を編成いたしました道路舗装に徹底を期せというまことにけつこうな御意見をいただいております。これに対しましては一応、施設の整備それから人間の問題等を考えまして、一応岐阜等の、すでに数年の経験のある市のはうに二、三名を派遣いたしまして、実際にタールのノズルを持って体験をさせまして、うちへ帰つて十分手元の人を使って指揮ができるというふうに講習といいますか、実地を見習つてくるような措置を近くやりたいと思っております。

それからタール等を扱いますので、この市内のはうではいろいろこんどの隣接地との問題も考えますので、民家すぐ近所でそういう作業場を作るということは好ましくないよう思います。それでこの作業場の位置の問題を現在考慮中でございます。二、三予定地を考えておりますが、一応よくこんどの作業状況、地価の問題等を勘案いたしまして御相談を申し上げたいと思っております。その他機械設備等につきましてはいろいろ資料を整えておりますので、これも考慮いたしたいと思っております。

なお、これにつきましての予算の問題でございますが、当初予算の審議におきまして、追加予算においてその点を考慮させていただくというふうに申し上げておるんでございますが、一応建設部の土木費の予算といたしましては、年間を対処した予算をいただいておりますので、この九月期、あるいは十二月期までの間に一〇〇%の支出を行なうことがないんでございますので、そういう今までに申しました施設あるいは訓練に要します費用につきましては、そのつと市会なり建設委員のはうにいろいろ御相談申し上げまして、既決予算で措置をさしていただきたい。で、九月に、あるいは一応そういう準備態勢が整いましたら、九月ごろの時期にそれを総括いたしまして予算を御審議願い、そのときにはすでに正常な仕事ができる形で発足するような状況にもっていきたい、こういうように考えております。

〔教育長（山本草一君）登壇〕

○教育長（山本草一君）お答えいたします。

教育費の追加予算が大へん少ないんでないかという御質問でございましたが、六月におきましては国庫補助関係を全部入れてもら予定でございましたけれども、一部未確定の分がございましたのでこの関係は一括して九月にお願いすることにいたしましたので、早急に市単でやらなければならぬ分、自転車置場についてお願いしておることでござります。

それから中学校の急増の問題について御指摘いただきましたが、これはお説のとおりでございまして、私たち昨年の十二月に追加と予算外義務負担をお願いいたしました約五千四百万円の工事は、だいたい予定といたしましては九月初めから使えるという予定でございましたが、一部大へんおそらくて先月の末にやつと使えるような状態になつたということで、大へん御迷惑をかけていますので、本年度はなるべくこれを早い機会に市のはうへお願いしたいと

思っている次第であります

なお、このときに計画いたしました才三期分が、三十七年度分までに約二千万円のものを計画しておったのでござりますが、これは主として自然増を中心に計画しておりますが、本年に入りまして笹川、南方面で急激な社会

増がありますので、一応これは計画を多少変更してお願いせんがらんと思つておるが、大体児童教育のうちの幼稚園の問題でござりますが、この義務教育の施設整備の計画を立てましたときに、幼稚園

の問題につきましては原則として新設をやつていかないという方針を立てたのでござります。なお、これについて保育関係とこれは本質的には問題は違いますけれども、保育園との関係をにらみ合せて幼児教育の陥没地帯については考慮していこうという非常に消極的な方針でござりますけれども、そういう方針を立ててありますので、現在、教育委員会といたしましてはやや消極的な態度であるということでござります。

〔 民生部長（中山英郎君）登壇 〕

保育園関係につきましてはこの当初予算を御決議いただいた以後、措置すべき保育児がたくさんあるということを考えまして、すでにとりました措置といたしましては既設の保育所のうち、措置すべき保育児の多い場所で比較的教室が広かったところは間仕切りを操作することによって、二十名程度の増員を市内のワク操作によつてすでに実施をいたしました。これは北部のほうでございます。その後さらにわれわれはいろいろ福祉事務所と考えまして、県と連絡をとりまして県下のワクの操作によつて十月下半期、十月ごろに二十名程度の者を県下の定員を四日市市へもらうという下交渉を固めまして正式には十月に本年度の下半期において正式に定員をもらう、二十名程度の定員をもらうという話がだいたい内定しておるのでございます。そういうふうな市内のワク内の操作、県内のワク内の操作をもちまして逐次手を打つていきたい、この予算措置につきましては九月のときに御審議を願うというふうに現在とり遊び中でございます。

以上でございます。

○ 農業部長（園浦和己君） 農業基本法が国会を通過したという事態に立って産業全般に対する考え方を述べるといふ御質問でございますが、この問題は非常に広範な問題でござりますしなかなかむずかしい問題だと考えております。当初予算の三月議会におきまして藤谷議員さん及び谷口議員さんその他山中議員さん等からも同じような御質問をいたしております。それに対し前部長及び市長から本年度中には農業に対する基本的な考え方を打ち出していきたいというふうに御答弁申し上げてございまして、その後に新しく産業部長を命ぜられました私といたしましては、三月議会における答弁の、お答え申し上げました考え方方に忠実に従いまして、農業基本法が国会を通過したという現実の姿の上に立って、及びどんどんと工業化していく四日市市の特殊性に立ちまして農業に対する基本的な指導方針あるいは行政として打ち出していくべき政策等につきましてこの際本格的に考えていきたいというふうに考えまして、目下、農業基本法及び国民所得倍増計画等を慎重に検討いたしまして、その線に沿いまして現在国が打ち出されております新農村建設事業あるいは農業構造改善事業等も十分消化いたしまして、さらにどんどんと大企業による工場化が進んでまいりますし、地元の商工業が伸張する中において工業及び商業部内とテンポの合った農業をどうしていくかというふうな問題について考えていきたいと努力をしている次第でございますが当初予算に藤谷議員さんからも指摘されましたように、だいたい現状の把握が十分ではないんじやないかというおことばがありましたが、それからそりいふた基本的な問題から十分な検討を加えるような農業基本法等においていわれていて十年後の農業は、特に四日

市市市農業はどうあるべきかを検討していきたいというふうに考へておる次第でござります。申し上げるまでもなく、

農業基本法の精神は工業あるいは商業の従業者と農業の従業者の所得格差を縮めることであり、工業あるいは商業の皆さんと農家の皆さんとが同じ所得がえられるようになるということに、最終的には尽きると思うんであります。そのようにしていくためには四日市市農業特に農家の経済という観点からどのような農業を実施していくべきか、従来いわれておりますいわゆる都市近郊農業論から出てくる適地適作主義でいいのかどうか、その辺を問題として検討していきたいというふうに考へまして、産業部挙げまして基本的な問題から調査を始めておりますので、少なくとも次の議会くらいには具体的な事業としてお願いできるようなかつこうになるだらうというふうに思ひますので、いましばらく御猶予願いたい、こういうふうに思ひます。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 ただいまオ一点の問題につきまして市長から御答弁があつたんでござりますが、私は予算の内容を見ますると、当初予算に組んでもいいようなものがあるということも見受けるのでござります。こういう点についてですね、予算の編成ということは、市民の仕合せ、市民の納得するということを土台にしてやつてもらわなければならぬのでござりまするから、この点についてはこんど大いに御留意を願いたい。

なお、教育土木あるいは産業方面を伺いますると、九月議会には相当出すような意欲の片鱗が見えたのでござりますが、その際にはひとつ十分御検討の上、もちろんこの二十六日の集中豪雨の災害もあり、またこんどあるかも存じませんけれども、こういう災害とにらみ合せ、また市の財源との問題もにらみ合せて大いにやつてもらいたいことを希望いたします。

なお、財源の問題につきましていろいろと総務部長から伺つたんでござりまするが、昨年度の問題は了解するので

ござりますが、本年度の分はだいぶ控え目のような状態でござります。もちろんこれはほんの少ししかたつておりますから、こういう状態はよくわかるのでござりますが、将来伸びる財源に対しても有効に利用するということをお考へ願いたいのです。この財源の問題で、ひとつ小さい問題でござりますが、この際お尋ねしておきたいのです。

当初予算の諸費の中で漁業補償に関する六千円の費用が出つたのでござりまするが、そのときにはあまり問題にならなかつたのでござります。漁業補償の問題につきましては八幡製鉄所から本市の負担分あるいは県の負担分を立てかえた問題に対しても、三月來に返つたように伺つておるのであります。もちろんこれは予算外義務負担でございまして、相当の処置があることとは存じますが、その点においてあの六千円の財源というものはどうなりますとか、わかつておるならばお答えを願いたい、こう思ひます。

次に、土木行政の問題につきましてでござりますが、私は、あるいはほかの議員さんも同様でございましょうが、本議会に私は出てくるものだらうと思つておるでござりまするが、いろいろの関係で九月に延ばした、九月には出さんだというような状態でござります。この点多少私は不満を持つたのでござりまするが、こういう緊急を要するものは思い切つて道路行政としてやつてもらつことを部長にお願いするのでござります。もちろん今次の災害、次にいかななる災害があるかは存じませんけれども、これのみではいけませんけれども、すべて勘案をしてやつてもらいたい。ただ、遅れたことに対しても一つ部長は責任を感じて、やるという意気を持つてもらいたいことを要望するのでござります。

なお、教育問題に関しては教育長の説明に対しても私は了解するのでござりまするが、ぜひですね、中学校教育の重要なことは申すまでもございません。来年度は中学校の生徒が最上のピークに達するのでござりますので、ぜひよく研究されて、九月の議会に予算を要求されることを希望し、市長さんにもこの予算をぜひ採用してもらいたい。これ

はよい市民を作る上においてあるいはよい青少年を作る上において非常に私は重要な問題だと感じたんでございます。

次に、市長さんにお尋ねしてお答えがなくて、教育長がかわって答えられたんでございますが、幼児教育の問題に関しましても、義務教育でなくて多少軽んぜられるのであります。これは義務教育の土台になるものだという重要な認識にお立ちになって、こんどの予算編成に十分な配慮を願いたいことを私は希望してやまないものでございます。

次に、農業基本法に対するところの問題でございまして、部長からいろいろと説明がございましたが、ここで特に私のひとつ要望したいことは、農家の方々は基本法の内容についていろいろの方法で耳に入ってる。これに対しても不安を持っておられる。ことに農家の方は保守的な方でございますので、非常に将来どうだらうかというようなことにあるのでございます。だからこういう点におきまして農業基本法の内容を農家の方々によくわかるようにPRをしっかりやってもらいたい。同時に農業の諸政策に関しましては中央からいろいろと、新農村の建設とかいろいろの方法がございますが、こういう問題をよく統合して、縦に平行にやらずして、横にうまく統合して農村の最も喜ばれるような施策を新しい産業部長としてひとつやつてもらいたいことを特に希望して私の質問を打ち切る次第でございます。

○議長（山本三郎君） 暫時休憩いたします。

午前十時五十五分休憩

午前十一時十七分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいまの御質問のうち八幡のほうから補償をもらう、それについての八幡の問題ですね。

○坂上長十郎君 先ほど私は財源問題につきましていろいろ伺っておったんですがね、将来の市政の上に財源が重要な問題だということは総務部長もいっておったのですが、それで、当初予算の際に諸費の中に六千万円という補償費がござりますね、あれはどうなつておるか、八幡の補償と関連しておるんじやないか。八幡の補償の問題は予算外義務負担の問題でございますが、それと関連してこれはついておるのか、どっかへ使われるのかということを、将来の財源としてお伺いしたいわけです。意味わかりますね。

○市長（平田佐矩君） ちよつと了解しかねるのですが、予算外義務負担を片方でしておるが、片方で八幡のほうから補償があつたが、それはどういうふうににらみ合せるのか。（坂上長十郎君「さよう」と呼ぶ）

これは先般も御説明申し上げましたようにそのまま受け入れまして、これは漁業補償という問題でなくて、四日市の財政を援助するということでございますので、ですから、その金額はそれに見合せるように両立てをいたしまして、そうして当分のうち保有しておきたい、こういう考え方でおります。

それからもう一つ、ちよつと私の聞き違いかもせんが、県から云々ということでございましたが、県のほうは八幡が来て税金が入ってきたら四日市市に出すのであって、漁業権そのものには何も関係ございませんので、その点ちよつと誤解のないようにお含みおき願いたいと思います。

○坂上長十郎君 自席からお尋ねします。

こういうふうに解釈してよろしいですか。漁業補償の問題は、漁業組合に対して市が補償したわけですね。それに對して八幡のほうから三月末に入っていると市長さんから伺つておるわけですね。その利子が六千万円だと私は解釈

するのでございます。それで、いま市長さんの説明では八幡から來た金は別途市が保有しておる。従つてこの六千万円はこのまま予算が生きていくんだというような御答弁と見てよろしいですかどうか、ちよつとそこをはつきりしてください。

○市長（平田佐矩君） 漁業補償は八幡のほうは四日市市においてあくまでも支払いをしてそれは保有していつてもらうんだ、四日市市で保有していってもらうんだ。それとは関係なく四日市市の財政に悪影響を与えるちやいかないから、該当すべきところのものを四日市市に財政援助をする。従いまして四日市市の取り扱いといたしましても、今までと少しも変つておりません。予算外義務負担として漁業組合に対して補償していくことは今までどおりでございます。

○坂上長十郎君 そうしますするとね、昨年度の二回にわたつて市が漁業の補償をしたわけでございますが、利子負担はずつとそのままで生きていわけでございますね。

○市長（平田佐矩君） 実質的には利子負担も何もございませんが、実質的に片方のほうで財政援助を受けますから、支払いの日に、発生した日に片方から援助を受けますから実質的には何も必要ございません。きょうまで経過しておる分に対しましては一厘一毛の相違もなくそれに該当するものを受け取つておりますから何も影響ございませんが、ただしかしながら最初に議会におきまして御決議願つておるところの普通漁業組合との契約につきましてはその義務を負わなきゃならない。これは県の問題とは関係ございません。市が負つておる。その場合におきまして県は八幡がやってきて税金がおれのほうへ入るようになつたならば四日市市に補償する、こういつておるのであります。漁業組合には何も関係ございません。

○坂上長十郎君 だいたい私は市民の説明においてよくわかつたのでございますが、将来にこの問題が財源的に起つ

てきたとき、またいろいろと質問をしたり意見を述べたいと思いますから、きょうはさし控えておきます。

○議長（山本三郎君） 浜田議員。

〔浜田弥平君登壇〕

○浜田弥平君 前川議員とただいま坂上議員からの質問に対し、当初予算審議當時建設委員長を仰せつかつておりましたので、大へん責任を感じております。このことにつきまして、前川議員に申し出をいたしまして質問順位を変つていただきたわけでございますが、先ほど坂上議員から、當時錦議員の質問に対して云々ということばがございましたが、私は當時市長と委員会を通じまして約束いたしましたので、もちろん錦議員だけでなくいたしまして、全般議場にお見えになります同僚に、この点につきまして申しわけなく考えております。かよう考えておりますので、もうことは短かく市長さんは、私はこういう大へん、こう皮肉にお聞こえになるかもわかりませんが、六月と七月、こらまあ六月予算、年に四回こそない定例本会議を通じて私は三月予算に市長に要請を申し上げ、委員会の席上でその御答弁をえましたので、建設委員会といたしましては予算の組みかえをやらずに提案どおりに承認したわけでございまして大へん大きな条件のつもりでございます。委員会等の議事録をお調べになればわかるごとく、私どもは予算の組みかえをやらなければ当初予算は認められないという線まで、とにかく三日間、ある日には晩の十一時半までも審議をいたしましてかような結論を出して、当時の委員長といたしまして皆さんに報告を申し上げたとおりでございますが、市長さんに、この六月議会を私は一番近い機会と考えておつたのでありますが、もう水害等の関係もありまして七月になつてまいしております。しかし本議会の名称を私どもは六月定例会と称しておりますので、六月、七月と九月の月とどちらが早いのか、これだけ簡単に御答弁を願いたいと思います、六月と七月がどちらが先に来るのか、これだけを市長さんから御答弁を願えれば、私は議員諸公は満足していただけるのではないかと、かようを考えます。

これは坂上議員から盛んにこのことをお取り上げになりましたので、当時市長に私どもは十名の委員会を通じて委員会の構成を通じて市長にお願いをいたしましたので、簡単に、六月、七月と九月とどちらが早いのか、これだけをお聞かせ願いたいと思います。

次に、せっかくの年に四回こそない定例本会議でございますので、やや政始的に私は深入りを申し上げる質問を申し上げるかもわかりませんが、その点市長さん並びに議事をお取り扱いになります議長にあらかじめおわびを申し上げて質問に移りたいと思います。

まあこの予算を仕組まれる当時には余裕もなかつた。集中豪雨が提案をなさる時期にまつて、しかも私ども二斑に分れて早急に市内の災害箇所を視察いたしたのであります。この視察の結果、一番手近い隣り、市内の中心を流れています三滝川一つを見ましても十三の橋が、こらまあ県道であろうと市道橋であろうと、四日市市内にかかる橋が十三流れおる事が現実の姿でございますが、この流れた橋がほとんど全部木橋であります。それで、先ほど坂上議員から漁業補償の問題を盛んに問いつめられております。この点は私は市長さんが大へん八幡に対しても、当初予算のときにも私は申し上げたつもりでございますが、大へん努力をなすつて四日市市の市民に一錢の負担もかけず八幡の進出を見た、これは市長の努力であり、あるいは側面われわれの代表の議長がこれに協力をなすつたたるものであらうと考えております。

そこで、当初予算のときにもこの六千万円の利子がもういらなくなつたので、次、予算の組みかえをどのようになさるのですかという質問を私が申し上げておるわけでございますが、これは計画的に利子補給と申しますか、出された予算の内容でございましたので事実は現在まで三億円八幡からいただいておるわけでございますので、もしこれが市長が、あるいは市長だけでなくして、私ども四十名の議員が市長の提案に対しても手を挙げて賛成をした工場誘致であったと私は記憶をいたしております。その大賛成をやつたオ一人者であった、その私は一人であったと自分も記憶をいたしておりますが、このたびの災害に、先回の協議会におきましてこの程度の損害であろうという想像の損害を建設部からお聞かせ願つたわけでございますが、市長さん、大へん御努力をなすつて、最近学校建設にいたしましたあるいはその他の施設にいたしましても、次から次へと永久的なものをお考えになつております。余談を申し上げて申しわけありませんが、予算が相関連いたしませんと、かような私どもが要求を申し上げてもなかなか容易に市長は答えられないのではないかと考えますので、八幡の今日まで出された三億円という財源の引き当てに持ち出しておるわけでございますが、いま市内で二十何カ所流れた市道橋、この橋だけでも、せめてこの災害を通じて市長は永久橋に、将来いかなる災害が起つても市民に迷惑をかけないというような基本線をお持ちであるかないか、この点をひとつ私が、昭和二十六年に議会に出てまいりました後、野田橋一つ取り上げてみましても、昭和二十七年に一回流れています。二十八年の災害でまた流れておる。三十四年の伊勢湾台風においても全部すつきり流れおる。このたびで四回目なんです。四回の予算を一応合算いたしますと、あの橋は最初人が通れる橋という約束でありましたが、徐々に大きくなりまして、三十四年度にはオート三輪くらい通れる橋にかけかえをみたわけでございますが、これもこのたび流れてしまつて、先回の説明によりますと概算、復旧費が三百万円くらいかかるのではないかということでございますが、これらを合せますと、今日までかけては流れかけては流れ、約一千百五十万円くらいの、小さな野田橋一橋ですら負担をしてきておるのでありますと、ぜひとと市長さんは最近私がよく悪口の意味で表現をしておるのですが、新しく合併された地域に對しても、学校建設が起りますならば、山の谷合のたんぼを埋め立ててりつぱな鉄筋コンクリートをお立てになつておりますので、かような意欲に燃えておりますが市長はもういまの状況、三滝川一本を見ましても新しい合併地域のあるいは川島や神前や県や保母、もし四日市の市

内へ出てくるにつきましても水道橋の上くらい通過しないと比較的近いコースで出てこれないこのような状態、特に三滝川は四日市橋、新しい国道一号線の四日市橋と、古くからかかっておる橋ではあります、幸い永久橋であります三滝橋とあの近く接近したところで橋が一橋残りておるにすぎないのであります、その他の地域の方々には大へんな御迷惑をおかけしておると考えております。これがもしこのたびの災害を契機に四日市市の現状であれば、先ほど総務部長の予算の昭和三十五年度にも二億くらいの繰越金が余っておる。この予算に一億円使つたからまだ一億余りで、これらはお母ねするのもちよゝとやばな質問かと考えますが、これらと、あるいは先ほど申し上げております八橋がもし四日市市に来てくれない場合には六億一千万円のうち三億円だけはもう出してあつた金なんです。これが来てくれなかつたらわれわれ市長もるとも心中をしてでも市民に申しわけをして、あとに続く人がこの三億円の借金を返してもらわなければならぬ状況も惹起したのではないかと私、思つわけでございますので、これら等を一つの記念財源にされて、市長は県道橋か、いますぐに県に向つて、せめて、四日市市がこれだけの額を負担するから永久橋にしてくれといふことは成り立たないかもわかりませんが、災害前の原形に復帰するということになりますと、県橋もうひとつ加えますと、重要な県道といえども四日市市民が中心に通つておる橋でございますので、最近市長さんは政治的に県庁を四日市市へ持つてきてくれるならば、四日市市は五億や七億の負担をしてもやぶさかではない、というような政治的なお考えもあつたかのように新聞報道で知つておるわけでございますが、まあこれら等については、私どもはたしかに市長のお考えはけつこうと思います。しかし私どもに相談をなすった上の発言であります。

んで、やや議員の一人として市長のお考え方は、議会に相談をなすつてから御発言なすつたほうがいちばん相当ではないかという考え方を持つ一人でございますので、大へん忠告がましいことを申し上げますが、話のついでございまますので、かような点につきましては、ややもいたしますと議会軽視になるのではないかと考えます。しかしこのたびの災害につきましてこの市長発言を私は偶然にとらえられるわけでございますが、県庁を四日市市に持つてきましたつもりで県道橋に対しても、県庁は県会で議決をされて、土地も買収されておりまして、私どもが二十億出してやるから四日市へ来いといつても私は来れない状態ではないかと考えるのであります。しかしこれ、市長さんがかような意気で、四日市市、私ども議会に相談なさらすとも五億や七億出せるという御自信がありますので、このたびの災害にひとつこれを私は利用していただきたい、決して、その木橋を原形に復旧をしますといつたって市は、これこそ私はここで賛成説やつていくんですから、四日市市民は決して反対しないと思いますので、県庁を四日市市へ誘致するため五億円をお出しになつたと思って、このたびの災害を至るすみずみまで市民に向つて、県庁は来なかつたがこの身がわりに市民にこれだけの投資を申し上げますという市長の一つの大きなアドバルーンを上げていただきたい。これはアドバルーンだけでなくして、広告宣伝だけでなくして、実際の市民が使える考え方にお立ちになつて、この災害の復旧、将来に向つて先ほど、もう一回繰り返して申し上げます。昭和二十七年、二十八年、三十四年、三十六年と野田橋一つをとらえても四回流れてしまつておる。この予算を一挙にまとめますと永久橋ができるおわけです。あの橋はトラックを通せる永久橋ができると思います、あの川巾であれば。もう千二百五十万に近い金を橋が流れるたびに市民の税金をつき込んでおる。市長も、いままでお考えは、私はもうあらゆることにもろ手を挙げて賛成しておる。大へん市民の先端を行かれる市長の考えに対しましては私は賛成を申し上げておりますが、いかんせん県庁問題は県会が議決をされましたので、これは市長さんについていくわけにいかなかつたわけであります、幸い

この災害を利用いたしまして、市長のお先棒をかついで県庁を四日市市の誘致した誘致費を出したとお思いになつて市民に向つて、せめて橋でも、将来いかなる災害が起つても市民の皆さんには、これは県の橋ですけれども、これは市がこれこれの金を出したから永久橋になつたのだという市民に対しサービス精神を、かよう申し上げるのも、当初予算、市政方針の中で、市長さんはややもすると内政に不干渉ではあつたわけでありましょうけれども「内に目を転じて」ということばをいままお記憶を新たにして考えておりますので、これら等の考え、いたずらに時間を長くとりましても、私の演説が長いばかりになりますので、ぜひひとつ市長さんの今次の災害に対してもう四日市市内の橋という橋は全部流れてしまつましたので、このまままた木橋をかけたらですよ、あの程度の集中豪雨は時おりあると思うんです。伊勢湾台風があり、またこんどのこの集中豪雨等は大台ヶ原あたり行けばしょっちゅうある。その雨で四日市市では全部橋が流れてしまつたというか「こうになりますので、これらは市民の生命、生活を守る一つの橋として、この災害を契機に市長はどのようなお考えか。私は誘導訊問を申し上げたようになりますが、この財源をみて馬にしないと市長に考えよといつても無理なんです。無理でございますので、私はかような財源をとらえて、ひとつ市長にこの腹のうちを開きたい。そうしないと次にかけられる仮橋ですが、かりにかけたこれが永久橋になつてしまつて、次の災害になると避難しようと思つても橋がないということになる。もう数回、私どもが議会に出てから、一つの橋をとらえても三回、四回と流れておる橋がございますので、もうこちらあたりで四日市市はいま昭和三十五年度の予算の結果を見ましても、総務部長がいわれたようにこの予算に一億円計上されてもまだ一億円黒字が残つておるという表現なんです。ここらあたしの市長の実際内に目を向けられて市民サービスをどのようにされようとする基本をお持ちなんか、以上、誘導訊問を含めてお尋ねを申し上げておきたいと思います。

次に、これは大へんむずかしい問題でございますので、私、本日この質問は控えたほうがいいのではないかと考え

ておつたわけでございますが、まあ年に四回こそない本会議でございますので、ややもいたしますと私ども四日市市の市会議員でございますので、他人さんからいろいろのことを耳にいたしますとあまりおもしろくありませんので、大へん質問以上に、通り越しておるかもわかりませんが、簡単にお尋ねをしたい。収入役さんが収入役さんの任務をどのようにお考えになつておるか、この点ひとつお尋ねしたい。

これは最近、私の耳にした例なんでございますが、市長さんもどのようにお考えになつてお使いになつておるか。これは私ちよつと市長さんの考えも含めて聞かないと私の質問はぼけてしまつうわけでございますが、かりに市長さんが県会議員の方々とお会いになる。そうして政治折衝をなすつておる中に収入役さんも介在されて口をおききになるということをお聞きするわけでございますが、私、不勉強でありますので、けさから三十分前に議場に入つて地方自治法を一応めぐつて調査をしてみたわけでございますが、私の読んだ範囲ではちよつといろいろの面でこれはまあ出られることが職組のためかあるいは不利になることかわかりませんが、昨年あたし新聞に書かれて若干市民から不安の念を持たれて、私ども市職員組合と団体交渉の場にも出られるとか、小さい新聞でございましたが見たことがござりますので、これらの職務権限についてどのようにお臨みになつておるか。私どもの考えておりますことは三権分立で金庫の番を公正にしてもらつておれば一番職員も全うされるのではないか。政治的に市長代理でよそに出張していだしからあら、かんばしくないやないかということをお聞きしておりますので、この職務権限につきましてどのようにお考えになつておるか、収入役に御質問申し上げたいと思います。

なお、重ねて、市長さん、こらまあ皮肉で申し上げておるわけじやございませんが、一番最初の、こらもう皆さん、傍聴者も多いので、私は大へんひねくれた議員のように聞かれると、大きな体で片腹痛いので、当初予算にお約束を

申し上げました一番、市議会と私どもは約束したわけでございますので、こらもう特にこの議会議員さんから当初予算審議に委員長が不行き届きな答弁を申し上げて、幸い各議員さんから質問、錦議員さんあたしの集中質問に対し御了解をえたつもりでおりますので、一番、市長さんのお考えになつておるの、六月より九月のほうが早かつたのか、これは大へんむずかしい質問を申し上げると思いますので、要領よく、これは私だけでございません。先にお尋ねになりました坂上議員からもこれに関連した質問が出ておりますので、私は議員に向つて、四十名の議員に向つて委員長報告の中ではつきりと市長に約束した、近い機会ということで議会にも御了解をえておりますので、六月、七月より九月のほうが先なのか、簡単に重ねてこれだけをひとつ私どもにわかりやすく御答弁を願いたい、これだけを御質問申し上げます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）お答え申し上げます。

道路政策につきまして、委員会におかれまして非常に御熱意をもつて道路の補修政策について直ちにこれをやるべし、こういう御意見でございまして、私は最も近い機会にこれをやらしていただきたい、こういうふうに申し上げました。これは全くそのとおりであります。当時、私はできれば直ちにやりたいと思って、今回それを実行すべく係の者を招集いたしまして十分調査いたしましたんでございますが、また先般、私もこの問題につきましては、道路のやり方について幾分の懸念がございましたところ、幸い東海市長会議がございまして岐阜へまいりました。そのときに岐阜の市長さんが自ら陣頭に立たれて、そうして岐阜市の道路政策について一々御熱心に御説明を賜わりまして現場を見せていただきました。作業も見せていただきました。そうしまして勘案いたしましたところ、どうも岐阜等の道路の使用状態と、非常な活躍をしております四日市市の使用状態とはよほど趣きを私は異にしておる。從

いましてその対策につきましても、物事をうのみにするのではなくして、よほど注意をしなくちゃならないのではないかという考え方をもちまして、関係係の者と熟慮いたしまして、このことはお約束もしてあるんだからぜひいまやりたいからして早急にひとつ手を打つてほしいということを申したんでございますが、ただいま申し上げましたようないろいろ事情を勘案いたしますと、直ちにあのままのやり方を利用したほうがいいのかどうかということについては、これは委員会の席上でもとらしていただきたいと申し上げたんではありますから、そのまま使うつもりでございますが、なお幾分私は考慮する必要があるんじゃないか、こう思いまして、それで実は最も近い期間は六月でございますが、御承知のとおり当初予算を組みましたときにも申し上げましたように一応の段取をつけましたが、このことをやりますにつきましては追加予算でお願いしたいと、こう申しております。従いましてぜひこれを実行したいと自分も考えておつたのでございまするが、いろいろの事情を勘案いたしますするというと、まことに申しわけないが、できればひとつ九月まで延ばしていただきて、そうして完全な処置をとつたほうがいいんじやないかと、いうふうに府内の考え方がありましたので、はなはだ恐縮に存じまするが、九月まで延期させていただきたいということをお願いいたしました。お説のとおり九月のほうが六月より遅れますことに対しましてまことに申しわけございません。しかし四日市市道路政策のために善意を持って考えましたことでございまするので、どうか善意に御解釈を願いまして、いましばらくの御猶予をお願いできれば非常にありがたいと存する次第でございます。

それから橋梁問題でございますが、このたびの災害のこととございますが、まことに浜田議員の仰せられるとおりわれながらあいそがつくる日本の川、特にわれわれの持つておる川は非常な性急な川で、幾たびかけてもこういう災害が起るとはなはだいかんにたえない。ここらあたりでかりした波をくくつて、そうして市としても永久的なことをやつたらどうか、いままでのようによくあてにしたり補助をくれないからどうだとか、いまここで県道だとかど

うだとか、そういうような旧来のいわゆる地方財政、地方政治の関係等にとらわれず、もつと四日市市は四日市市のようにひとつ独自の立場で案を立てて、そうしてなおかつできる限り県とか国とかの補助を求めてしっかりした方針を立てたらどうか、こういう御意見のように承わりますが、まことにそのとおりと私も存じます。従いましてこんなはなんかそういうような立場にもどしていきたい、こう思うんでございますが、御承知のように、少しく失礼なことを申すかもしませんが、こんど各方面から御観察においてになった方々も口をそろえてこういう大きな雨は必ずしもなかつたことはないんだ。あつたことはあつた。しかしその当時には日本の山河は青々としておつて、そして植物は根を張つてその水が一時いろいろの植物の根によつて保有せられて、そして徐々にはき出されて、その水が自然の流れを作つて、その自然の流れにさからわないように流れるままの川といふものを作り方をやつてきた。

従つてずいぶん回りくどいところの川の流れ方をしておりますけれども、その当時の日本の森林状態、山岳状態といふものがそれに適応しておつたと思うんであります。こんどのようにもう山は切りぼつかい、そしてあの手順については植林というようなものを、こんな小さなものを植えたつて一たまりもないと思うんであります。次々こんどの川の流れた跡を見まして、橋梁の流れた跡を見ましていかにも不自然なる政策をとつておる。そういうような根本事情が変つておるのにもかかわらず、なんらそれに対し新しい手を才、政府が打つていない、国の認識がない。私にいわすれば、こう事情が変つておるのにもかかわらず、また今日のいろいろの建設事業、土木事業の状態といふものがむかしのような余裕をもたないようになつておるのに、なおかつ姑息なるやり方で橋を一つかけるのにも、この既定の方針でないとかけさせない、これでなきや補助はやらないぞ、こういうようなことでございまして、実はもう時代の今日におきましては似ても似つかぬようないろいろの施策が行なわれておる。はなはだ私はいかんにたえぬと思うんでございますが、わが四日市市だけいかにばつてみましてもやはり一つのルールの中を通らなければ

今日まではいけなかつたと思ひますし、またこの前の伊勢湾台風のときにはただ単に橋ばかりでなしに、全般的な問題でございましたので、ここまで解釈するのにもずいぶん努力をいたしました結果だと思うのでござりますが、自然の試練はまことにきびしゅうございまして、見事にこれらのものが払拭されてしまつたような次才でござります。そこで私が考えますのに、ただいま仰せられたように今日橋を建て直して、つごうによつてはできうる限り市の力を多く用いてそうして永久橋にかえていく。その永久橋の作り方も、必らずしも旧来の技術を尊重しないで、できうる限り橋の損失を少なくして、そうしてこういうような児童性を持っておる日本の河川に対する独特な建設方法を、せめて四日市市からでも手本を出したい、それくらいの気力を示していきたい、つくづくこんど私はそう思ひました。このことにつきましてもいろいろに国とか県とかいうものもよほどどんとは考慮せられると思ひますが、これらの点もいろいろ御相談はいたしますが、できうる限り市独特的の考え方を強く主張いたしまして、そうしてただいま仰せられたように市民の安心できるような橋をもつていきたい。予算等にらみ合せていきたいと、こう思つておるのでござります。

この問題につきまして、はじなくも県府問題がお口にのぼりました。これについて一言申し上げておきたいと思ひます。私は四日市市へ県府を持つてくるべきであるということをいいますのは、これは理論の上の話であります。県といしましてはそれぞれの機関をもつてやつておりますが、私は日本の県を調べてみまして、人口がその県で一番大きい人口を持つて予算を持つて、こんなところの町は日本の中では二県か三県しかない。これはわれわれとしてははなはだ遺憾にたえないところである。それから財政規模からいつて段違いにリードをしておるものが、その資格を持たないといふこともおかしい。またその周辺において大きな都市が二つもあって、もしこれらのものが一つのグループだとするならばやがて五十万に近い勢力をもつ、そういうことは現在のところでは行ないにくいことである。こういう周囲の事

情を勘案してみてもどうしても県庁のあり方としてはそういう立地条件のいいところへもっていかべきで、また今日までの情勢から眺めてみて、これから数年の間どういう都市が伸び方をするかということを想定してみるとまことにおこがましいいい方かもしませんが、やはり北勢一体というのが、成長率は必ずしも強いだろうと思う。また

平素われわれが北勢があまり近いところに問題があるので関心を払わないでおるけれども、日本の港湾を調べてみると、横浜、神戸、これは日本の代表のものである。その次はどこかというと天下の大坂である。天下に名を知られた名古屋である。その次は東京港である。これはいずれもこの五つは折紙つきの別格官幣社で、これはどうにもこうにもならない壇の上のものだが、その次にわが四日市市が登場してくるのである。そうして見るといふと、日本の中の中小都市のうちではトップを切つておる。しかもその貿易状態といふものは新しい産業をいうに足るところの性格のものである。こういうようにいろいろの事情を勘案していきますと、どこにでもここにやつたほうがいいか、どのように点をつけたらいいかという一から十までの点取表を作つていくと、旧來の考え方をやめて四日市市に点をつけなくちやいかない。これはどなたがおやりになつても同じことである。三重県人がやつても日本の方が点をつけられても私は同じことである。ただ点数をつけて、しいていうならば中央にある、旧來のところだ、こういうところですね。しかし明治時代からの古い建物がくさってこわれてどうにもならない。だからくさりはてたところを取りのぞいて、またその跡へそこにあつたのだからそこへ建てるんだというような無為無策はとるべきでないと私は思います。やはりここ三重県のため、中央経済界のため、いろいろの点から考えまして、やはり点数が断然多いところへもつてくべきであらうと私は思つた、こういうことなんです。この点につきましては、当然資格を持っておるのにもかかわらずそれを表示しないということはまずい、こういい方であります。この点につきまして皆様方の御賛同をえられれば大いに自覺を促すべきではないかと思いますが、これは直接関係のない問題でござります

ので、私の感想を申し述べてお願いいたしておきます。

なお、そのときには四日市市は五億、六億でも出すといつたんじやないか。これは出しうる力がある、出すとはいいません。出しうる力がある、こういったので、それはひとつ誤解のないよう、県会議員さん、市会議員さんの権限をおかすようなことをこんな老いぼれ市長が申し上げるという気づかいはありません。ちゃんと折目、切目はつけておりますから、どうぞその点について誤解のないようにひとつお願ひいたします。

それからただいま収入役の問題がちよつと出ましたように思ひまするが、これは収入役さんからもお答えになると思ひますが、御承知のとおり四日市市は非常に財政問題が市の政策の上に密接に取り組んでおりまするし、また旧来、私が助役をさしておつていただきました時分にも、いつも市長さんは三役をお召しになつて、そうしてよくそれぞれの意見をお聞きになつてお話をなりました。従いまして、ときには管轄外の失対のときにもお召しになつたことがありまするよう思ひまするし、また市職の問題のときも非常に困つたときには御相談をかけられたよう思ひます。いずれもまあ財政に関連しておるからそなさいましたのであらうと思ひまするが、いつも収入役さんは御自身の役柄からほとんど発言がない。そうして財政問題に関する限りは自分はこういうように思うがというようなつけ加えがあつたように、これは前の古河収入役さんのときにもそうであります。収入役さんは御自身の役柄からつきましては厳密なるお考えを持つておいでになるのみならず、収入役という立場からお立ちになるときには、どうしてどうして市長の首もなかなかお受けにならない。やはり御自身のお立場から市長に對しての非常な強い線でもつて、いつも制約を受けております。私ども収入役さんの権限に対して干与しようという考えはもうとう持つておりません。またあるべきはずのことでもございません。厳然たる区別をいたしております。しかし御承知のとおり内外とも非常に多事なところでござりまするし、両助役さんにおかれましても、最近お越しを願いまして市の内外の情勢

についても幾分まだ御得心のいがぬような点もありますので、これらのところまでいろいろお尋ねした、いという点もありまして、われわれはできる限り三役というものは寄りまして、いろいろ基礎的な考え方になるものをねつておる次才でございますが、それその職柄におきまする分野におきましては厳然たる立場をとつておりますので、この点につきましては絶対に御安心を願つていただきたいと思います。これは私の感じました所感を申し述べておるのでございまして、また収入役さんからもお聞きとりを願いたいと思います。

○議長（山本三郎君） 収入役さんの答弁いりますか。（浜田弥平君「いります。」と呼ぶ）

「収入役（川崎祐男君）登壇」

○収入役（川崎祐男君） 浜田議員のお尋ねに対してもお答え申し上げます。収入役の仕事については、いまさら私がここに皆さんの前で御説明申し上げるまでもなく権限ははつきりしとるのでございます。しかしながら私のこちらへ就任以来、ちょうど助役さんが欠けてみえた時期がございました。その間におきまして市長の特命によって市長代理をしたことがままありました。あるいは失対につるし上げをくつて逃げまわったこともございました。そういうようなために私は昨年過労のために病いをえまして倒れたような次才でございます。しかしその間において収入役の権限以上に私自身がやつたとは私は考えておりません。

ただ一回、申し上げておきたいのは、私が前身が銀行員でございますので、自分も金融のほうは多少皆さんよりもあるいは知つておる点が多少あるだろう。皆さんからも金融の面についていろいろ御相談を受けますので、そういう場合において私はいろいろな御相談に応ずるために、あるいは席に出たりお話を伺つたようなふうにも、その後もござりますし現在も本議会に計上になりました予算外義務負担の借入金についても私は銀行に交渉もいたしました。しかしこういうことが、私が全部やるのでなくして、下相談は受けまして、そうして最後のしめくくりは担当の皆さ

んがおやりになつております。そういうような次才でございます。そういうことが、またとえていいますならば金利も非常に安く金融も円滑に借り入れができるということによりまして私は市民のためにそういう仕事をしていくと確信をもつてやつておる次才でございます。

以上のような次才でございますが、どうぞよろしく御了承願いたいと思います。

○議長（山本三郎君） 暫時休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時三十二分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

浜田議員

〔浜田弥平君登壇〕

○浜田弥平君 市長さんから懇切丁寧なる御答弁をえましたので、再度、質問しなくともひとつお願いをしていきたいとと思うんです。

市長さんの大へん力強い御答弁をえまして、国のひとつ災害に対してもお考え方等も、市長さんは私と同じ意見でこれに向つて国を指摘されておりますが、その中で四日市市はこれに対応する力がある市であるということを、その表現の中でお漏らしになつておりますので、これは大へん私は満足すべき御回答であったと考えますので、どうかひとつ御答弁いただきました精神でせひひとつ将来、四日市市民が不便を感じないように、不自由をしないように災害復旧につきましても、もうこれからはまたぞろちょと災害があると流れる橋等をかけないよう、おかげにならないと私は

確信をえましたので、その線でぜひひとつ災害復旧等もお進め願いたいと思います。

なお、七月と九月はどちらが早いかという問題、これは市長さんもお認め願ったので、私だけ一人聞いたのでなくして、私が当初予算の議会において委員長報告の中で申し上げたことと大へん約束が食い違つておったわけでござりますが、ことが慎重を期してやられたことありますので、これも一応、私はそういう事情をお聞きしてやはり九月のほうが早かったのだなという解釈に了解をしていきたいと思います。

残る収入役さんに対する質問、これはあまりにも本日のこの場で質問するのはどうかと思つたのですが、今日までいろいろ新聞紙上にも二回も三回も報道されておりますので、えてして私は自分の目で直接みた問題ではございませんが、収入役さんは四日市の収入役として金庫番に私どもは雇うことを行つて承ったわけでありまして、市政に携わつてもらうことは私どもは含めて了承いたしておりませんので、賢明なる収入役さんでありますから私はこれ以上くどくとは申さなくともよく御了解できると思いますので、これからぜひひとつ自分の任務だけを全うしていただきこと、これはもうぜひひとつ金庫を預かつてもらう収入役でありますので、ぜひひとつ全うしていただきねばなりませんし、そうしていただきことを私どもはお願ひするため収入役に就任してもらつたのであって、人事問題に関与したりあるいは内部問題のごたごたに関与する収入役でありますので、私は考えます。このことを私は聞いた範囲でひとつ収入役さんにもうお答えも何もいりませんから、注文をつけていきたいと思う。自分の職責は、自分の職責内においていただきたい。市長さんも、こういう収入役の立場をひとつこれからは十分に理解して、そうしてあなたかも助役の代理もできたり市長の代理もできたりするような収入役は、対外的に今日の四日市市では非常に恥ずかしいことではないかと考えますので、これをひとつ私は強く要望いたしまして私の質問を打ち切るわけでございますが、重ねて市長さんにいまお答えになつた精神を次の予算にあるいは災害復旧にも、ぜひひとつ目でものの見える

ように御配慮を願いたいと重ねてお願ひいたしまして私の質問を打ち切ります。

○議長（山本三郎君） 前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 今回のオ三回追加予算をみますと一億三千万円余りが計上されておるわけですが、このうちの大部分約一億円、これが建設関係の予算だと思われます。ここでこの予算を遂行するに当りましてその態勢、いうものがどのようにできておるかということを質問したいわけです。その後その態勢いかんによってこの予算の審議もでき、あるいはできなくなるんじゃないかと考えておるわけです。こういうふうに考えておりましたところ、こんどまたもや大きな災害を受けて、さらにこの災害復旧というものがこれに遇重されてきたわけです。この間の市長の報告をみましても市道関係におきまして五十八件、それから橋梁が二十六件、河川関係が二十二件と非常に多い件数。金額の上ではあまりのしておらないようなので幸いなのですが、とにかく非常にたくさん災害復旧をやらなければならなくなつておるんです。この災害問題につきまして民生関係とかあるいは衛生関係におきましては早急に非常に忙しい期間がありますが、これはまあ比較的、短期間に終ることができるのですが、しかし建設関係におきましては災害復旧といふのは少なくとも一年や二年あるいは場合によつてはもつとかかる場合があるわけなので、これは災害の臨時措置というような考え方はとれないと考へます。まして先ほどから各議員がいわれておりますように、橋を直すにしてもこんどは永久橋を作らなければならぬのじゃないか、こういうふうな本格的な取り組みをする以上、この災害復旧というのは恒常的な非常に大きな事業になつてくるわけです。こういふものをさらにプラスして考へた場合に、この事業を遂行する態勢といふものはどのようにとられておるのか、それをまずお伺いしたいと思います。

〔建設部長（城井義夫君）登壇〕

○建設部長（城井義夫君）お答えいたします。

建設部関係におきましては、災害の以前におきましても仕事がオーバーしておるんじゃないかというような問題で、職場内あるいは組合関係とも話ををしておったちょうど矢先でございまして、先ほどの御質問のとおり全くの非常態勢をしかなくてはこの処置が全うできないという感じをもっておるんとございます。それで主として土木関係でございまして、ここ約一ヵ月近くは國からのいろいろ補助その他の書類を作るために全員分担いたしまして、災害と同じような状況で仕事を続けなくてはこれがしまつがつかないと、こういう状況でございます。ところがこれにつきまして県の土木関係あるいは他のところから応援を求めるということを考えたのでございますが、県の土木関係におきまして市とほとんど同じ状況でございますのでこのほうの援助はまず求められない。市の部内的にいろいろ考えてみましたが、一応、現地調査をやりまして國の査定を受ける書類まで責任をもつてやるということになりますと、主として土木技術者を中心にして仕事をやらなければいけないのですが、やはり書類の規格その他がございまして土木の職員でも若干、経験を経た人でないと年齢的に任せられないという状況がございます。それでいろいろ部内的に話し合いまして検討しておるんですけど、一応この際、土曜、日曜程度の返上と申しますかは全面的にひとつ仕事をお願いしたいと思っております。それで、その職員の住まいの関係等である時間を過ぎますとうちに帰つて休むよりも役所で休んだほうがいいから役所で休ましてくれという希望もあるんでございますが、一応そういう点を考えまして十時前後には必ず一応きりをつけて帰つてくれということで、仕事を検討いたしまして一応それで見通しがつくということでございますので、一応、現在の職員を中心いたしまして日曜、土曜もふつう通り作業していただく、一応、十時ごろまでの作業を当分、続けさせていただくということで解決のつく見通してございます。これにつきましてちようど夏休みも控えますので関係のある大学等のアルバイトはできるだけひとつ利用していただく、こう

いうふうに考えております。なお、恒久的な問題といたしましては今までの状況でございますと、すでに市が採用の意思を表明した時期には、すでに他の会社等に卒業生が決定しておるという状況もございましたので、人事課のほうともよく連絡をとりまして、そういう点に対してもひとつ善処していただくように話し合いをしております。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 残業とかいわゆる現在の人間でこの処置をしたいというお話だと思うんですが、さつきの部長の答弁の中にも組合と話をしたということがあつたわけですが、実は四月、五月にかけまして国庫補助の期間の締め切りの関係等もあってかなりの無理な残業が続いておつたわけです。極端な場合には二百時間を越えるような超勤をやつた。私どもはそういう点でがんばつてもらうのは大いにけつこうだけれども、からだをこわしてまで仕事をやつたのではけつぎよく、仕事そのものもできないじゃないか、こういうことで折衝をしておつたわけです。これが四月、五月というふうなひとつ締め切りの期間もあるわけですが、だいたいにおきまして土木それから都市計画あるいは下水、耕地関係、こういうふうに事業をたくさんやる課においては非常に超過勤務というのがほとんど年中行事のようになつておるんじゃないかというふうにみておるわけです。さつき市長の午前中の答弁の中にも岐阜でもつて飾装の状況を聞いたところ、非常に岐阜と四日市とは条件が違うことをはつきりみた。非常になんといいますか利用度が高いということをいっておられたと思うんです。これなんかもただ単に二十万都市だからこの程度だという表面的な計算でなしに、いたいどれだけの事業をやるのか、その事業をやるのにはどういう態勢でからなければならぬかというふうなことが、どうも並行して進められていないんじゃないかと思うんです。このことは先ほどの部長の答弁の中にもはつきり示されておつたと思うんですが、いわゆる採用につきまして、新しい職員の採用について計画

的に行なわれていないことがはつきり出ておったわけです。いろんな面において事業量の多い、非常に変化の激しい四日市におきましては、他の都市との单なる数字的な関係ではなくして、四日市自身がどうやって仕事をしていくかというその態勢がともに提案されることは、われわれとしてここで事業そのものの内容を審議してみましても結果的にはそういうような事業繰り越しになり、あるいは粗雑な仕事というふうなものになってしまったのではなくにもならないわけです。市民の要求にこたえられないわけです。ですから、私は少なくとも十時まで残業を当分続けていくというふうな考え方でなしに、もと根本的にこの事業に見合ったところの構成というものをはつきりつかんで、そうして進めなければ災害対策ももちろんできないし、また日常の土木関係のあるいは建設関係あるいはその他にもなると思うんですが、そういうふうな仕事の遂行ができるのかどうか、こういうふうに考えるわけです。ここで例を申し上げてもよろしいのですがそれはもちろん事業を担当しておられる管理者の方が十分御承知だと思いますから、どこができるのかどういう点に欠陥があるとかということは避けたいと思いますが、とにかく合併ますから、そういうふうに思ふんです。そこで例を申し上げてもよろしいのですがそれはもちろん事業を担当しておられる管理者の方が十分御承知だと思いますから、どこができるのかどういう点に欠陥があるとかということは避けたいと思いますが、とにかく合併前の四日市から合併してさらに発展し、それからまたことしの当初予算では全地域を都市計画地域として進めるというふうに非常に事業量がふえておるですから、それに伴つたところの人員構成なりあるいは機構というものをはつきり示していただきたい。

それからもう一つ、人事の計画採用ということは年々やはり年をとつていくわけですから新陳代謝というのは当然行なわれるわけです。ですからいま人が足らないから人をいれるんだということでなしに、計画的に毎年ある人員の確保を進めておかないと途中で抜けるということがあるわけです。

そういう面に對して市長のお考えを聞きたいと思います。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）お答え申し上げます。

ただいまの四日市の進め方について、非常に急激な進め方もし、かつその様相もいろいろ含んでおるのでやはり四日市としてはひとつ独自の立場をとつて研さんをしていかなければならぬと思いますが、かねがね御承知おきくださいまするとおり、すでにこの人事の面におきましても年配の方々に勇退していただきまして、新進の若い方々に順次その仕事をやっていただきという段取りをつけておりますことは御承知のとおりでございまして、これにつきましてはいろいろいきさつがございましたが一応、軌道にのせましたつもりでございます。従いまして十分、人の足りない分に対しましてはこれを補つていく、余るということはないが余裕のあるところはこれをできるだけ整備していくというようなことは、仰せられるまでもなくわれわれは絶えず繰り返していきたいと存じておりますが、特に土木関係、建設関係におきましてはお説のよう人が足りませんので、ややともしますと少し仕事の面におきましても無理があるかのようにも存じますからこの方面の拡充をはかりたいと存じておりますが、御承知のとおり建設部の各位は非常な熱意をもつて一所懸命やつておつていただきますので、なまはんちかな方をいれてみましてもおそらく四日市の方々のまねができないのじゃないかというような感がいたしますので、できれば内部からできるだけ上に上つていただき、そうして特に専門の、どうしてもやむをえないものだけはこれはひとつ外部から補てんさしていただくということ。

それから将来のことに向いましては年々計画を新たにしまして、そうして補助をしていくと、りづばな構成組織をもつていくというふうに逐次、充実させていきたい、こういふうに考えておりますことはただいま前川議員のおっしゃつたとおりでございますので、どうぞ御趣旨に沿いまして進めていきたいと存じますから御了承いただきたいと思います。

○前川辰男君 もう一つ建設部長にお尋ねしたいのですけれども、十時までの残業を続けていくということなんですが、これまでずっと続いていると思います。無理しておったと思うんですが、こんどもそういうことあなたは職員の健康管理という点について責任もたれますか。

〔建設部長（城井義夫君）登壇〕

○建設部長（城井義夫君） 一応めどとして十時までの残業を当分、続けさせていただいて仕事を処理したいということは実は昨日、土木課の中で十分、検討していただきまして、課長がこれを強要したという形でなしにいかにしてこれを解決つけるかという問題で検討をしていただきました結果、一般的の職員としては役所でろう城してやるんだという意見も出て、われわれ涙の出るほど感激したわけなんでございますが、どうしてもそういう状況でいまいわれました健康の問題その他が心配されますので、われわれとしましては最大十時で帰ってもらいたい、十時なら電車、汽車等の関係上うちに帰って十分、安靜がとれると、だから限度としては十時までで切り上げたいということをお願いして、一応そういうお答えをさせていただいた次のとおりでございます。それで本人の状況によって課長にもよく注意をしていただきまして無理をしないように、からだの疲労が出たら早速、休養をとつてもらうなり診断を受けるなりの措置は十分いたしたいと考えております。

○前川辰男君 先ほどお伺いした人事の計画採用の問題につきまして責任者の方の御答弁をいただきたいと思います。

〔人事課長（天野正春君）登壇〕

○人事課長（天野正春君） お答えいたします。

建設部門に従事いたしております技術職員につきましては、本市の場合と本市にかよう同格都市あるいは本市の土木事業面からみましても、技術職員に対しましては必ずしも多いとはいえません。それにつきまして現在、土木

技術関係の職員が本市の場合四十五名の職員を配置いたしておりますんでございまして、これにつきましては各学校あるいは関係者にお願いいたしましてできる限り確保したいとこういうふうに考えておるんでございます。申すまでもなく産業界の発展によりまして技術職員の獲得につきましては、企業におきましても非常に底をついておるのでございまして、上司の決裁をえましてできる限り早いところ各関係の学校に岡崎まして契約あるいはそういう手を打ちたいと思っております。それからできることならば災害あるいは一般緩急の場合におきましても職員の寮の件につきまして、技術職員につきましては本市では不幸にして土木関係の学校がございませんので津、名古屋、大阪、岐阜とこういうふうなところでござりますので職員と学校との関係がござります関係上、住宅の点に非常に役所に勤めていただくなしても困難が生ずると思いまますので、職員寮の建設ができることならば御認可していただきたいとこういうふうに考えております。

○前川辰男君 災害の処置の問題につきましてはまだ現在いろいろ調査中であるので、おそらくいまどういうふうに予算を構成ししかもそれをどうこなしていくかということとは出ないと思うんです。ですからできるだけ早い将来にそういうものを作り上げて具体的な措置をとつていただきたいと思います。

それから最後にお願いしておきたいことなんですが、非常にこれは極端なんですが、いままでその人事問題がやはり事務的にすべて考えられておったように思うわけです。それでやはり管理職にある方々の仕事といふものはもちろんその技術なり内容面において十分、熟知しておられる必要があると思うんですがそれとともにやはり人事を掌握するといいますか人事を管理するいわゆる管理職として指命が非常に必要じゃないか。部長が技術職であることは大へんけ。こうなんですが、私がいま望みたいことは技術職をいかにうまく操作をしていくか。技術職というのはたくさんいるわけですが、それを合理的に管理して、そうして十分に機能を発揮するようにしていかなければならぬので

はないか。いまは残業がほとんど慢性になってしまふ四月、五月というのは非常に極端な残業をやって、こういう上にさらに十時まで残業をしないければならぬということは現実の問題としてはわかるわけですが、そういうことではたとえば一時間当たりの仕事の量というのほどのように消化されるかということは、はなはだ疑問が出てくるわけです。人間の能力の限界というものがあるわけです。それが八時間労働という形で規定づけられておるわけです。これはでたらために作り出したものではないわけです。長い間のいろんな過去のデータが出されましてけれども大事な時間なんです。ですからやはりこの時間内に十分に機能を発揮できるような形を皆さん方にお話し合い願って、できたらこの次の議会にでもそういう態勢を事業計画とともに出していただきたいということを要望して終ります。

○議長（山本三郎君） 柴田議員。

〔柴田繁君登壇〕

○柴田繁君 私は都市依託費に関連いたしまして、都市計画中、用途地域の設定についてお尋ねしたいと思うのでございます。用途地域の設定は都市計画の対象でありまして効果的近代的な都市行政を行ないます上においては、これがあつとも先決条件になつておるということはいまさら私が申し上げるまでもないわけでございます。私、多年にわたりまして議会におきまして当局のほうにこの問題を要請いたしておったのでございますが、具体的なこれの実施の御意見を伺うことができなかつたのでございますが、三月の議会の市長の説明の中に初めて総合的な見地から早急に都市計画を進めて、用途地域の設定をいたしたいという御説明をいただきまして、非常に私こんどの議会にはこの問題が提案されることと思いまして期待しておつたのでございますが、たまたま災害等もございましたから先ほどの質問者のように、当市いたしましてはそのほうの技術者が当面の予算の消化に手が足りないというような状態であります面か、これが出なかつたのでございますが、いまここでこの用途地域の設定ができないためにいろいろな市政に

涉縁をきたし、行政効果が上っていないという点を説明しなくとも議員の方、当局の方はよくこの点はおわかりになつておると思うんでございます。時間も長く経過いたしておりますのでこの点につきましていかようになつておりますか、市長からお答えをいただきたいと思います。

〔土木課長（天野助春君）登壇〕

○土木課長（天野助春君） お答えいたします。

用途地域並びに四日市の都市計画の街路の計画につきましては、ここ二、三年前からいろいろ検討いたしましていよいよ三十六年度において最終の決定をいたしたと、そういう計画のもとに都市計画係において県の計画課、建設省の計画局の方々とよく打ち合せをいたしまして、最終的な一応、案ができましたので、今晚、上京いたしまして県の計画課の方と一緒に市からも同行いたしまして、最終的な打ち合せ並びにいろいろの建設省の御意見を聞きにまいることになつております。それが終りましたら一応、法的な都市計画の街路計画並びに用途地域の設定についての認可をとりまして決定いたしたい、このような計画をいま進めております。なお、その時期につきましてはここ二、三ヶ月を要するものと思っております。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） お答え申し上げます。

具体的のことにつきましてはただいま課長から申し上げておりますのですが、御承知のように非常にその四日市の問題につきまして、県におかれましてもわれわれにいたしてもそうでございますが、あとからあとへと議題が出てまいりまして、そうしてこういふうに一応、区切りをつけようということを今日までかなり踏切った場合もございますのですが、その後の状勢がここまでさらにこういふことを延ばしたいとこういう状勢になつてこゝもどうしてもこ

ういうふうにしなくちゃならぬということになりました、非常に変化の度が早くなつてしまりました。従いましてそのしっかりしたものをしておいたほうがよかつたのか、あるいは今日までこのテンボに追いつけなかつたためにかえさせてよかつたのか、そのへんちょっと私も判断に迷うのでございますが、御承知のとおりスケールが前に考えておりましたより大きくなつておるということは事実でございます。それらの点をよくにらみ合せまして、このへんまではこういうふうにしたい、こういうところはこういうふうにもつていただきたいという考え方を取りまとめておるんでございますし、また県のほうとも意見を交換しておるんですけど、しかし、県のほうにおかれましても実は最初はこういうふうにしたいというお考えも御主張になつたのですけれども、実情を見てこれはどうもわれわれの考え方が少し甘過ぎた、小さ過ぎた、これじゃまずいというようなことでこれじゃとても計画にならないというようなお考えも起つてまいりまして、なんといいますか非常にテンボの早いのに追いついていく力がなかつたというような感があつたのでござりますが、おおよその線もまとまりかけてまいりましたのでただいま申し上げましたような手順を踏みまして、おおよその区域というものが設定せられてまいると思います。

ただこの際ちょっとつけ加えて申し上げたいと思いましては、四日市の発展力をさらにどのへんまで考えるかということなんどございますが、御承知のとおり今までの四日市は四日市市の総合開発計画をもしまして、その中ににおける考え方方が非常に大きなウェイトをもつておりますと、最近になりますとどうも四日市だけの計画では非常にまずいという議論が起つてまいりました。特にごく最近に起つてまいりました現象について参考までに申し上げたいと存じますが、愛知の名古屋方面から四日市港城までを伊勢湾港区といふことに大きくわりきつてきましたのであります。このことは今までの四日市、三重県にない現象でございまして、他の県との総合した計画といふものが一つの具体性をおびてきました。これは関連問題ではござりますけれども事実としましては、この港湾を一本とみなして、

そうして将来、経営をしていこうという考え方だらうと思いまする点と、すでにわが四日市は三重県に籍はおいておりまするけれども、この二県あるいは三県にまたがつた計画の中に大きくクローズアップしてきたものと考えていいんじやないかと、ここにも思いをいたさなければならないような事態が迫つてきておりますので、われわれが単に四日市だけの考え、狭いな考え方でなしに四日市あるいは桑名、鈴鹿、こういう北西の三市におきまする大きな観点にも立ち、さらにそれが伊勢湾港でありその伊勢湾港というのが中部経済圏といいますか、中部発達圏といいますか新しい脚光を浴びてきたその中において、どうこの北西地域が動くべきであるかというようなことも非常に論議せられる時代になつてきておりますので、ただいま御答弁申し上げたようなことはきわめてわれわれの身近の、近いところの地域の考え方でございますが、さらにこれを三市の上において、さらに三県の上においての考慮を将来さしていただかなければならぬ。時代がそなつてきておると思ひますのでこういふことも御参考に申し上げて、いろいろ広い視野から御検討をいただきたい、こういうふうに存じております。

〔柴田繁君登壇〕

○柴田繁君 市長からいわゆる総合的な見地から綿々密々なる御計画の心構えを承りましてさこそと思うのでございますが、私も四日市のただ單なる四日市のぼう張をみましても、この産業構造の改革の状態をみましてもなかなかこの急速な発展に対し、いかなるところでいかなる計画を設定するかという面につきましては非常に至難であるということは私もわかるのでございますが、わかれればわかるほどこの問題は早く解決をしておかないとあらめる面において指をきたす。それによつてせつかく市民の方々の血と汗の税金が浪費されるということがあるわけでございますので、この点につきましてはすでにいろいろの手続きを終つておられますから私はかれこれ申しませんけれども、一例をとつて申しますならばこんどの水害等におきましても山手のほうは別でござりますけれども、臨海地帯におきまし

ては工事関係と土木関係、下水関係との水路の管理権の問題、農道と市道との管理権の問題、そういうようないろいろな問題がさくそいたしましてこんどの災害に拍車をかけたという点がなきにしもあらずと思いますので、もちろん市長のおっしゃるよう三県総合の計画並びに世界の産業構造の動向等におきまして御洞察をいただくのはもちろんでございますが、喫緊の問題でございますのでなるべく早くことを進めていただきますように切に要望いたしまして私の質問を終ります。

○議長（山本三郎君） 伊藤太郎議員。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 簡単に御質問申し上げます。

私は土木費につきましてお尋ね申したいと思っていたんでございますが、坂上議員その他の方々から御質問がありましたので、重複を避けまして、これに関連した事項について二点だけお尋ね申し上げたいと存じます。オ一点。今回の災害につきましては三十日に市長さんからあるいはその他の理事者からこれに対する調査並びに応急の対策についての承りまして、御心情のほどについて衷心から感謝をいたしておるのでございます。ここでお尋ねを申し上げたいことは、やれ水が出た、この緊急時におきまして本部とそれから出先と申しますか出張所、そういう点との連絡がいかになされるのか、どのように有機的な御計画があるのか、この点について承りたいのでございます。これからいよいよ台風期に向いますのでおおかた市民の方々は非常なこの点について不安をもつておるわけでございます。

オ二点。工場地帯あるいはその他でも県の工業用水が施設されるとかあるいは各種のガス管が埋設されるとかというときにつきましては、必ず市の許可がなされてそのもとになされるのであろうと思いますが、この事業が完了したときなどどのような処置が講じられておるのか。

以上の二点についてお尋ね申し上げたいと思います。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 質問のオ二点についてお答えしたいと思います。

お尋ねの御要旨は本部といいますか、本庁と出先の関連があつた災害喫緊の場合にはどういう考え方をもつておるかそういう御要旨だと解釈しましてお答えしたいと思います。特に伊藤議員さんの御注釈では土木に関連してといふおことはがついておりましたので、そういう場合を想定しながら現在、私どもが考えておりますことをお答えしたい、こういうふうに思っております。機構改革といいますか、四月以来いろいろ出先でも出張所につきましては、皆さんにずい分御心配をかけしておりますが、今回の考え方は出張所の人員あるいは業務内容につきましては、もつとも簡潔にしかも能率的に整備をするという考え方でございましてその考え方からいいましたら、ああいだいたい御了承あるいは御想像のような状態に現在では七月十日ごろをもつて処理したい、そういう考え方をもつております。ところがねらっております改革の趣旨のオ二点として取り上げておりますのは、出張所の権限は従来以上、これを強化したい、こういう考え方でございましてその考え方からいいましたら、ああいだいたい災害非常の場合、その地域のいさじの責任あるいは処理は出張所長の手を経てされるのが本当である。私たちはそういう解釈をいたしております。ところが実際問題になりますと堤防決壊に備えたかますその他の資材の入手その他につきましては、出張所そのものがそいいだなんといいますか、業者なんかとの関連がはつきりしていないというような場合がございまして、本庁の指示をえて処理をしていたたく、こういう場合が今回なんか多かったたた。

それからいま一つは堤防その他の問題が県営の事業に関連するものが多かつたために、県の土木出張所の指示を受

けないとたとえ市の本部におきましても処理できないというので、出張所の皆さんはずい分そういったときの処理に御混乱を感じておられた、こういうふうに聞いております。それで現在われわれ部内的には一、三回の会合をもちまして出張所長の職務権限の強化という建前からいって、ある程度あいだ緊急非常の場合には出張所長の独断であつてはなりませんが、自分の判断による事務の遂行については大いにこれを後援しなければならない、そういうふうな処理をしなければならないというふうにお互い全般的に確認をいたしておりますので、早急にこの議会終了後、八日ごろを予定しておりますが出張所長会議を開きまして、そのへんもう一ぺん出先の出張所長さんにも御意見なり御確認を願いたい。

われわれ分担しまして各班三班作りまして、災害直後、各出張所を連絡その他で回りましたときにそういう趣旨をそれぞれお伝えして、その後の処理なんかにつきましては御心配、御質問の点のないような処理をしておるのではないかと私は確信しております。

〔監理課長（小林清君）登壇〕

○監理課長（小林清君） 埋管のための道路の掘さく等につきましては、許可を受けた期間中に工事を終つて埋めもどし、つけかため等をするよう許可条件をつけておりまして、それが工事が終った場合にはこちらへも連絡をしてもらいたい土木課のほうから一応見てもらうようにしております。そのように处置いたしております。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 ただいま少一間につきましては総務部長から適切な御答弁をいただきました。出張所長の権限と申しますか、とりはからいが重要なポイントになるというような御趣旨に拝承したのでございます。

今回の災害はさいわいにも風はあまりなかつたし電話も通じたし電燈も切れなかつたし、はたまた屋間のことであ

りましたので非常によかったです。それでも市のはうからますが運搬された、それはもう市のはうを出たという通知を出張所におきましてお聞きしてから現物が届くまでにはとんど一時間余りもかかっておりました。それにもしもこれから台風時において交通はと絶えた、夜中であるというときにどれくらい市民が戸惑うであろうか、こういう点を台風時を前にして突は昨日も市民の有志が寄りましていたいへんな心配がありました。

そこで私は思います。鈴鹿の堤防にもその他にも県営の水防倉庫と申しますか、材料が確保されてあります。これはいま部長のおっしゃった通りであります。ところがあれを開けようにもかぎがないし、連絡はなかなかとれぬし土木出張所はさつさとやつてくれんし実に困った。鈴鹿の川が増水いたしまして堤防もう一尺余りとなつたのでございます。やむをえずあれをこわして中のまますを出した、こういう非常手段に訴えたのでございますが、願わくば市がどこかにそういう非常用の水防倉庫でも作つてかますなりなわなり応急資材をたくさん用意していただくことはできないか。これがこの私たち市民の大きな要望でございます。それについて改めて御答弁をいただきたいと思います。

それからオ二間につきまして、ただいま御回答くださいまして非常に喜んでおりますが、私が考えますには工業用水なり危険を伴うようなガス管がたくさん埋設された場合は、との点検を十分になされこれが現状にかえつておるかどうかということを確認していただきたい、これが私のお願いをいたしたい点なんでございます。今回、塩浜病院の前あたりにいままでないような床下浸水をみました。しかもそれが三日も四日も引かなかつたというのは、工業用水によってすでに前にてきておつたりばな排水溝がほとんどこわされておる。こういう現状をつぶさにみてこれには復旧してもらひにもたいへんだし、そのときそのときに綿密な検査のもとに完了が確認されてあつたらこなはならなかつたのじやないか、かようと考えたのでございます。

先ほどお願いをいたしました水防倉庫の設置ができるものか、この点についてもう一度お願いしたいと思います。

〔建設部長（城井義夫君）登壇〕

○建設部長（城井義夫君） 水防倉庫の問題についてお答えいたします。

水防倉庫につきましてはすでに七、八年前から国のはうから補助金を出しまして、重要河川筋に年々何個所ずつか建設しております。現在すでに十二、三ヵ所の水防倉庫がございましてこれに必要資材を備蓄しておるわけでございますが、鈴鹿川につきましては河川が直轄河川のために水防倉庫は県のはうで作られております。そのために市のほうの水防倉庫は一応いままで設置されなかつたんでございますが、この点につきましては現在、所管が消防署のほうで扱つておられますので、建設部の水防態勢あるいは河川の危険状況、はんらん状況等をよく意見を総合検討いたしまして一応決定さしていただきたい。建設部のほうではそういうふうに考えます。

なお水防倉庫の中に備蓄する材料でございますが、これは先ほどの御説明ぢよ、と私、聞きもらしたんでございますが、大きな水防倉庫をどつか作つてそこでもつておれというふうに聞いたんでございますが、水防倉庫は大きなのを中央でもつておる必要もございませんけれども、やはり危険箇所に即座に小さいときに食い止める施設も必要でないだらうか、こういうふうに考えまして今までの五坪か六坪の小さい水防倉庫もこんど大いに役立つんではないだらうか、こういうふうに考えております。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 どうもありがとうございました。

ただいま私の申し上げましたのは建設部長のおっしゃつたのとは全く交つておりまして、中央にとは申しませんので、危険に思われるところ、いつも増水をする交差点とかなんとかなつておるところに小さくとも、自由に使えるものを探してほしいということをございます。それが全然、不可能であれば県との連絡を密接にしていただきまして、

これが出張所において災害の場合に急に応じて使えるというようにしていただければ、それで十分であろうと思うんであります。

一昨年の八月の二十九日に磯津の海岸の台風で破壊された河川に高潮が浸水いたしまして大騒ぎをしたときに県のほうにいくら連絡をついておしましまできていただかなかつた。そのときも倉庫を破つて使つたという、今もそれと同じようなことを繰り返しておるんでございます。ことしの秋まで、台風期のすむまできつとこれが必要な時期が、いまより以上に必要を感じるときがあるだらうと考えますので、そういう具合に応急に処置ができるようにお考えを願いたい。

これを要望いたしまして私の質問を終ります。

○議長（山本三郎君） 暫時休憩いたします。

午後二時三十一分休憩

午後二時五十二分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 私は同僚議員から熱心な朝からの質問がござりますので、ほぼ理事者のこんどの対策も今回の議案の内容もよく了承はしておるのでございますが、同僚議員の触れていない私は今回の災害とこの予算と関連いたしまして、いかにこんどの市の対策をもつていくかということに要点をしづらりまして質問申し上げたいと思います。

歳出面に対してもござりまするが、歳入といたしましては定例によつて定例のごとしで繰り越しと補助とでできておるのでござりますが、この歳出面をはたして今回のような行き方であつたなれば私はいつまで四日市がどその中へ金をほうり込むような予算の組み方をするのであるかと、いうところに要點をしほつてみたいと思うのでござります。

先ほど前川議員が仰せられましたが、一億三千という今回の追加の数字でござりまするが、約半分ほどが土木費に入つておる。しかし先日來の水害において一億や二億の金をどこにほうり込んで、これは焼石に水にも足らないことをはたして追加していくのか。浜田議員のいまの質問において市長も大いに考える意の強いところをお聞かせ願つたので、非常に満足に存するのでござりまするが、私はいま世論が新聞紙上に書きたてて奮斗をしているこの災害がはたして災害と考えていいのであるか。人災であるというところに先日も私は各地の視察をさせていただいてつくづく感じた一端を、理事者に考えていただきたいということをお願いします。地区的に申していきますなれば私は塩浜地区なんかの今回の水害、これは完全に私は人災であると思う。橋の決壊、流失あるいは堤防の決壊もほとんど私は人災であると思う。なぜなれば去年も流れた、ことしも流れた。わずか私が六カ年間の議員生活の間に三回も橋が流れた。工事の期間が長いのかと、いうようなことをこれははたして理事者として、市長として天災であるとすましておられるかと、いうことを私は申し上げたい。そこで先ほど市長も触られましたが、人災であるなんであると、いうことを少し申されたように思います。私はこの災害からどういうようにして守っていくかと、いうことをいま一步もう少し小さいところに私は気を注いでいただきたい。わずか五万の工事費ですむものが五十万になり百万になるまで手をつけない。これは国家的に考えましても異にしてもこれは盲点である。先日も私は自分の地区の工事を役所の人に伺つてみたなれば「しもうたな、なぜ石の二つ三つ流してやらなんだ、」そうしてかた向いたなれば災害でいたのに、現在この橋は折れて通れんようになっておる、かた向いておる、それ

はどうにもならぬ、流れていってからでないと。」というようなことを申されましたが、これはこの盲点として私は市長として市の行き方についてもう少し考えていただきたいと、いうことを申し上げてみたいと思います。ここに市長が掌握する権限におきまして私は一言、御忠告を申し上げて考えていただきたい。市長は下水も土木も都市計画も、そうして農地委員会にしる私は市長の力においてこれはもつていいけるのじゃないか。この三者の団体が自分の思う通りに工事を進めておる。この工事がわざわいをしてそうして今日の災害をもたらしているところが非常に多いのじゃないか。この点を私は市長の権限の範囲内において私はもう少し考えていただきたいという要點を市長に要望して、さんど市長はいかなる対策の用意があるか、その点を承りたいと、いうのでござります。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） この災害に際しましてたび重なることであつて、なるほど天災ではあるけれどもしかし人の力の及ばなかつたということも事実じゃないか、こういうふうに私には承れただんでござりますが、私は至極ごともだらうと、思います。これは私は全部、市長の責任だらうとは考えませんが、しかし、今日までのこの土木事業に対する考え方、またこの災害に対する考え方、いうものが非常にその場を一應、切り抜けることが基本であつて、そういうして根本的な対策がそのつと政府においても躊躇られないというようなことが、非常な大きなわざわいをしておるのじゃないかと、思います。しかし、いくら政府をうらんでみましても人をうらんでみましても、自分のうちのことは自分之力でやれるだけのことはやつて、やれないところは、これは畢なり國なりの力を仰ぐという方途にもつていかなければならぬと思ひます。が、例えば橋の問題にいたしましてもいかにしてもこんどのこの災害をみまするというと全く考えを変て、そうして旧來の法規に引きずられないようにもう一步先んずるか、もう一段上の施策を講ずるというような処置をしなければならぬと思います。そうでなければ同じことを繰り返すのでないか、こう思ひますので

さいせんも御答弁申し上げましたように、こんどは少しく考え方を変えて、そうして四日市の考え方というものを多少にもつた行き方をしたい。ただそういうことを申しまして、限りある財力でございますので、何もかも理想どおりにはいかぬと思いますが、財力との問題も勘案いたしまして、そうして将来のわざわいをできる限り暴圧するような新方途を講じていきたい。またこれにつきましては県なり国なりのできるだけひとつ御協賛をえたい、こう思つておるような次第でございまして、この点につきましてはさいせん御答弁申し上げたのと全く同じ考え方をもつております。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君　ただいま市長さんからたいへん御親切に心強い御答弁をいただいて、ぜひこんどにおきましても綿密な連携のもとに私はこんど対策を練つていただきたいということを要望するものでございますが、先ほどもう少し細かく触れてみたいということをいっておりまつて二点ほど要望してみたいと思います。

一般土木のほうでございますが、道路の修理補修費でございます。市長としては大へんふんばつてあの補修費を考えてもらつておるし、また土木部長も課長も大へんお骨折りでの補修費なんかでも用意していただきておると思いますが、今日のこの発展途上にある四日市が、はたしてあの補修費であのでこぼこになつた道が、いつの日に四日市の道路らしい道路を建設されるのであらうか仕上げるのであらうか。おそらくや全市道を私は完全舗装にするまでは悩みは絶えないと思うのでございますが、ここに一段、考えていただきたいと思つたのは非常に私は業者に対して皮肉に当り、また極限外のことになるかもわかりませんが、ある一つの会社がそこに自分の専属のダンプカーを何百台ともつておる。そうしてわが専用道路のごとく各十字路には自分のところの人または女の人が当つて

て、そうして交通安全のために努力してくれるのはよろしいがあれは私はむしろ専用道路といつたらいいと思つます。この辺の人の迷惑が私は思ひやられると思うのでござります。あのような仕事がこんど四日市にますます私はふえてくると思う。そのような道路の補修維持費というものはどこから出すんだ。市民の血税をもつて私は何年戦つてそれをしたら補修ができるのか。私はむしろ今日、一億の金をほうり込むなればこれは四日市の固定資産であり税金による財産として私は残すべきである。理事者は消耗品のように考へておるんではなかろうかと思うのでござります。そこをもう少し考へてここは市条例か何かをもつてそうして専用道路のように使われるときには、その会社に対してある額の責任をもつても私はいいんじやないか。これが社会の人に尽くす義務でなかろうかということを考えますので、法的には無知ではござりますが、さらに研究していただきたい。そうして先日の災害地の視察で市営住宅の山の決壊でござります。あの土地造成なんかでもある会社が造成をしておる、市も小林団地において造成をしておりまつたが、こういうところについて私はもう少し計画的に、無制限にあちらで土を取りこちらで土を取りついにはその土砂が流れ出して、これは天災でなく人災というような無計画なことをやつておられる。こういうところにもう少し留意をしていただきたなればこのように大きな被害を受けてこの被害が消耗品となつて消えていくような私は考へ方はいけないと思いますので、このところを特にお認め願つてこんど対策に努力していただきたいということを特に私は要望いたしまして、私の質問を打ち切りたいと思います。

○議長（山本三郎君）　藤谷議員。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君　予算の問題並びに災害復旧の問題につきましていろいろ質問の結果、理事者から親切な答弁がありましてだいたいよくわかつたのであります、二、三簡単に御質問申し上げます。

災害に関連いたしまして農業施設の復旧について小さい事業でありまするが、これは大きな事業につきましては以前にも道路とか橋梁なんかの重要道路、橋梁あたりはすぐに復旧されておりまして、橋もかけておるんではあります、一応めどはついておるんですが、小さい農地施設の災害につきましてはなかなか復旧がはかばかしくなくて、しかもこれは國や県等の査定がありまして、これを通過しなければやはり補助対策にならないという問題がありまして非常に困っております。これはこのままおきますと直ちにまた次の水害を受けるおそれがありますので、地元におきましては労力を提供してできる限りこの復旧をしておるんではありますが、市のほういたしましてはすみやかにこの指導方針並びにたとえば補助であるとか融資であるとか、一つの確立した指導方針を作られて早く知らしてやってほしい、これを一つお願ひしたいと思います。これは私ども常に感じておるんではありまするが、こういう問題についてはすみやかに処置をしてもらわんと、次にまた災害を受けることになります。急いでこれをひとつとりきめて方針を確実にして御指導願いたいと思います。

それから特にこれで感じたことは近い員辯東員村あたりは災害救助法の適用を受けて、県なり國からの指導を受けているいろいろ特別な措置を講じられておりまするが、四日市市は財政力が豊かであるのをそういう処置は講じられておらない。それだけ市自体に力があると、ということを認められておりますので、そういう点におきましても市は全部の立場で一つの方針を打ち出して、早く処置をとるということが大事だと思います。よろしくお願い申し上げます。

次に、各地域の防災体系といいますか、こういう問題についてさいわい消防長もみえておりますので、ひとつお願いしたいと思うんでありまするが、各地域に一応水防団といいますか、そういうものができておりますが、こういう方々がいよいよ災害に面してすぐに動くという体制が立っておりません。一応連合自治会長あたりが水防団長という形になつておつたり、またいろいろそういう形になつておりますが、いよいよことに当つてはつきりしたもののが調

べてありません。たとえばどれぐらい水位があるんだと、どれぐらい以上が危険であるかと、どの地域が危険であるかということがわかつておりませんので、あちらもこちらも手をつけて何もつかんでおりません。そういう状態をみまして私どもはこの災害の直後に自治会を開きまして、いろいろ相談してわれわれは受け入れ体制を作らうじゃないか、そうしてもう少し統制ある行動をしようじゃないかということをきめたんではありまするが、早速この問題につきましては消防長あたりに御指導願つて各地域、ことに危険水域はよくわかつておるはずであります。特に危険な順位をきめてどういう個所をどういう具合にやるということを早くつかんでやつてほしいと思います。それが一番もとであります。いくらあとで騒いでもこれはむだであります、できれば被害の小さいうちにつんでしまう、そういうして防止するということが災害の防除の才一根本問題だと思います。よろしくお願い申し上げます。

次に、町の暴力といいますか、そういう暴力は今回の警察の指導並びに地域の皆さん指導によつて、一応排除された形になつておりますが、四日市には最近、車の暴力といいますか、そういうものが最近ふえております。特に皆さん御承知のように、国道一号線から近鉄四日市駅の間のあの遊園地帯と花園地帯であります、夜になりますと車百台ぐらいあの地帯にたまつております。あれは駐車場ではありません。りっぱに木を伸ばして芝を植えております。そこに車が百台ぐらいいつも入つております。これはなんとか防止をしてたとえさくを作るとかしてなんとかそれを排除してもらいたいと思います。どこの都市に行きましても、駅前の一番中心地帯に車がたくさん並んでおるところはどこも見受けられません。なんとか排除していくただく方法を講じていただきたいと思います。

これにつきまして関係の方々から、簡単な答弁をお願いしたいと思います。

〔産業部長（浅川謙一君）登壇〕

○産業部長（浅川謙一君）お答えいたします。

農業施設が四百カ所ほど被害を受けております実態に立ちましてこれまでの災害復旧というのは、御指摘がありますように國、県、市のそれぞれのルートにのせましてやつていくと非常に時間がかかるし、地元で負担等の問題もあるので、四日市市は特別な方針を打ち立てて、しかも早急に指示をせよということ、こういう御質問だと思いますが、御趣旨のとおりでございまして、できるだけこういう災害という特殊な事態に立つて、なるべく地区の皆さん方の負担がかかりえないような方針で解決をするように、なるべく早い機会にお示しができるように努力をしていきたい、こういうふうに思います。

〔消防長（中村松次郎君）登壇〕

○消防長（中村松次郎君）お答え申し上げます。

水防の場合の活動につきましては、消防分団即水防分団となつておりますと、災害のおそれが切迫いたしましたならば連絡をいたしまして、出動することになつております。それからさらに全市の各一戸ずつが水防組合に加入をしてもらつておりますので、災害が発生しました場合に発生の直前には仕事をしてもらうということでありますのでございます。ただ問題は災害が発生いたしました場合に、人はやつてはくるけれどもその現場において適切なる技術指導をするものが非常に乏しい、この問題につきましては、将来大いに研究させてもらつて万全を期していきたいと思ひます。

〔土木課長（天野助春君）登壇〕

○土木課長（天野助春君）七十メートルのグリーン・ベルトへ自動車が入り込むということでございますが、これはグリーン・ベルトは車の入るところでございませんので、取り締り当局とよく打ち合せいたしまして、このようないところに入らないようにお願いしたい、こういう処置をとりたい。なお、どうしても入るという事態が起つた場合実現されるようお願いしたいと思います。

にはさくを設けるような、その他の施策をしたい、こういうように思つております。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 農業災害の防止につきましては、ただいま部長から考えを聞いたんだありますが、できましたならば今回考えましたように、小さいブルドーザーとかまたはベルト・コンベヤーぐらいの準備はしておつてほしいでもそれが使えるという態勢まで考えてほしいと思います。これはこんどのいろいろ御相談のときに、十分これを審議されて、実現されるようお願いいたします。

それからいまの、この前、伊藤議員からもお話をありました水防倉庫でありまするが、それは十三号台風のときに、朝明川地帯に二ヵ所ぐらいの水防倉庫を作りたい、敷地をひとつ準備しておつてほしいという申し出がありまして、その後そういう予算が組まれることを期待して待つておつたのですが、いまだにその実現がありません。今回の場合でもあれがあればかますの百枚や千枚出して、すぐに準備ができたんありますが、土木事業屋から一千枚もらって早速、時間をかけてようやくそれを間に合せたということで、こういう問題につきましては、やっぱり危険であるところは皆、考えるのでありますから、できるだけ早く実現するようにお願いしたいと思います。

以上、二つであります。

○議長（山本三郎君） 大谷議員。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 今回の追加予算の編成の骨子については、市長の説明にのせられているとおりでありますし、なお午前中、坂上議員からの質問にありましたように、予算編成の理念についての市長の答弁も聞いたわけですが、その説明と御答弁の内容に基づいて関連のある点を二、三質問いたします。

まずオ一に保健衛生について、民生部長にお尋ねをいたします。最近、日本全国的な問題ともいべき小児マヒ対策について、市はこれが予防対策についてどういふような見解と、しかもその対策の内容について、どこまで配慮を進められているかということについてお尋ねをいたします。

オ二番目に、教育長にお尋ねいたしますが、坂上議員からも一部その内容に触れられましたのですが、地財法の改定に伴いまして、義務教育費予算が今回の追加更正で、本年度満足にこれが遂行ができるかどうかということをオ二点として伺います。

オ三點につきましては、先ほど藤谷議員から一部、触れられて消防本部長からの御答弁もあったのですが、私はその質問の趣の内容をやや変えてお尋ねするわけですが、指揮能力とその権限の解釈によつては、きわめて災害の事態を最小限度に食い止めるか、これを大きくするかという非常に重要な要素をおびておるわけあります。従いまして、地域におきましてはそれぞれの水防活動の組織あるいは機構等も充実されているわけですが、この職務権限あるいは一朝有事の際ににおけるその範囲の見解が、きわめて微妙であるわけでございます。一例をもつてお話しすれば、その地域に発生した災害時に与えられた職務者が、もし不在であつた場合にはその代理者はだれがこれを遂行するか。また、午前中と記憶いたしますが、出張所長の権限についても相当の苦慮をされている、こんごしようとするという総務部長のお話もあつたわけですが、これがたまたま連日にわたつた災害を予想される場合には、時間外、時間内を問わずその態勢も考えられるわけでございますが、急に時間を制限することなくして、急にもしそういう事態が発生した場合に、出張所長等の不在によつてその任務が完全に遂行できなかつたときは、その代職はだれにあるか。また、いまの消防長の御答弁の中にも、災害の内容によつては非常に技術的な見解を適切に処理せなくてはならないことはよくあることでございますが、災害は必ずしも水害だけではないわけであります。従いまして、そういう点に

もこんごどういうような考え方によつてこれを検討されるかという構想の一端でも承わりたいと思います。

次に予算編成について、いろいろと午前中に坂上議員または浜田議員からの質問も出たわけあります。これは質問を申し上げる私のほうがあるいは当をえた内容でないかわかりませんが、八幡製鉄が今回、漁業補償の精神にてつゝて、本市の財政面にまで深い心配をしていただいて、その額の相当額になつたものを三月の末に市のほうへ繰り入れしていただいたことも聞き、またその反対に当初予算におきまして六千万余の元利含めた歳出も漁業補償費の一部として計上されているわけですが、その取り扱いについての事務的な解釈であります。市長の御答弁では市民に対しても一銭の御迷惑もかけていない、まことにけつこうであり、また当然であろうと思ひますが、この取り扱い方が地方自治法施行令の百四十三条に「地方税その他一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とし、歳入歳出は、これを予算に編入しなければならない。」ということが明確に書かれているわけでございます。逆に申し上げれば六千万余の歳出が当初予算に計上され、その後において八幡から三億余の歳入に類するものが入つたとすれば、今回の追加予算にこれがいかにトンネル予算にならうとも、どうしてこれを歳入措置をせられなかつたかということについての解釈を承わりたいと思うわけであります。

以上、簡単に要点のみを御答弁願います。

〔民生部長（中山英郎君）登壇〕

○民生部長（中山英郎君） 保健衛生の問題につきましては、小児マヒの対策について申し上げます。この小児マヒは法的に伝染病として現在、指示されておりますが、法的の対象者としましては満三才以下ということになつておりまして、本市では四月一日現在で九千百二名、だいたい九千名が対象者になつておつたのでございます。それがそのままの法的に処置されるまでは、厚生省の行政処置によりまして任意的な予防接種を実施しております。本市におきまし

ても昨年来、実施しております。この二月、三月に本年の二月、三月をもちましてオ二回目の任意の予防接種を完了しております。その総数は二千二百名程度を本市では実施しております。その後、法的に強制予防接種という法になりまして、残る人が現在、五千五百五十名というのが任意希望で漏れておった人でございます。それで本市におきましては、先般の久居町の統発にかんがみまして、所管課長及び保健所と相談いたしまして、任意時代のような手ぬるいことをやつておったのでは、もしその間に発生すれば申しわけないというふうに考えて、薬を確保するとともにちようど台風のくる一週間前くらいから、公会堂を始めといたしまして市内に五カ所、大グループに寄せまして、そうして遠くの人は気の毒だったのでございますが、短時日につきつを処理するという強行方策をとりまして、さいわい台風にひつかからずに一応、強制の残りのものには大半、実施したというのが実情でございます。統いてこれは期間がございますので次、法定の期間がすみましたら二回打つた人はオ三回目、一回の人は二回、三回と、これはだいたい三回打つことになつておりますので、この薬品分は一応、県と連絡とりまして予約確保でございます。またその後の状勢につきましては県下では少し衰えているようでございますが、前年の実例を調べておられますと、一月から六月の上半期までには本市ではだいたい五名発生いたしております。現在のところは本年度は一名でございます。ところが昨年の実数をみますと、七月、八月、九月というふうにそれぞれ六名、三名、二名といふふうに下半期にたくさん発生しておりますので、われわれとしては十分、注意を要するというふうに考えております。新聞紙上で伝えております生ワクチンの利用ということが、まだ正式に通知がございませんので、現在のところまだ手は打つておりませんが、この流行期のきすういかんによつては、さらに非常措置を要するのではないかと考えておりますが、現在のところ予定のとおり一応、緊急対策いたしまして、市としては順調な予防接種を行中だということを御報告申し上げておきます。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） 地財法の趣旨からいいますと、父兄の税外負担を軽減していくという趣旨でございますので、四日市市の中、小、幼のだいたいPTAの方に昨年来、御厄介をかけております額を計算してみると、約一千万私はあるように思つております。この税外負担をなくしていくといふこの趣旨からいきますと、はるかに及ばない現在の事業費でございますけれども、地財法関係で禁止されています條項に触れない程度のものを実施していく段階では、現在の予算でようやくやつていけるという現状でございます。

〔消防長（中村松次郎君）登壇〕

○消防長（中村松次郎君） お答えをいたします。

水防活動の場合の指揮系統は、水防団の場合は消防団即水防団に変るわけでございますが、団長指揮下において水防団員は活動しているのであります。なお、水防組合のほうにおきましては、市長が水防管理者となりますこと。各地区におきまして水防組合の支部長さんがございます。その系統において活動をするわけでございますが、現地におきましては水防団と水防組合は互いに協力関係に立つものであります。いすれも指揮には従わないと解釈をいたしております。

以上であります。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） オ四点の八幡製鉄の財政援助資金についての事務的な考え方はどうかと、こういうお尋ねに対してもお答えいたします。

これは先刻来、市長のほうからそれぞれ関係議員さんの御質問にお答えをいたしておりますので、だいたい市長の

考えておりますその資金の運営、現在の段階における保有の仕方、こういうものについては御了承をえたのではないか、問題はどうあるとも御了承をえたのではないか、こういう前提に立ってお答えをしたい、こういうふうに思います。

自治法あるいは財政法の建前からいしまして、ああいった資金が予算の一般財源あるいは特定財源として予算化せねばならない、あるいはその位置を皆さん予算化するという意味は、議会の御承認をえて処理せねばならないという、ことは、ただいまの御質問の中に大谷さん御自身が根拠づけられておるとおりでございます。

現在われわれが考えておりますのは、これを損失補償の見地から漁業組合そのものが借り入れておる資金にすぐ充当して、漁業組合のいわゆる債務をその資金によって弁済するというような方法が一つ考えられる。そうですから、これは考え方によりまして市の歳計現金として処理しなくとも、一つの考え方は債務者である漁業組合が銀行に返済するという形で処理するという方法がございます。それから市のいわゆる歳計現金として考える考え方には、条例その他の規定をこしらえまして、積立金あるいは基本財産というような考え方で処理する方法がございます。現在いろんな点におきまして、一つには八幡から入ってくる援助資金が本年の十二月、それから来年の十二月、こういう二回にわたりまして、全部入ってくるという時期までに態度をはっきりするという考え方と、それからそのときどきにおきまして態度をはっきりしていくという方法と、まあ建前上、歳計現金あるいは予算上の措置をとるという筋道をする場合には、そういう二つの方法があるということもわれわれとしては検討もし、考えております。ところが現在の考え方といたしましては、市長が坂上議員にお答えいたしましたように、態度をはっきりするまである程度保留いたしまして、皆さんとそのときには御協議をして決定いたしたい、こういう線でございますので、考え方としては市長の歳入としてこれを計上すれば、同時に歳出としてなんらかの態度を決定せねばならないという建前から、いずれ態度

がはつきりいたしましたときに皆さんにお諮りいたしまして、御承認をえて処理していきたい、事務的にはそういうふうに考えております。

それから次三点に亘りまして、消防長からお答えいたしました水防團あるいは水防組合以外に、たとえば出張所における職務権限の委譲というような場合はどうかというお尋ねにつきまして、お答えしたいと思います。

これは現在考えておりますのは、出張所におきまして所長の下に主任のある出張所と主任をおいていない出張所と二つございますが、主任のある出張所におきましてはすぐに所長の代理者あるいは所長の不在のときに、これにかわって指揮をするというのがきまっておりますが、主任のない出張所におきましては、先任者をもってこれにあてるようになります。それで大谷さんのお尋ねの総括的な問題といたしましては、一朝有事のときにある地域における指揮系統、こういったものが一つの市役所という機構の上でなされる場合には、出張所のあるところはその出張所とちやんとした位置づけをもって処理していきたい、これは伊藤議員さんにお答え申し上げましたのと同様でありますけれども、その他民間諸団体の問題になりますとこれは大きな問題でもありますし、同時にはつきり考えておかなければならぬ有事の際に非常に間にあわないという問題もございますので、そういう機会に水防團あるいは消防団そういうふうに必要なことである、こういうふうに考えておりますので、皆さんのお知恵を十分、拝借して、なんとか早くそういう態勢ができるものであれば作り上げていきたい、こうふうふうに考えております。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 質問いたしましたオ一点の小児マヒ予防対策について、民生部長からの御答弁をいただきまして、ほぼその実情がつかめたのでありますか、わが三重県下におきましても久居町あたりにおいては、相当この被害者が出

ている。となりの愛知県におきましてもこれに侵るこの被害者が出て、きわめてまん中あたりに位置する本市の住民といたしましては、たいへんな憂慮が最近に続いているわけであります。これが小児に対する対象者が三才以下であろうと、あるいはそれを上回る年齢でありましょうとも、万全を期していただきことについては当然であります。さらにつけ加えて私のしろうと考観的な意見で、それが間違っているかないかの御批判をして、もし正しい考え方であるとすれば、ぜひこれを実施に移していただきたいことを希望するものであります。

すなわちその小児マヒは一つの伝染病でありまして、昨年、不幸にも富田の方面において集団赤痢が発生したということと、私はなんの変りもないほどの驚異を与える伝染病だと感ずるわけであります。その筋の権威者から聞きましたれば、相當に排水の清掃であるとか、あるいは汚物の汲み取り法によるとか、または毎年定期的に行なわれます春の大掃除等の問題であるとか、いろいろとそういうような大して予算の伴わないような予防対策もあるということを権威者から聞いたわけであります。従いまして小児マヒの予防対策は、注射を打つのみが予防ではなくて、全市いたるところにそういういかがわしい不衛生きわまるような場所も数多くあるかと思いますので、もしそういうことが予防の一つにでもなれば、これを十分、御検討願つてぜひ実施に移していただきたいことを希望するものでございます。私の私見がもし予防対策にならないというならば別でありますので、つけ加えて申し上げます。

次二番目の教育長の、義務教育費問題についての地財法改定に伴う問題について、要をえた御答弁をいたいたわけですが、その御答弁のおとばの中で、へりくつを申し上げるわけではありませんが、法に触れない範囲といふそのとばに、若干、気がかりが残るわけでありますので、あまり法に触れると触れないとを問わずして、できる限り触れないことは当然であります。それより以上に勇気をもつて対策を考えいただきたいと思うわけでございます。

身近な問題で一例を申し上げれば、たとえばある学校のときは屎尿の汲み取りの年額予算というものは、もうほとんど毎年、定まったような割当でしかきていない、その割当額は一ヶ月か二ヶ月間でもって使いはたしてしまって、一ヵ年のうち十ヶ月ほどはほとんどその地元のほうにおいてなんらかの財源を捻出して苦労しているということも事実であります。必要でありますれば具体的にその学校も二、三御紹介を申し上げて御参考に供したいと思いますが、そういうようなことも現実にあるわけでござりますので、法の解釈はどこまでにそれを解釈していいか悪いかは、それは判断するものの立場によって異なりますが、ぜひとも再検討願つて、もし事情が許せばこれをもう少し拡大解釈のできるような御考慮を願いたいことを希望いたします。

次三番目の水防態勢について、指揮の権限範囲について消防長なり総務部長から御答弁をいたいたわけですが、その御答弁を総合いたしますと、その地域には指導者というのが三人あることを感ずるわけであります。たとえば地域の民間人である水防組合等の長、あるいは消防団即水防団の団長、またはその地域に出張所があれば出張所長、三人のだいたい指揮者のあることが考えられるわけです。不幸にしてこの三者の方が防災の見地に立つて、災害を守る上において、もしそういうような指揮能力の乏しい方、あるいは災害の上に立つて技術的にその検討を加えることに欠けている方等があったときには、こんごこれを十分に深く掘り下げて御推考願いたいことを希望するものであります。

一例を申し上げれば、そういう責任ある方々にはきわめて御苦労をかけるとは思いますが、たとえば講習会であるとか、また責任、任務、または権限等の範囲についての説明であるとか、いろいろと数多くの問題がこんごに残されることを思うときに、ぜひともこれを契機にして、理事者各位におかれて最善の努力と研究を積まれることを希望するものであります。

最後に八幡製鉄の援助資金について、総務部長から御答弁をいたしましたが、精神はよくわかるわけです。市長

の御答弁でも部長の御答弁でも、八幡のほうが本市に財政援助資金としていたいたその精神は私も十分わかるわけです。ただ、これが予算外義務負担という形の上で相当、理事者各位におかれても議会におきましても心配をしたものであります。その心配したのがさいわいに八幡の好意によって、また午前中も市長から答弁されましたように、本市に漁業補償を見返りにというそういう変なひもつきでなくて、財政援助資金として本市に八幡のほうから三億余の金がきたものなれば、私は自分の見解としては当然、歳入予算措置をとるのが正しいのではないかという解釈をしたのでお尋ねしたわけです。精神としては当然、漁業補償に対する見返りであることは、これは子供でもわかることがあります。市長のおことばでも午前中にはつきりと漁業補償というそういう精神のもとではあって、あくまでも表面は本市に及ぼす財政影響を考えられて、援助資金としてこられたものなら歳入にこれを計上して、必要なものを歳出としてこれにするのが、当然、行なわれねばならない事務的な予算措置だと、私はまあ、こういう解釈をしたので、この解釈に迷ったからお尋ねしたのですが、精神を私は聞いておるのではない。従いましてこういうようなことにつきましては、いま再答弁を求めるのではなくて、そういう考え方においてこんども最善の御留意をしていただくように希望して質問を終ります。

○議長（山本三郎君） 暫時、休憩いたします。

午後三時四十八分休憩

午後四時三十一分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして、会議を続行いたします。

お詫びいたします。他に御質疑もないようでありますので、議案第七十七号及び第七八号を関係常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覧表によって御了承願います。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第2であります。先ほど休憩中に運営委員会を開きました結果、日程第2一から日程第9までを一括御審議願うことと御内定願いましたので、さよういたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） それでは日程第2、議案第七十九号から日程第9、議案第八十九号までを一括議題といたします。御質問がありましたら、御發言願います。

○錦安吉君 議案第79号につきまして、市長さんの…。

〔錦安吉君登壇〕

○錦安吉君 議案第79号の特別会計市立四日市病院の、歳入歳出一回追加更正予算の市長説明の最終におきまして、「なお、この際お願いたしたい」ということで、「病院敷地の一括払い下げを考えておるから、いましばら

らく御処分の時期は猶予していただきたい」、かように述べられておるのでございますが、私はかねがね、かの病院の敷地跡につきましては、市長また議長に陳情の出ておることもよく存じておりますし、ときには私はその紹介をいたしたものでございます。その陳情の趣旨と申しますのは市立病院が移転をいたして、その跡は売却処分をされるということであります。が、かの地をひとつ、特に払い下げていただきたい。その理由とするところは、最近、四日市市の旧市内の中心部におきましては、だんだんと土地がなくなつてまいります。また、地価も暴騰をいたしてまつておりまして、相当の資力があるところの事業家あるいは商店、会社等であれば、いかなる高価な土地でもあるというわけでござります。と申しますのは、諏訪公園のすぐ南の通りの道路わきに露店を出しております露店組合あるいは新道通りにいろいろの雑貨を販賣いたしておりますが、かれらの中には自宅もあり、店舗ももつておつて出ておる人も中にはありますけれども、特に飲食店の露店の連中におきましては、非常に家庭的にも恵まれない人が多いのであります。戦後、今日まで衛生方面あるいは交通の方面、道路の管理の面から大目にみてもらつて、今日までようやくあそこで営業いたしておりますが、かれらはすでに期限つきで立ちのきを要求され、もっとも強力な取り締りを受けておる保健所のはうも、すでに本年一年くらいで許可はおりない。警察も道路上の一時使用の許可も、これはその月々ようやく一月一月延ばしてもらつておるというような、非常に同情すべきものでございます。これらの人々が道路上を占有いたしまして交通の妨害にもなり、あるいはまた、公園のかたわらに見苦しい店を出しても、おつては、市民に申しわけがない、早く自立しなければという意気に燃えておるのでありますけれども、またそのようない感想と遠慮の気持ちをもつておりますけれども、いかんせん行くところがない。ついではこれらの人はどうかあ

の市立病院の一角を、一店舗あたり一坪か二坪くらいのところでいいから、見苦しくないような建物を建てて、そこに集結をして営業をさしてもらうから、ひとつ払い下げをしてもらいたい。聞くところによりますと、相当の予算の見込みをもちまして、払い下げの方針になつておるのであるからして、世間並みの値段でいただきますから、ひとつ便宜をはかつていただきたいということを願い出でておるのであります。私はこの道路上の交通を阻害し、体裁を損じあるいは風紀にもとやかく心配されるようなものでございますからして、これらは市においてもなんらかの措置を講じてでも、立ちのきをさせるべきである。また、こんどの更生の道をたどらせるよう、政治的にも配慮をしなければならぬのではないかと、一つの社会問題としてでも取り上げる必要があるのでないかと、かように存じ、また市立病院の跡が、そういうものを入れるのにふさわしいところでございますし、将来またあのような場所ができそうにもない現在の状勢でござりますからして、この機会をはずしては、ちよつと将来むずかしくなるのではないかという気持ちをもつておるのであります。

先ほど市長さんの御説明のおことばの中に、おことばの一端を伺いましたが、相当なお考えをもつておられるのではないかということを推測できる。つまり、場所柄とか、地理的というような点を考慮して、一括払い下げて有効適切な、相当大きな企画と申しますか、ものに一括して払い下げたい、かようにおっしゃつておられますけれども、私は従来の市長さんの市政の行き方からかんがみまして、市長さんとしては、そのようにお考えになるのも無理はない、またそのようにお考えになるのではなかろうかという心配をもつておつたのでございます。つまり、市長さんはわりあいそのなんと申しますか、事業家的、企業的に、とにかくそういうふうに頭がするべく動かれる。と申しますことは、大企業とか大資本家、また市の発展という意味から、そういうような人の力を利用するという点に、お考えが強く行ぐのであります。ここに四日市の市民が、まことに微々たる日々の商いをいたしておる、そうして

ここに同情すべきものがある。また、それらの救済ということは、四日市市の発展にやはりそういう整理と申しまするか、社会のかげにおちぶれておるというか、落伍者でありまするが、そのようなものがある。その救済という点とどちらを優先して考えるべきか。小の虫を殺して大の虫を生かすというようなことわざもございます。また、市の発展のためには、多少のそのような人の申し出を拒否しても、ここに相当な利用価値のあるような施設を作らうとお考えになるのも一理あるのでございまして、あながち私は、それはいけないとも申せないと思うのでありますけれども、これらのものが熱心に陳情をいたしておりまして、その後こそ数年来、絶えざる申し出を、希望をもってそこに一つの光明を見いだしたような気持ちであるわけであります。

つきましては、この点につきまして、この病院跡の利用の構想はいかに、またこのような陳情の出ておる点は、将来いかにお考えになられますか。一顧の価値もないか、あるいはまた別途になんらかの方途を講じてやるうというお考えがあるのか、あるいはわずかのところでございまするからして、百坪程度のものをその片すみに割愛をしてやつていただきて、それでも一括でございますから、二十数軒の店が全部入る、これも一括払い下げに該当するのでございままするが、そのような措置を講じていただけるものかどうか、こういう点をひとつこの際、承わっておきたいと、かよう存する次第でございます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） この点につきまして、先般、御説明申し上げました中に、旧病院敷地の売却につきましては、敷地の位置、利用価値等にかんがみ一括払い下げをなして、できうる限りこれを広く一般に活用していただきたいと、かように考えておりますので、いましばらくの御猶予をお願いいたしたい、かように考えております。それにつきまして、ただいま錦議員さんからいろいろお尋ねいただきました。各方面から御熱心に御検討を加えておつていただき

まして、いすれも御理解のある御意見だらうと、私は拝承いたして感服いたしておりましたのでございますが、ただいまの四日市の状勢といたしましてはあの辺の一角というものが非常に重く見られておりまするし、また、四日市の利用すべきところとしては、非常な重要なところでないかと存じまするので、できうれば私が説明申し上げましたよう、一括的な処置をいたしまして、そうして四日市としていかにも整つたりっぱな、市として恥しくない、どなたから見ていただきてもこれはいい考えである、というふうに御了承を賜わるような方途を立てまして、これを皆さまに御相談を申し上げ、御賛成をえて実現したいと、こう考えておるのでござりまするが、その際にかようなものについて四日市市としてはむしろ好ましくないという御意見が出るかもしませんが、私の考えておりまするところでは、皆様に非常なりっぱな計画だといって喜んでいただけるだらうと、こう考えておるのでござります。つきましては、片方でそういう市として恥しくないような考え方を、やり方をしようと、こう思つておるのでござりますけれども、まただいま仰せられますように、あそこの付近にはいろいろの業者の方もおいでになつて、なんとかしてあいうものが払はれられる場合には、われわれもその恩典に浴したいものだ、そうして更生の道を講じたい。また、どういふものができるかしらんが、できたらその中へも入ることができないだらうか、どうだらうかというようないいふのお考えをもつておられるのはごもつともな話でありまして、決して私は御無理なお考えではないと思いまするし、できればそういうことが望ましいと思ひまするが、実際、計画を立ててみまして皆さんに御覽にいれたときに、そういうことがはたしてできるかどうかということを御質問願つて、いろいろ御判断をいただきたいと思うのであります。もしそういうことが、そういうような使い方であればこれは少し無理だ、それはかえつておもしろくなからうという御意見が出来ますれば、これに対しましては別途、いろいろお知恵を賜わりまして、なんとか皆様方の生きていける方途を察出いたしたい、こう思つております。

この問題につきましては、もう前々からの問題でございますが、いままでにも各方面からそういう御要請がありませんで、一ヵ所でそういうことをやりますと、各方面にも同時にそういうことをいたしませんならんので、一つの例を作っていくというような点から行きつまりをきたしまして、なかなか難渋をきわめておったことは御承知のとおりでございます。しかし、四日市がこういうような段階に進んでまいりますと、さような方面につきましていろいろ皆様方のお知恵をいただきまして、市としてなんらかの方途を講ずるよう努めさしていただきたい、こう考えておりますような次第でございますので、一応、考え方を立てました上でいろいろ御審議をいただきたい、こう存じております。

〔田村末松君登壇〕

○田村末松君 私は、二点について質問をいたしたいと思います。

まず、予算外義務契約の、義務負担の契約についてでありますと、こんど二億の巨費を投じて、教育施設の設備を完備したいというので提案がありましたが、この問題に対してはいろいろ問題があろうと思うんであります。私はよくぞ踏み切ったとこういう考え方をもつものであります。しかしながら、これには裏づけがなければならぬ。そこで私は市の理事者に、こうした踏み切った限り市の財力の問題、いわゆる市税の育成について、どのように考えておられるかということについて質問を申し上げたい。四日市総合開発計画に委員として委嘱いたし、四日市市の財政面を担当せられたところの稻葉秀三先生のあの報告書によりますと、「四日市市は非常にこれまで消極的であった。四日市市の現在の財力をもってすれば、もっと積極的にやるべきである。しかも、起債の獲得ということは全国の都市よりも非常に有利な条件にある。」こうすることを報告されておるであります。事実、起債というものは、いま国家はそのワクを非常に規制いたしまして、容易にえられない。いわゆる財政の評論家である稻葉先生のい

われるよう、その実態においては、自治省は、こうした健全財政をとるところの裕福な市町村に對しては、起債のワクを容易に許してくれない。こんどこのこうした予算外義務負担の契約を結ばなければ、積極的な施策が行なわれていかないということは、考えられるのであります。もちろん今日、南のほうにおいては高分子化学、松下電工、あるいは味ノ素、三菱油化等の工場建設をみておられまして二、三年後には満足に固定資産税や償却資産税なんかは入ってくると思うんですが、この点について市の財務を担当するところの部長の考え方、本年度においてはなお、どれだけの税収入を見込まれておるか、来年度はどうか、さ来年度はどうか。あるいは年度別に区別がわからなければ、だいたいの予想だけでも市民に公表してもらいたい、これが一つ。

いま一つは、八十四号の四日市市税条例の一部改正についてであります。もちろんこんどこの改正は、財務、税務の調査会においていろいろ検討せられ、市長が説明せられたように、これは地方税法が改正せられた結果やられるわけであります。私どももこうした改正は非常に喜んでおります。いわゆる電気消費税においては、三百円未満の消費者に對しては課税をしない。市民税においてのこの身体障害者や老年者及び寡婦等には課税をしない。こうした社会性のあるところの税法が施行せられたのは、まことにけつこうであります。こんどこの条例が改正されて、はたして四日市市民にどのくらいの減収になるのか、その点も詳細お伺いしたい。

以上、二点であります。

〔税務部長（松野憲亮君）登壇〕

○税務部長（松野憲亮君） 一般財源につきましては、総務部長から坂上議員の御質問に対しましての御説明があり、そのときに税の面においても多少、触れられたように思いますが、いま田村議員からの御質問に対しまして、税の面に對してのみお答えを申し上げたいと思うのであります。

本年度の税の自然増収、増収の見通しにつきましては、当初予算の御審議の際に、坂上議員さんの御質問にお答えしたのでございます。当時、私が申し上げたのは、三十六年度におきましてはこの予算に見積もった以外に七、八千万円の増収を期待しておる、こういうふうに申し上げたのでございますが、今日になりますと相当、状勢が変わっておるのでございます。本年は、特に、ただいま田村議員からお話をありましたように、昨年、南部地域におきまして、南部地域に各種の大工場の進出をみましたので、この用地買収に伴いまする譲渡所得というのが相当、予想外の数字を示しております。これだけでも約七、八千万円の増収が見込まれるのでございます。私が当初、申し上げました数字が、非常に寡少で見込み違いであったことを、非常に恐縮に存じておる次第でございますが、これは四日市市の産業経済が、急激に伸長を示しておる結果でございます。先ほど市長からもお話をありましたように、当時の経済成長のテンポが早すぎますために、税の面におきましても、私どもの将来の市税収入に対する見通しが、これについていけないというのが現状でございます。

御参考までに昨年度の市税収入を申し上げますと、三十五年度におきましては、税収予算額が十三億二百八十八万五千円でございましたのが、締め切りました決算収入をみますと、十四億四千九百四十二万二千円の数字を示しております。予算に対しまして一億四千六百五十三万七千円の増収をみまして、これが三十六年度に繰り越されておるのでございます。これを三十四年度の市税収入の実績に比較いたしますと、三十四年度におきましては市税決算額が十一億五千八百五十五万三千円でございますので、実に三十五年度は三十四年度に比較いたしまして二億九千万円、約二五%の増収の率を示しておるのでございます。本年度の予想といたしましては、先ほど申し上げました譲渡所得に対しまする個人市民税の増収分七、八千万円を筆頭といたしまして、経済界の好況によります他の税の面におきましても、相当の増収が予想されるのでございますが、今日、提案いたしております税制の改正なども影響いたしてお

りますので、確実な、適確な数字はまだ申し上げる時期に達しておりませんが、だいたい昨年度、三十五年度の実績は下らないと推測しておるのでございます。十五億円税収、最終的に十五億円は間違いないであろう、かような推測をもつておるものでございます。これが私の税収見通しでございますが、オ二点の税制改正による影響につきましては、担当の課長からお答えをいたします。

よろしく御了承をお願いいたしたいと存じます。

(税務課長(伊藤涼一君)登壇)

○税務課長(伊藤涼一君) 三十六年度の税収の見通しにつきまして、お答え申し上げます。

だいたいの傾向といたしましては、ただいま部長から説明したとおりなのでございますが、三十六年度の予算編成当时におきましては、税制改正もほぼ大綱がきまつたと、こういう程度でございまして、確実なものは予算に見込んでございますが、地方税の改正はその後、非常に難行いたしまして、法律として確定いたしましたのがこの四月三十日に法律ができたわけでございますので、これができ上りますと、最初の見通しとやや違った面も出てまいりましたので、そういう点もあるわけでございますが、予算編成時に税制改正による税収への影響といたしまして計上いたしましたものが、償却資産の耐用年数の短縮によります法人市民税の減収分と、それから内航船舶に関する課税標準の特例の関係、それから電気・ガス税におきまする三百円の免税点制度を作りますことによる減収とこういうものを含めまして、三千百九十六万円計上をみたので減収を見込んだんでございます。しかし、その後、地方税法が確定いたしまして、判明いたしましたものといたしましては、ガス事業の新設償却資産に対しまする課税標準の特例が今回できましたので、この分とそれからこれは減収でございますが、この分が約百四万を予想いたしております。それから軽自動車税の税率改正によります増収、並びに三公社に対します軽自動車の税の非課税措置の廃止に対

するところの増収、こういうものを含めまして最初に、予算当初に見込みましたものが以上三つの事項につきまして三千百九十六万をみたのでございますがその後の地方税法の改正の決定によりまして判明いたしましたものがガス事業の新設償却資産に対する課税標準の特例によります減収分これを百四万、それから軽自動車税の税率の引き上げによります増収分、並びに電気公社、国鉄等三公社に対します軽自動車税の非課税措置の廃止に伴う増収、これが合せて百二十四万を見込んでおります。それから電気。ガス税関係でございますが、今回、合成ゴム関係が非課税として電気。ガス税に指定されてまいりましたので、これによります減収が四百八十万程度、それから、これはこの税制改正による分ではございませんが、今回、提案されております国際観光ホテルに対する課税標準の特例、不均一課税、これに関する分が六十八万円、差し引きいたしまして五百二十八万円の減収を見込んでおります。最初に予算編成当时からわかつておりますが、それからその後に地方税法の確定によつて決定いたしましたもの、合せて三千七百二十四万円が税制改正並びに国際観光ホテルに対する不均一課税といつしまして減収になるわけでございますが、ただいまも部長から説明がありましたとおり、三十六年度の税収といつしましては、その後、個人の市民税に対する増収見通しであるとか、ほかにいろいろたくさんございますので、こういうものをうすめてあまりあるというものが現状でございます。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君）お尋ねのオ一点に関連いたしまして、財政担当の事務屋としての考え方を御参考までに申し上げたい。

税務部長それから税務課長からいわゆる市税の三十六年度の見込みにつきましては、詳細に申し上げましたので、二億という教育の、学校整備の予算外義務負担の考え方を全体計畫の中で私どもはどう考えておるかと、こういうことを申し上げたいと思います。

現在、市の市債の無償還額は、全部で十億七百四十一万二千円と相なっております。その内訳は一般会計におきまして五億三千万円、それから特別会計におきましては四億七千万円、これが俗にいいます起債と称しまする公債費その他で計上しておりますものでございます。それで先ほど田村さんのほうから稻葉さんの所説を引用なさいまして、四日市市の将来の起債獲得なんかについては、非常に見通しが明るいかのような御発言がございましたのですが、われわれの現在、考えております状況でございますと、そういう面とそうでない面とは相交錯しておると、こういうような状況でございます。具体的に申しますと、下水道事業あるいは上水道事業、こういった公共事業的な性格をもつておるものにつきましては、非常に財政力の豊かさというものがあるいは発展性というものが十分、認識されまして、起債獲得は比較的、楽とは申せませんが他都市とくらべましたときは、非常に御理解がしやすいというような状況である。いわゆる特別会計における起債獲得は、稻葉氏のいわれる傾向がございますが、一般会計におきましても、そういう点は現実的には、たとえば建設当局が自治省にまいりましたときに、自治省のある係のごときは、四日市は職員の給与なんかが非常によいと聞いておると、そういうのであるから、起債なんかはそういう余裕のあるところにはなるべく割引きして考えたいというような皮肉に近い御発言があつたことをまた聞きしておりますが、まあ、そういうような見方をいたしております。それでわれわれといたしましては、職員給与の状態は、そういうことをいわれるほどではないと確信いたしておりますが、そういう見方をされるむきがあるということは、財政的に豊かであるという証拠ではないか、まあ、こういうふうに考えております。でございますので、いま申し上げましたいわゆる一般市債につきましては、総額とそれから先ほど来、問題になつておりました予算外義務負担の一つとして、漁業補償分が約六億余りあ

る。それからそれに加えて今回の教育の二億がある、こういうことに相なりますので、だいたい現在、市が義務負担額として考えてない総額は約十八億円、この議案を御承認いただきましたあかつきには、そうして実現に移しましたあかつきにはそういう状態に相なるのでござります。

それからもう一つ、皆さんが頭においていただきたいと思いますのは、四日市港整備に関連しまして、いわゆる負担金という形で県に納入する額の問題でございます。これは実際、御承知のように高潮対策の事業として、朝日防波堤あるいは今回、計画しております防波堤の問題なんかは、県の、国の直轄事業として県がやっておりますが、それに対して国は金の融資を行なっている。この分につきまして、市が従来のような状態で負担をいたしますものであるならば、半額を負担せねばならない。いわゆるキャッシュの分と県の考えております分の半額をもっていくのが現在までの歴史的なといいますか、慣習的なといいますか、そういったものでございます。あれやこれや考え合せますと、この分は私どもが想定いたしております総額といたしましては、だいたい十億を少し上回るのでないか、こういう判断をいたしております。でございますので、これも一つの義務負担額と考えますならば、結局現在、四日市市は借金、というような考え方で、だいたい三十億近い義務負担額を背負っておるんだと、こういうふうにお考えいただいて間違いないのではないか、こういうふうに存じております。それで計算的に私たちが心配いたしましたのは、こういった義務負担額が相当額に上りました場合、結局これが将来の四日市の経常費に対しまして、非常に圧迫を加える。どういうことを申し上げるかといいますと、かりに本年度の財政規模が、二十五億と相なったとしたときに、そういった償還その他に要する費用が、一億五千万円ということが想定されるのでござりますけれども、それだけは二十五億のうちから差し引いて考えていかなくちゃならぬ。そういうふうに考えていきますと、人件費なんかも義務的な経費だと考えて間違ないと私たちは考えております。それでだいたい十カ年間くらいの見通しを立てますと、そ

ういうものを含めまして、だいたい義務的諸経費が昭和三十六年度におきましては、八億九千万円というような額になります。といいますのは、人件費を義務的経費と考えておる状況で申し上げておる。それから昭和四十三年には、十二億四千万円くらいが想定されるのでござります。そうですから、来年から本年度にくらべまして来年は約一億、その次からは約二億くらいずつの義務的諸経費がだんだんふえまして、八年先の昭和四十三年には、十二億くらいの経費になる、こういうような心配をいたしておりまして、現在のこの二億の義務負担額は現在、考える状況からいふたらマキシマムといいますか、これ以上ちょっとと考えられない。いわゆる財政の安定性というものを考えた場合には考えられない。市長といたされましては、おことばのようく相当、思い切って、一応そういう窮屈なワクも考えながら皆さんの御要望にお応えしたい、こういうことである。われわれ財政担当者としてはあまり歓迎しにくいと、まあ、はつきりいいますとそういうふうに申し上げて間違いない、こう思っております。

それから、税の伸びの問題でございますが、税務部長としての見解はそうでございますが、私どもは一応、想定しております伸びは、昭和四十三年にはおそらく現在のなんといいますか、十五億内外か二十億を相当、上回るような状態になるであろう。これは税制が現在の段階からいって変わらない限りと、そういう想定をいたしております。まあだいたい二十二億から二十五億くらいまで、非常に大きな幅がございますが、見通しでござりますのでそういった状況を一応、勘案しまして十二億という義務的諸経費にも耐えていけるのじゃないか、そういう想定をいたしております。これが現在の国の税制改正の動き方といたしましては、四日市としましては非常に悲しむべきといいますか、そういう特殊な財政豊かな、いわゆる財源豊かな市のその財源を、なんとか財源の貧弱な市町村へ回すような、税制改正といいますといわゆる財源的に全国の各地方団体が均等化されるような状態にもっていくという傾向が、税制改正の基本的なねらいであるように思いますので、四日市のもとでありますような特異性は、税制改正が行なわれるご

とに、だんだんだんだん弱まっていくのではないか。そういうことを頭に入れると、先ほどいいました二十二億ないし二十五億という考え方は、現在のままでいたら上の数字にくし、だんだんそういう傾向が強まっていった場合、いわゆる地方団体の財源のいわゆる調整というものが強く行なわれた場合には下のような状態になっていく、そういう判断でございます。

それから大規模償却資産の動き方といたしましては、簡単に申し上げますと三十五年度の後半、トップ・クラスでございます昭和石油は、本年度はほとんど一億二千万以上の税を納めていたので、だんだんそれが、三菱油化にかかるという程度で、だんだん工場誘致といいますか、工場進出あるいはその拡充ということが年次的に、まあ、いまの四日市にとりましては、こういうでこぼこがないように、だんだんバトンがそのまま受けついでいくような状態で、工場そのものが進出あるいは拡張されていておりますのは、最初にお答えいたしましたように、四日市の財政状態から考えましたら御同慶にたえない、こういうふうに考えられます。

それから新しく進出しておりますこの工場の投資額等につきましては、それぞれ発表を内輪にしておるのではないかと思いますが、私どものほうで承知しておりますのは、江戸川化学会が三十五億、松下電光が十億、味ノ素が六十億、合成ゴムが百八十億、三菱油化が三百五十億、昭和三十六年から四十年くらいまでの計画では、そういうふうに会社では公表いたしております、その合計は六百三十五億、こういうふうに相なっておりますが、おそらくこれは経済成長速度のいかんによりまして、第一期がすんなり二期に移るというような状態、あるいはその他の工場進出等によりまして、想定されるのはそのくらいでございますけれども、上回っていくのではないか、そういうふうに思います。そうでございますので、非常に楽観的なような材料を申し上げながら、これで精いっぱいであるという言い方をいたしておりますのは、現段階に立ってわれわれ事務屋としての検討を経た上では、二億とし借りてことし事業をやる

という状態ではマキシマムな状態である、こういうふうに御了解いただきたい、こういうふうに思います。

○議長（山本三郎君） 暫時休憩いたします。

午後五時二十三分休憩

午後五時三十八分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして、会議を続行いたします。
どうぞ登壇してください。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 オ七十九号議案の病院敷地の点について、先ほど錦議員から御質問がありましたのに関連して、簡単にお尋ねいたします。

三月の定例会におきましても、多少この問題に触れたのでございますが、こんどの病院跡の敷地を一括売却するという市長の方針が明らかにされて、その売却されたのちの構想については、まだ明確にされていないわけでありまして、これも時期によってその問題もはっきりしてくるのではないかと考えられるわけですが、もしただいまの錦議員の御趣旨のような問題を、病院跡の敷地内にそういうことが困難だというようなときは、市長は他にかわるこれを、考え方をもつことが可能であるかないかということをお尋ねするわけであります。錦議員の申されました内容においては、その業にたずさわっている方々の更生あるいは自活の道ということであったわけですが、もちろんそういうこともたいせつであり私も意見を同じくするわけですが、さらにもうひとつ考えてみると、本市が非常な勢いをもつて産業の発展途上にあるときに、それと併行しまして労働の方々もおのずとあえるわけであります。財力の伴う

方々におきましては、たとえば料亭であるとかまたはそれに類する施設を利用して、いろいろと慰安を求めるということも考えられるわけですが、勤労者の方々の多くはああいった屋台等を利用して一日の疲れを休められるという姿も非常に多く見受けられるときに、営業者たちの立場だけを救うというのではなくて、そういった零細の勤労者の方々がその施設を数多く利用されるという現状をみたときに、施策の上においてもなんらかの方途を講ずる必要があるのではないかと思うわけです。他にもそれに類するような問題は非常に少数ではあっても、施策の上には大きく浮かび上っているという実例等もあるときに、本問題については市長などのお考え方方が、必ずしも病院跡でなくてはならないということに範囲をせばめずに、他に適当な場所でそういうような考慮できるという配慮ができるかどうかというわけであります。まあ、こういったことが一般住宅敷地と違つてまさか山の奥地のほうへもつていくというわけにもいきませんので、他の場所といつてもおのずから範囲がせばまつてくるわけでございますが、そういうことを考えられる余裕があるかないかということをこの際、承わっておきたいと思います。

もう一つ、八十九号の予算外義務負担契約の点につきましては、先ほど田村議員から御質問があつたのですが、質問の内容を別にして簡単にお尋ねしたいと思いますのは、今回の御趣旨はきわめて適切であり当をえていることとは思いますが、こんご残されたこれに類する場合の事例がもし近い将来にあつたときには、同様の取り扱い方を考えられるものか、今回に限るという一つの制約があるものなのか、その点についてのお考え方も明確に承わりたいと思います。

以上、二点であります。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 病院跡の利用の問題につきまして、ただいまお説のとおり、この屋台店等、皆さんやつてお

いでになる方々がなんとかその中にはまるかはまらないか、こういうことでございますが、これはこんど計画を出させていただいて御覧願つた上で、はめるほうがいいかはめないほうがいいかとも自然に御判断いただけることと存じまするが、もしそれができないということであれば、なんかひとつ対策を講じなくちゃならないということございますが、この点につきましては最前も申し上げましたように、あとにもこれに引き続くような例も出てきまするので、非常に慎重にやらさしていただきたい。また、場所につきましてもなかなか実際問題となりますと容易でございませんので、今まででもあらゆる努力を託してまいりましたのですが、なかなか要領のいい考えが浮かばなかつたのでありますし、ただいま仰せられたように、また前にも他の議員さんからも十分そういう方面のことについて市の理事者としては心を配つて、なんらかひとつ方法等を講じろという御意見が多うございます。この点につきましてはいま直ちにそれじゃこういう方法をもつてお応え申し上げます、ということは申し上げられませんが、できる限り理事者におきましても勘案をいたしたいと存じておりますので、皆様におかせられましても何かいいお知恵がありましたならば、理事者にこういうこともひとつ取り上げてみたらどうか、ひとつ御提案も拝承さしていただけることができたらたいへんけつこうだと思つような次第でございます。

それからただいまのこの予算外義務の問題でござりまするが、これはまあ、今回限りかどうかということを仰せられますが非常にむずかしい問題だらうと存じまするが、御承知のどおりこんどとりました処置は、市内の学校の著しく劣つておるということもござりまするし、またできる限りこの際、市内のほうから整備を進めていきたいという意図もかねがねございましたししまするので、思い切つた英断を施すことにしていただきましたのでございますが、しかばねこれはこれで打ち切りかとおっしゃれば、財政が許しました他にどうしてもこれは思い切つてこういふな処置をしたほうがいいという皆様からの御意見も出、理事者におきましてもそういうふうに考えます場合は、また同じ

ようなことを繰り返してきていた場合もございましょうと思ひまするし、また一応これは打ち切らしていただいて、向後はやはり規定計画の面にのせていきまして、順次その改善を期していくというほうがいいというような形勢になるかもしませんが、これは別に私がいまここでいいのがれをするわけございませんが、将来の問題でござりまするので、さいせん財政のことにつきましてもある良いところも申し上げ、また悪い面につきましても申し上げておりまするようなるふうに、必ずしも経済界というものが一本調子でいくものではございません。また、かような早いテンポで進むところには、また早いテンポでその逆の効果もでてくるというようなことも、やはり心のどこかに引き締めをもつておりませんと、とんでもないことになると存じますので、これらの点につきましては向後の推移をよくながめてみまして、皆様方もこれならば引き続きこういう考え方をもつて進めていけという御意見も出てることもございましようし、またこの状勢ではそういうことを繰り返しては少し市に困難じやないかというお考えも出てくると思ひまするので、市の理事者といたしましてはよく内外の事情を勘案いたしましてあらためて御提案申し上げることにさしていただきまして、ただいまのところといたしましてはこれを引き続きやるかやらないかというとにつきましては、しばらく意見を保留させていただきたい。そのほうが市のためではないかというふうに考えまするので、私の考え方を率直に申し述べまして御批判をいただきたいと存じます。

大谷喜正君登壇

○大谷喜正君 病院跡の敷地の問題についていま市長の御答弁を願った結果では、するともせないともその御意思があまりはつきりしていないわけでございまして、構想が出ていないものをはつきり答弁求めるほうがあるいは無理かとも思います、一例をあげて御参考に考え直していただきたいと思いますことは、すでに過般来、大きな問題となっておりました例の富洲原中学校の敷地問題について、種々いろいろと批判もあり研究もされ、その過程におきまし

つせんしてもいいんだというくらいの熱意を示されたことばを聞いた記憶があるわけでございます。こんどの問題といたしましても当然、市が施策の上においてこの方々の行き先についてあつせんをしなくちやならないという義務づけはないでありますようが、問題の内容から比較してみれば私は後者のほうがはるかに性格上、優位に考えるべきだという見地からいたしまして、ただいまこの場においてはつきりと御答弁を願うことについては多少、無理であるかもわかりませんが、近い時期に必ずやそういったあつせんの労をおせわ願いたいことを希望するわけであります。くどいようではありますが限られた方々の営業を擁護するというだけでなくて、広く市民の中にそういった施設を利用するというその精神を十分、加味し、しかもその後において安全であり、食品衛生法の取り締りあるいは交通法の建前からいきましても、これを施策の上においてそれだけのあつせんの労をとることについては、前言申し上げたようないは富洲原中学校の換地の場合の問題とは内容的に雲泥の差があるというふうに考えるからであります。ぜひともこれは強い要望として御留意ありたいことを申し上げます。

次二点目の予算外義務負担契約が、こんどもこの事例についてどういうふうに考えられるかということにつきましては、そのときそのときに対処して考えたいと、お考え方もよくわかるのであります。この措置はいままでになればならない年次計画が遅れたので、そのしわをこういった方法によって一挙に解決されたわけであります。もともとだれしもこういうような方法によって進めていくことを望むものはないわけであります。こんど計画にもしづれがあったときには、また何年かののちにこのしわをさういうような措置によって解決することが当然かとも考えられますので、逆にことばをかえしていえば、計画は計画としてそれぞれの角度から研究され、また議会においてもそれを了とせられた問題でありますので、忠実にこれを遅れるということでなくして、むしろ早めていくような

予算的な裏づけまたはそういう方針の再確認さえはつきりと明示していただければ、あえてこういうことをお尋ねしたりまたこういう処置をとられる必要もないのではないかと思うからであります。別に御答弁を願う必要はありませんが、希望意見を申し述べましてこんどの資料にしていただくことができればさいわいであります。

○議長（山本三郎君） この際、皆さんに申し上げますが、会議時間が午後六時になつておりますので一應、一時間延長いたしまして午後七時までといたします。

前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 議案第八十五号について質問いたします。

この八十五号の不均一課税の問題について、私は義務規定ではないんじやないかと思うんです。課税することができるということはしなくともよいと、こういう解釈がなり立つんではないかと思いますが、これをこの際、提案されました経緯といいますか、趣旨につきまして御説明をいただきたいと思います。

〔税務課長（伊藤涼一君）登壇〕

○税務課長（伊藤涼一君） ただいま御質問になりました第八十五号の都市計画税に対する不均一課税につきましてお答え申し上げます。

この不均一課税は御承知のように地方税法第6条の第2項に規定してあるのでございますが、これは公益その他の理由によつて必要がある場合には市町村は不均一課税ができると、こういう規定でございますが、これはただいま仰せのとおり課税するかしないか、また不均一課税をするかどうかとは市町村の任意に任せてあるんでございますが、この適用につきましてはこういう不均一課税を規定したほかの法律といつしましては、新市町村の建設促進

法による場合に、この法律中に不均一課税を規定しております。それから他に地方鉄道軌道整備法、この法律に「地理的な関係上その必要ある場合に、市町村は運輸大臣の認可を受けたものについて、その計画に基づいて不均一課税ができる」と、こういうようなことを規定しておるんでございまして、そのことが公益上に必要である、こういう場合に市町村の議会の意思によつてこれを行なう、こうなことを規定しておるんでございますが、国際観光ホテル整備法によりますと、もともとこの国際観光ホテル整備法という法律が外國客の入り口並びにその受け入れ態勢を整備充実すると、こういうことを目的として定められた法律でございまして、このこうな宿泊施設を整備することによつて、観光の面であるとかあるいはそれに関連した産業の発展、それからあるいはまた外交方面または貿易の方面といろいろこの外國客を受け入れてこれに対する宿泊施設を整備することによって、有形無形のたくさんの公益上の利益を受けると、こういうことでこの法律 자체に不均一課税を規定しておるのでございます。これにつきましては、当市におきましては近鉄のステーション。ホテルが指定を受けたのであります、それにつきましては運輸大臣から知事を通じまして、これには不均一課税を考慮してほしいと、こういうような要請もまいつたのでございますので、市いたしましては要請はまいつたのでございます。また、この法律 자체にそのような不均一課税をすることが望ましいといふような法律が出ておるのでございますが、四日市とよく似た、ほかに観光ホテルをもつてゐるところの都市の状況を調べてみたんでございますが、各市へ照会をいたしまして名古屋市、神戸市、東京都、奈良、浜松、大津、熱海、和歌山、蒲郡、赤穂こういうような観光ホテルを有しておる都市につきまして実施状況を照会したのでございますが、いずれも条例または市長の減免規定というようなものを適用いたしまして、これを不均一課税を行なつてゐる。こういうような状況にかんがみまして、当市もほかの都市との均衡もあり、またそういうふうに、この法律にそういうふうに規定しておる。また、運輸大臣、知事を通じてそういうことを要請してまいつたという経緯でご

ざいまして、こういうふうに不均一課税を行なうことが適当である、かように考えたわけでございます。

○前川辰男君 非常に調査をされまして御提案になつたことはよくわかりますが、しかし市といたしましてこういうことが是であるか否であるか、あるいはその他の税金等々を比較しましてですね、建設されたのかどうかということをもうひとつお伺いしたいと思います。事務的ではなくて政治的に考えてお答えいただきたいと思います。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 御指摘の事務的にではなくて政治的にこというおことばがございましたのでございますが、お尋ねは市として十分、検討したかどうか、こういうお尋ねだととらしていただいてお答えしたいと思います。これは先ほど税務課長から御説明申し上げましたように、市といたしましては十分、検討の結果、他市との状況も勘案いたしましてこういった処置をとりたい、こういう結論を出したのでございます。

以上であります。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 この問題につきまして十分、検討をして提出した、こういうことなものですから私はここで一言申し上げたいわけですが、なぜこの問題を取り上げたかと申しますと、内容的には非常に小さい問題だと思われますが、先ほど大谷議員、錦議員の御質問にありました零細企業者の問題に対しても、あたたかい手を差しのべるという政治上のほんとうの行き届いた考え方に対しまして、これがちょうど対象的に出ておるわけでございます。つまり国際観光ホテルというのはいうまでもなく外国人あるいは一部の特定の人たちに対して提供しておるわけなので、その財力その他におきまして十分に能力をもった人たちが利用するところです。そういうところに對してこのような配慮がなされるならばなおいっしきですね、力のないところに力を入れるということがほんとうの施政の本筋ではないか、こう

いうふうに考えましていつておるわけです。また、前の税務課長の説明にもありましたように、日本合成ゴムの電気ガス税がこんど四百八十万ですか減税になる、こういうふうに大きな特定のところに対しては、減税とかあるいは免稅という措置がかなり詳細に取り扱われるわけです。租税特別措置法というのがあつたりして十数項目、二十数項目という項目において優遇されるようなことなんですが、いったんこれが市民個人について取り上げてみたらこういう項目は一つもないわけであります。火事になつて家が焼けてしまっても一月一日現在にその家が立つておれば、それは猶予は、納期の猶予はできるけれども免稅にはならない、こういうふうに厳格に規定されておるわけです。まあ、法律的にきめられているものをまげるわけにはいきませんが、こういうものを配慮するときに必ずしも別のより力のない余裕のない人たちのことも十分、考えてやつていただきたいと思います。なおこの問題につきましては、総務委員会においてさらにお伺いしたい、こういうふうに思いましてこれで質問を打ち切ります。

○議長（山本三郎君） お諮りいたします。他に質問もありませんので、このへんで関係委員会に付託いたしたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） それではそのように決定いたします。議案第七十九号から議案第八十九号にいたる十二議案を関係委員会に付託いたします。各委員会の担当部門は、付託議案一覧表によつて御了承をお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 次に日程第十一、これより選舉第四号により四日市市ほか三カ町村伝染病隔離病舎組合議会議員の選舉を行ないます。

お諮りいたします。本件につきましてはさる五月、選考願い、すでに御内定願つておられたのであります、任期のつ

どう上、本日提案いたしたのでありますて、別段、御異議もないことと想いますので選挙の方法は指名推選によるところとし議長において指名いにしたいと思いますが、さよういたして御異議ありませんか。

「異議なし」と曰ふ者あり

○議長（山本三郎君）　御異議なしと認めます。よつて選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

○では馬鳴美印君、伊藤太郎君、錦安吉君、早川和一君、服部昌弘君、田村末松君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました六君を、選挙オ四号の当選者といたしまするに御異議ありませんか。

議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって馬嶋温知君、伊藤太郎君、錦安吉君、早川和一君、服部昌弘君、田村末松君が四日市市ほか三カ町村伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じることにいたします。

なお、次回の本会議は来たる七月七日午後二時に再開いたしますから御了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後六時八分散会

昭和三十六年四月四日市議会定例會議事速記録 第四号

○昭和三十六年七月七日（金曜日）午後二時四分開会

○出席議員（三十名）

米田好兼速記

○市議会事務局（四名）

事務局長市
務次長菊
議事係長佐
藤
務
務
長
事
務
次
長
市
原
田
川
原
田
川
英
善

茂裕也雄

森藤小橋柴山辻荒谷山
田谷林詰田中木口口
卯祐喜興忠定武専信
七一夫隆繁一章治九生
君君君君君君君君

○欠席議員（十名）

中山永田日生伊伊坂前笠服浜鈴加伊
島本田村比川藤藤上川田部田木藤藤
忠三巳末義平宗長泰辰昌七辰十郎男衛弘平次男一
勝郎側松平蔵一一君君君君君君君君君君君君君君

○ 議事日程

オ四日七月七日(金)午後二時開議

1 議案オ七七号乃至オ八九号…………各常任委員長報告…………質疑、討論、議決

2 委員会報告オ四号乃至オ六号…………採否決定

3 監査報告オ三〇号、オ三一号、オ一号乃至オ三号…………承認

○議長(山本三郎君) ただいまから定例会を再開いたします。

本日の出席議員数を報告いたします。出席者二十七名、欠席届出者七名、遅刻六名であります。

ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程につきましては御決定願いましたお手元の議事日程によりとり進めたいと思ひますから御了承願います。

○議長(山本三郎君) それでは日程オ一、議案オ七十七号及び議案オ七十八号を議題といたします。

本案に対する各委員長の結果報告を求めます。

まず建設委員長にお願いいたします。

〔建設委員長(野呂幸太郎君)登壇〕

○建設委員長(野呂幸太郎君) 建設委員会に御付託になりました議案オ七十七号の一般会計オ三回追加更正予算のうち、歳出オ四款土木費、及びオ五款、都市計画費について当委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告

いたします。

まずオ一に議論の中心となりましたのは、現在において、建設事業の進捗状況が職員の日夜にわたる懸命の努力にもかかわらず相当遅延をしているのではないか、豪雨による災害の発生もあり、現在の職員の配置をもつてしてはこれら予算計上をされた事業を十分にそしやくしる自信があるかという点であります。これにつきまして、事業の進捗状況は土木費開係でだいたいのところ一・四半期程度の遅れをみているが、そのほかは予定どおり進行しているのであるが、災害の発生をみた現在、機構人員の配置について種々具体策を検討中で、本年度中に都市計画課を設置し独立させるとともに、農地買収についても専門の係を設ける計画である旨説明があつたのであります。

当委員会といたしましては、ここで市長並びに庄司助役をして人事課長の出席を求めて、これら建設部担当職員の執務状況と事業の進捗について意見を求めたのであります。結論といたしまして、技術経験者の不足しているときもあり、とりあえず府内において経験のある職員の交流を行なうとともに、夏休みを利用してのアルバイトの使用あるいはまた停年退職者のうちで経験豊かな者を使用する等の点についても検討してみるとともに、総力をあげて事業の進展をはかり、市民の期待にこたえたい旨答弁があつたのであります。

次に、オ四款土木費二千七百六十五万九千五百円の追加でありますが、橋梁維持修繕費では、老松橋はこの際どうしても永久橋として架けかえたいので、これには少なくとも二カ年の期間が必要となるのでかり橋を設置する必要があること、また、橋梁新設改良費の開発橋は産業開発事業に関連するものである等の説明があり、これら理事者の説明を了としまして、原案を承認いたしました。

次に、オ五款都市計画費四千二百五十二万六千円の追加でありますが、南浜公園敷地造成工事については、よく地元の意見を聞き、暗渠工事等については排水に支障をきたすことのないよう十分に設計すること、また南部地域にお

いて、名四国道と国道一号线を連絡する道路がないから考慮することの二点を要望いたしたのであります。理事者よりこんご都市計画費の計上には総花的な面を極力避けることにし、重点的に行ないたい意向であるという答弁がありまして、都市計画費を原案どおり承認いたしました。

以上、建設委員会におきます審査の経過と結果につきましての報告を終ります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 次に産業経済委員長にお願いいたします。

〔産業経済委員長（渡部権太郎君）登壇〕

○産業経済委員長（渡部権太郎君） 産業経済委員会の審査結果について御報告申し上げます。
議案第七十七号、一般会計第三回追加更正予算中歳出第十一款産業経済費につきましては、慎重に審査いたしました結果、いずれもやむをえないものと認めて、原案どおり承認いたしました。

以下、その経過と主要な要望について御報告申し上げます。

耕地事業費の追加は、県単事業の三十二年施越分、茂福及び伊倉の用水路に対する県補助の決定に基づき追加計上されました土地改良費と、茂福排水場における排水機補助エンジン及びスクリーンの改良工事費でありまして、県単土地改良事業における施越分はこれをもって完了するとの理事者の説明を了としたのであります。

次に、商工奨励費の減額更正は、中小企業設備近代化設置資金貸付金の県の貸付ワクの決定に伴うものであり、別段異議はなかったのでありますが、過般の本会議において採択いたしました陳情「設備近代化資金貸付別ワク申請について」のその後の対策等をただしましたところ、目下、調査研究中であるとの理事者の答弁をえたのですが、本貸付制度の適用を受けることできない業種中小零細企業者に対して、早急に貸付別ワクの対策を樹立して、恵まれ

ない地元産業の育成に努力されるよう強く要望いたしたのであります。なお、本貸付金のワクは県の決定によるものであります。市単独の立場からもその申請者に対する綿密な調査と検討を加えられるよう要望いたした次第でございます。

この際、一言、御報告いたしたいと思います。

当委員会は、去る七月一日、三日の両日にわたりまして災害現地をつぶさに視察したのであります。今回の農地、農業施設の被害は特に、山間、低地の各所に分散して発生していることが判明いたしました。今日のごとく農業が深刻な状態におかれ、その所得の向上が、国策としてさけばれているとき、農地を生命とする農家の困窮は想像以上のものがあります。当委員会はこの現状にかんがみ、本市農業の発展のためにその復旧のすみやかに行なわれることを願いまして、

一、小災害特に（補助事業の対象とならない）農地及び農業施設の災害復旧に当つては、その被害の現状を把握して、復旧工事費の負担区分等について、本市独自の復旧対策を樹立されること。

一、国、県、市の補助対象となる復旧事業の地元負担についても、今回特別の措置を講ずること。

一、耕地災害の応急復旧に対処するため機械力（ダンブカー、ブルトーザー、ベルトコンベア等）を常備されること。

以上、三点を当委員会として、市長に強く要望する次第でございます。

次に、議案第七八号中小企業設備近代化資金については予算の別案であります。異議なく原案どおり承認いたしました。

なにとぞ、よろしく御審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（山本三郎君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

〔教育民生委員長（錦安吉君）登壇〕

○教育民生委員長（錦安吉君） 教育民生委員会に付託されました議案、才七十七号中関係部分について、審査の経過とその結果につきまして御報告申し上げます。

まず才七款教育費におきまして二百六十三万一千四百七十円の追加は教育委員会職員で、去る三月末までに申し出のありました希望退職者に対する退職手当と、中学校生徒数急増に伴い自転車置場を朝明、富田、大池、三滝、橋北、中部、笛川、南の各中学校にそれぞれ新築するためには要する費用を計上したもので、別段異議なく承認いたしましたのであります。が、文教施設整備十カ年計画に基づきこれが執行に遺憾のないよう思ひきつた教育推進をはかられるよう強く要望をいたします。

次に才八款社会及び労働施設費であります。青少年対策費に計上されております三十三万二千九百五十円は、去る七月一日から県警察職員の派遣を受けて青少年補導センターを開設に内定しておりますので、警察職員に対する報償金と近鉄、国鉄四日市駅周辺、富田、富洲原、塩浜、地区の繁華街等における街頭補導をいたします補導員の報償金及びそれに付随いたしますところの諸度調弁費並びに富洲原、富田、海成、橋北、塩浜等十地区に対する青少年対策協議会運営費の諸費負担金であります。青少年の不良化防止にさらに万全を期したい旨理事者からの説明があり、これを了といたしました。

社会福祉諸費につきましては、これまた去る七月一日四日市市民ホールにおいて開催されました県下保護司大会に際しましての補助金十万円であり、社会福祉事業施設諸費における二十二万八千円はすでに竣工を見ました神前寺方

の公会所敷地の整備工事費であります。これは旧公会所跡に建設する予定であったのを地主との折衝がまとまらず、別に土地を整備して建築したために要した経費であります。必要やむをえなかつたものと認めたのであります。

次に、才九款保健衛生費につきましては四日市市国民健康保険実施に際し口腔衛生相談所、歯科技術研究所等を持つ歯科保健相談所を建設計画の歯科医師会に対する補助金六百五十万円中の本年度分補助金であります。これは過般の全員協議会においてすでに承認しております関係上、なんら異議なく原案を認めました。

以上をもちまして当委員会に御付託になりました議案の関係部分の審議の経過と結果報告を終ります。

どうかよろしく御審議の程をお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 次に、総務委員長にお願いいたします。

〔総務委員長（伊藤泰一君）登壇〕

○総務委員長（伊藤泰一） 総務委員会の審査結果について御報告いたします。

当委員会に御付託になりました議案才七十七号の歳入全般並びに歳出関係部分につきましては、慎重に審査いたしました結果、いざれも原案どおり承認いたしたのでございますが、以下その主なる経過について申し上げます。

まず歳出才二款市役所費につきましては、名譽市民公舎の諸交際費三十万円は同公舎の電気、ガス、水道その他の維持費並びに公舎としての諸接待費が、月平均二万五千円計上されたのですが、交際費にこれらを一括計上することは疑義があるので、年金制度その他、よりいっそ適切な方法で計算する考えはないかとただしましたところ、理事者から考慮したいという答弁であつてこれを了といたしたのであります。

才三款消防費のうち消防署南出張所の建設工事費の追加は、敷地決定が遅延したため議決後一カ年余を経て、よい着工の段階にいたしましたところ、地質の関係上、基礎、杭打工事を強化せざるをえなかつたことと、南部地域の

発展性よりかんがみて、南出張所が将来消防署に昇格した場合一階建とすることができるよう、この際鉄骨構造を筋コンクリート造りに改めたための単価増など諸経費の不足見込額が計上されたのでありますて、今回の追加を含めて南出張所の総工事費は一千四十四万五千五百円と相なるのでありますが、やむをえないものと認めた次第であります。

市役所費、消防費の他の追加並びに第十二款の財産費、第十三款開発調査費及び第十六款の諸支出金につきましては別段異議なくいずれも原案を承認いたしましたのであります。

次に歳入につきまして、歳出の特定財源である国県の支出金のほかは、前年度歳超金が七〇を示めているのでありますて、過日の田村議員に対する答弁によつて御了承のごとく繰越金はなお一億円余りを残しているのであります。すなわち三十五年度の決算見込額は歳入が約一十五億五千万円、歳出は約二十一億七千万円となり、三億八千万円余りが三十六年度に繰り越されるのでありますが、これは非常事態を考慮したのと、税収が予想以上に伸びたためと申しますものの、一画市政の消極性にも起因するものと考えられますので、こんど理事者は、財源の見通しがつき次第早急に予算化し、積極的な事業の遂行をはかられるよう特に要望いたしまして歳入全般を原案どおり承認いたしたのでございます。

以上、総務委員会の御報告といたします。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 以上をもちまして日程第一に対する各委員長の報告は終了いたしましたのであります。

これより質疑を行ないます。

各委員長の報告に対しまして御質疑がありましたら御発言願います。

○馬嶋温知君 自席でよろしいか。

○議長（山本三郎君） 自席でよろしいからなるべく大きな声で。

○馬嶋温知君 ただいま総務委員長報告によりますと、市役所費の中の名譽市民公舎にこれが三十万円追加に出てきておるわけであります。月額二万五千円になるわけであります。これは委員会において内容は電気、ガス、水道ないし名譽市民として訪問を受けたときの接待費、こういう説明があつた。それでどうもぐあいの悪い点があるでないか、だから何か礼遇上、他にいい方法がないのかという質問に對して理事者は考慮をする、こういう報告のようであつたと聞いたのですが、間違ないですか。それでよろしいね。（「ええ」と呼ぶ者あり）

そこで三十万円組まれてきたという物の考え方と、こんど考慮する、適當な礼遇を考慮する、こういうことについて御質問いたします。

○総務部長（林義男君） お答えいたします。

ただいまの御質問の交際費におきますところの名譽市民として三十万円計上した趣旨、それから委員会において考慮するといったが、その適當な礼遇についての考慮とはどういう考え方か、こういう二点についてお答えいたしたいと存ります。

先ほど委員長の御報告にも申されましたように、この経費の積算の基礎といたしましては、名譽市民公舎の維持、管理のために必要な諸経費、それから公舎そのものの持つております性格上必要な諸経費、こういったものを一応、年額三十万円ということでお願いしとるのでございます。それは、四日市市におきましては公舎という性格の建物を持ちましたのは今回が初めてでございまして、皆さんも御了承いたしまして御承知のような位置にこれを建設し、それに名譽市民の吉田氏をおすまいいただく、こういうふうに相なつておるのでございますが、公舎そのものの性格

から申しましたら、ここにおすましいただく以上、必要諸経費は計上し、それを維持、管理していく、こういう考え方でございます。その限界といたしましては、いわゆる私生活上の生活費をみるという考え方はもうどうございませんので、名譽市民としての公的な諸活動をなさいます諸経費を、いわゆる管理費以外に見積っておるのでございます。市といたしまして初めての経験でございますので、積算のいわゆる基本的な基礎につきましてはこんど十分注意をいたしまして、一ヵ年間を経過いたしましたときにはっきりしていただきたい、こういうような考え方でございます。

それからオ二点の名譽市民としてのいわゆるなんといいますか、礼遇上の、年金的な考え方でこれを処理したらどうかという問題が委員会の席上、委員の多数の方からの御意見がございました。ところがわれわれといたしましてはいまはお一人でございますが、当時お二人の名譽市民をいただきまして、名譽市民推薦審議会におきまして礼遇その他についてお話し合いがありましたときには、そういった御意見もございませんでしたので、ここで新しくそういう制度を持つか持たないかという問題につきましてはまた別途に研究、協議いたしまして、皆さんの御承認をえて対処したい、こういう意味で考慮させていただき、考慮というよりも研究させていただきたい、こういうふうにお答え申して御了承をえとるような次第でございます。

以上でございます。

○馬嶋温知君 一応、三十万円は組んであるけれども、一年間を経過しないことにはその額の高というものははつきりしない、これをよく研究してこんごいくんだ。しかもなお考慮したらどうかということに対しては、礼遇を持つか持たないかということについてはこんごこれは、考慮ということは研究という意味だという説明があつたのであります。ここでお尋ねしたいことは、礼遇という文字でございますが、礼遇の解釈もなかなかはつきりしていないんじやないかと思うんであります。礼遇のことばで思い出すのは、名譽市民の規則の中に条例のオ五条のその二からその五

まで名譽市民を定める、推薦する、名譽市民を礼遇する、こういったときには市長は審議会の諮問を、審議会に諮問をしてその趣旨を尊重する、こういうことがうたわれておるのであります。が、礼遇ということにはこの三十万円を出されるときには審議会に諮っての上であろうとありますし、委員長報告の中には礼遇とはつきりうたわれておつて、いま総務部長の説明の中には礼遇を持つかどうかというは、こういうふうにぼやかされておるわけであります。なるほど公舎という建前上、電気、ガス、水道といったのは、当然お入りいたいたい関係上、支出するのは当然だと思います。しかしながら名譽市民の名譽を保持するための処置というたのは、当然だと思ひます。名譽市民として来訪者があつた場合、動く場合、そういう場合の経費だ、こういうことになると私は礼遇と解釈しえられるとも思うであります。で、この三十万円の説明内容が、公舎に付隨した経費と解釈せられる面と礼遇等といえる面とちゃんとなつとらせんか、そういうことがありますので、これはいま総務部長の答弁にありましたこんご研究していくことで、こんご研究されるでありますので、これはいま総務部長の答弁にありますといいますか、どちらでも解釈しえられるような説明をしたりあるいは出し方をするということはどうかと思われるのであります。しかも名譽市民の公舎ができるということは、これはもう前からわかつておることでもあるし、從つて当初にこういったような公舎ができた以上は公舎についたところの経費は当然見積られるべきものであります。それが三月に出さずにいまどろ出ておるといったような状態においてその間に何かあったのじやないか、こうも思われるふしなきにしもあらずであります。でありますから、礼遇の意味と公舎経費の意味とちゃんとぼんになつてゐる点を明らかに答弁していただきたい。

○総務部長（林義男君） お答えいたします。

ただいま市の説明の中には公舎の維持管理ということと礼遇ということとちゃんとぼんに考えておるのでないかとい

うようなおことばがございましたが、われわれはそういうふうには考えておりません。名譽市民公舎の維持、管理といふ中にはいわゆる名譽市民として公的にその公舎によつて御活動いただくということは一つの礼遇であるかしりませんが、名譽市民公舎費の中に維持、管理と礼遇とをちゃんとにしておるという考え方を持つております。

それからやはり年金的なということになりますと、これは礼遇といいますよりもいわゆる待遇といいますかそういうことになるのでございまして、いわゆる名譽市民という称号とそれに伴う公的な諸会合へお運びいただく、あるいは御招待するということが現在市がとらておる礼遇でございます。

以上でございます。

○馬嶋温知君　どうもわかったようなわからぬような、はつきりしたようなしないような答弁と思われるのあります、私としては名譽市民として来訪者があつた場合の接待費だ、こういふことは名譽市民の榮誉を維持する、保持するという処置と考へられるということは明らかな事実だと思います。いずれにいたしましてもこういったものがいすれ名譽市民から市のはうへ請求書が来て支払い出されるものだと思いますが、この接待費につきましても私的にわたる面と公的にわたる面との差異をいつたいどこにつけるか、こらながなが実際の面において至難な問題だと思います。それからまた月額二万五千円という数字が必らずしも毎月使われるもんではないことはわかつておりまするけれども、あの吉田名譽市民さんはそれほど生活にお困りであり、それほどそういうことを要求せられるといったような方ではないと思ひますが、かえつてこういうようなあいまいもこのままでこういうものが計上されていくということになっているとすれば、かえつて名譽市民さんに失礼でないか、こう思われるふしも考えたるであります。従つてただ一人の個人的な名譽市民に対する公舎費とか礼遇ということじやなしに、もつと市としての態度を規則の上にはつきりさせる私、必要があらうと思ひます。でありますからして、こんど市のはうで研究すると

いうことはで答弁しておられますするが、さらに一步進めて一日も早く名譽市民も、お入りいただいておるのでありますからして、この公舎の費用をどういふうにして支出していくか、礼遇の措置についてどういふうにしていくかということを公明に、私は諸般のこととらみ合せて多くの人の意見を聴取して規定すべきだと思うのであります。従つてただ一人の個人的な名譽市民に対する公舎費とか礼遇ということじやなしに、もつと市としての態度を規則の上にはつきりさせる私、必要があらうと思ひます。でありますからして、こんど市のはうで研究すると

○総務部長（林義男君）　お答えします。

名譽市民の公舎の居住に関する規則それからそれに関連します一切の規定というものは現在すでに成案をえております。ところが御指摘いただいておりますよ、私もあいまいだといふ御指摘がございましたけれども月額二万五千円、月額二万五千円という状況で御説明いたし、あるいは御解釈いただきますと非常にあいまいにならないか、こういうふうに思ひます。具体的に申し上げますと、當時、名譽市民公舎の建設につきましては皆さん御承知のように建築費の単価増あるいは賃金増なんかによりまして一部夏の網戸なんかの施設ができませんでしたので、この三十万円の中にはそいつたものも一應考えております。そこでございますので、月額二万五千円という中には相当問題とすべきものもございます。

それから先ほど私が申し上げましたように、そうして馬嶋議員さんが御指摘いただいておりますように、いわゆる接待的な内容がこれが公けてこれがプライベートであるというような判断をどこでするか。それからいわゆる生活費的な考え方とそれから接待費的な考え方、それも私的な問題と公的な問題の区分をどこでするかというような問題につきましては先ほど申し上げましたように年間、十分われわれ事務屋として最も公正に最も適正な状態で、継続的に考えました上ではつきりしたものをつけんて処理したい。それからおことばの中に御請求があつてというおことばが

ございましたが、電話料あるいは電気代、ガス代というようなのは名譽市民のほうから御請求がありませんでも、市有管理建物という建前からいえば直接請求をいただくというように相なっておられます。

それから、おことばをお返しするようございますが、いわゆる公舎というものの性格が、なんといいますか、生活に困られるためにそういう公舎をさし上げたというような解釈で名譽市民公舎を御理解いただとしましたら、これはかえって皆さんとともに名譽市民に対する礼を失することではないか、そういうふうに考えますので、われわれはもうとうそういうことは考えないで、いわゆる公舎の公的性格に要する諸経費を市が負担していく、そういう考え方で終始したい、こういうふうに思っておられます。

○馬嶋温知君 なかなかあいよく答弁をしなさる方のように聞きますが、たとえば電気、ガス、水道といったようなもの、あるいはまた公舎が修繕をするといったような場合、これは当然しがるべきだと思われますが、名譽市民として来訪者とかそういうことはありましょうけれども、生活にお困りでどうにもこうにもならぬ。われわれが発議をしてわれわれの市の誇りとして名譽市民としてお迎えをした方があのような姿でどうするのだということであればいろんな問題もおのずからやってくると思いますが、むしろ公舎にお入りいただいて不自由をかけたり妙なことがあってはかえって名譽をきずつけるのじゃないかというような答弁があつたようですが、これはいうべくしていうことばだと私は感じたわけありますが、それで網戸の問題が出ておりましたが、網戸の問題をこういうところで計上すべきでない。ほかに款項目があると思います。なかなか苦しい御提案をしていらっしゃるようありまするが、いずれにいたしましてもこれを明らかに礼遇申し上げ明らかに公舎をお使いいただく、こういうことにおいて私はさいぜん何か規定、条文をこしらえる意図がないかということをお尋ねしたわけですが、それに対して答えたがありませんので、お答えいただきたいと思います。

○総務部長（林義男君） ちよつと再質問を受ける上で、おそれ入りますが、いまおっしゃいます条例、規定というのを作るということについて尋ねたが答えがなかつたとおっしゃいます、その尋ねられる、馬嶋さんの考えておられます条例、規則というのは……。

○馬嶋温知君 いやいや、こういう支出をするのに、どこまでこういうものを公舎に対しては支出していくか。

○総務部長（林義男君） それはこちらは規則としてちゃんと成文をえております。

○馬嶋温知君 どこですか。

○総務部長（林義男君） 規則で作る、作っておこう、こういう考え方であります。

○馬嶋温知君 作る、作っておく……。

○総務部長（林義男君） 規則は、市長の権限で作つております。条例は皆さんの御承認をえて、議会の御決議をして制定いたしますし、規則は市長によつて制定する、そういうことでござりますので、何も皆さんと御相談を申し上げないで作るんだ、こういう意味やなくして性格上そういうふうになつております。その規則は一応考えております。こういうふうにお答えしております。

○馬嶋温知君 作つておるのか考へておるのかどちらですか。

○総務部長（林義男君） これは成案として作つております。

○馬嶋温知君 そういう考え方でこういうものが出てきておるということがはつきりいまのことばでわかりました。で、そういう規則を作つておる。その規則にのつとつてこういうものを出してきたんだ、こういうわけなんですね。

○総務部長（林義男君） そのところ誤解いただかないようにいたしたい。規則は作つております。ところが、いわゆる管理費を支出するということにつきましては議会の御承認をえないこれが規則の性格で

ございますので、本議会で御承認をえたあかつきはその規則によつて適用して処理していく、こういうことでございます。

○馬嶋温知君 その点了解いたしました。

そこで、どうか市民から非難のあつたりまた名譽市民の問題でありますからして、云々のないよう、こんどいっそう規則を持つときは注意していただきたい、こういうふうに要望するものであります。

なお、これとまた問題が變つてまいりますが、旧病院跡の問題であります。昨日も新聞を見ておりますと、市長、記者会見の記事が出ておりました。

○議長（山本三郎君） それはちよゝと…。

○馬嶋温知君 とめます。

○前川辰男君 建設委員長に質問します。

先ほどの委員長報告をお聞きしておりますと、一・四半期分だいたい遅れておる、こういうふうな報告があつたわけですが、これは大へんなことだと思うんです。一・四半期と申しますと、三月の議会でわれわれが議決したところの全部がそのまま手をつけられずに残つておる、こういうことになっておるんじやないか。こういう問題につきまして建設委員会として慎重にそれを消化する態勢を御検討願つたということについては大へん敬意を表するわけであります。がその中でいろいろと細部にわたつて御報告いただいたわけですが、とりあえずこのような態勢でやると、いうふうなお答えがございまして、そのあとで市民の要求にこたえるようにと、いう市長の答弁があつたから了承した、こういうわけでございまするが、こんどの、いわゆる市民にこたえる抜本的な対策というのはどういうふうな形なのか。いまここではつきり出なくとも、だいたいの時期とかあるいは内容というものがおわかりになりましたらお答え

いただきたいと思います。

それからもう一つ。この予算案が提出された後にこんどの災害が起つたわけですから、従つてこの予算の数字そのものは災害前の状態において組まれたと思うんです。ところが現状においてこれを検討した場合に組みかえをしなくていいのかどうだか、その辺のところの討論をお聞かせ願いたいと思います。たとえば橋梁維持修繕費の二百二十六万四千円の中で老松橋の工事の修理費が出ておるわけですが、これらはどうなるか。あるいは都市計画費の中の千歳町・蘿野線とかその他の非常に大きな予算を伴なう工事が出るわけですが、先ほどもお話をありましたが、非常に工事が遅れておる。それに加えて前災害の大きな処理をしなくてはならない。幾ら応急的な機構をやつても、それに路線を変更せずにそのままできるのかどうだか、その点非常に心配されるので、その点をひとつ。

最後に重点的にやりたいという理事者の御答弁。こういうわけですか、いったいどこに重点を置かれるのかという内容をお聞かせ願えればけつこうだと思います。

○建設委員長（野呂幸太郎君） 前川議員の御質問のまずオ一点はですね、当初予算に組んだ仕事が一・四半期、現在において遅れておるいわんや加えて災害が起つてきておるが、これは重大な問題であるので、これを消化しうるかどうか。委員長の報告によるいろいろの対策を立てて、最終的には市民には御迷惑をかけないように考えていく、こういう委員長の報告であつたが、詳しく討論の内容を聞かしてもらいたい、こういうことでございます。お説のとおりでございます。当委員会におきましてもこれが問題になりまして七月の初めに一・半期遅れるということは、こんど進んでいくと、来年の三月になつて三・四半期も遅れてくることになりはしないか。これでは予算を組むだけであつて仕事はできない。仕事のできない予算は組んだところでこれは絵にかいたもちである。これは食べておいしいもにしなければいかんということで、ずいぶん討論をいたしました、けつぎよくは現在の機構では人員は不足である。

ために夜十時、十一時まで職員の方々は夜なべをやつていた大いに、おひても、なおかつ一・四半期遅れてくる。本会議から質問がありましたように人間の能力には限度がある。そういう夜なべ夜なべでやつていて職員の健康が保証できるかという御質問があつたように聞いておりますが、われわれもその点を心配いたしまして、現在の建設部の機構ではとうていてできないんだ、しかばでできることを考えなきやいかんということで、それには建設の技術者を増員して、まず目の前の問題を焦眉の問題を先にして、そうして恒久的には建設部の機構を根本的に改革をして、拡充、強化をして予算案の消化に遺憾のないようにしてもらいたいという要望をいたしたところ、市長、助役、人事課長にも出席してもらいまして、先ほど委員長の報告に申し上げましたように眼前の問題と恒久的な問題の二つに分けて緊急に対策を立てていくというはつきりした説明でありましたので、その点了解をいたして承認をいたした次第でございます。

それからこんどの災害によつてたくさんのお橋梁が落ち、河川がいたみ、道路が決壊されてこの予算は災害の前に組んだ予算である。ところが災害が起つて新しく金の問題も起つてきておるし情勢も變つてきておる。たとえば、例を挙げていうならば、老松橋等はこの予算を組んだときには災害以前である、そのとおりであります。その点もわれわれ質問いたしましたのであります。これは老松橋だけでなく老松橋その他の橋もあるわけであります。老松橋が委員長報告で申し上げましたように永久橋を作る。これには二カ年の歳月を要する、それまで橋なしではとてもおれない、あそこは重要道路でございます。一応さしあたり水のかり橋を作つて、その次には永久橋ができるまで、永久橋にかかるトラック等も通れる橋を作つて市民の皆さんに御迷惑をかけないようにする、こういう計画でございましたので、その永久橋にかかる橋を作るのには相当額金がいりますので、この予算でもつて考えておきたい、こういう説明があつたので了といたしておる次第であります。

次に重点的に土木の事業をやつしていくという説明があつたが具体的に説明を願いたい、こういうことですね。（前川辰男君、うなずく）重点ということには見解の相違がありまた考え方によつて違う点もございます。当委員会でかくあるべきが重点ではないか、予算が出された場合、委員会といたしましては、たとえばこの道路を直すよりもこここの道路を先やるべきが重点でないか。あるいはこの橋が、一べんに二十一の橋もかからないうが重点的にどこの橋を先作るべきかということはおのずから調査の結果わかつてくるわけでございますので、具体的にどこを重点に置くかということについては、私からここで説明しにくい点もございますので、その辺で御了承を願いたいと思います。

○前川辰男君　それでは先ほど委員長から御説明いただいたわけですが、さらに詳細にわたりまして理事者のほうから私が質問しました三點についてお答えいただきたいと思うんです。

○議長（山本三郎君）　本日の質疑は逐条審議になつております。ただ前川議員の質問を議長が許しましたのは、委員長報告にそういうことがうたわれてあつたためにしたわけであります。理事者の答弁の必要はないと思います。

○前川辰男君　それではしほります。

先ほど私が質問しましたオ二点の問題つまり老松橋の問題は、これはいま委員長から御報告を受けたんですが、金額面におきましてかり橋を作るのにはこの前に組んだ予算そつくりそのまままでやれるのかどうか。そういうようにうまいぐあいにやれるのかどうかちょっと疑問があるわけです。それは、千歳町・猪野線ほか稻葉町・生桑線等予算計上されておりますが、このままで計画変更せずに進められるかどうか。私はいま注意されたわけですが、それは議会答弁といふのは非常に揚げ足をとられるようぐあい悪いので抽象的になります。私たちはそれでいいわけですが、やはり市民の立場から考えた場合、はつきりした見通しを立てて予算を組んでるのでですから、はつきりしたものを立てていただかないと安心できないわけです。ことしこれで災害が終つたんじやない。こんど九月、十月という

合風期を控えた現在、どうしてもこの問題ははつきりさしていただかないと市民として安心しておられないからさらに質問しとるわけです。どうかひよろしくお願ひいたします。

○土木課長（天野助春君） 老松橋の件でございますが、このたび追加予算でお願いいたしました橋梁維持修繕工事費の二百六十万四千円は老松橋、朝日橋その他市内の一応、破損いたしました橋梁を含めておりまして、老松橋といたしましては百五十万円程度でございまして、これでは先ほど委員長の御報告にありました永久橋のかり橋、すなわちトラックを通せる程度の橋、巾員三メートル程度の橋、これはもちろん木橋でございますが、この程度の橋をかけたまでも三百五十万円程度の金がいる。これは一応、既決予算内からお願ひして操作いたしたい、そのように考えております。なお、永久橋につきましては公共土木事業の査定の基準からいきまして、当然老松橋が永久橋の査定を受けられます。なお、永久橋につきましては公共土木事業の査定の基準からいきまして、当然老松橋が永久橋の査定を受けられる、そのような確信を持っております。この橋がどの程度の橋であるかと申しますと、現在、老松橋は巾員六メートル五〇あるのでございますが、六メートル五〇の永久橋、これは当然国庫補助の対象内で考えられる、そのように思っております。あの路線は都市計画路線でございますので、巾員を十二メートル、車道が九メートルそれから歩道が一メートル五〇の両側ということで十二メートルの巾員で計画中でございますので、この程度の永久橋をかけるのには四千五百万程度の金がいるのでございます。なお、先ほど申しました六メートル五〇程度の巾員で考えますと千五百万円程度、その差額は一応、現在のところでは査定の対象外になるんでございますがその点をいろいろ検討して、できえたならば都市計画の計画路線としての橋梁をかけたい、このように考えております。

それから都市計画のいろいろこんど計上さしていただきました路線でございますが、千歳町・菰野線その舗装、稻葉町・生桑線の街路舗装工事前の七十五メートルの単独の舗装でございますが、これは一応、国庫補助対象の内示をもつておられますので、これを追加計上さしていただきました。それで一応、稻葉町・生桑線が西町のところから国鉄

の関西線の路線まで、それから七十メートルの幹線路線、これは全線完了いたしております。なお千歳町・菰野線につきましては年次計画で進めていきたい、このように考えております。

○議長（山本三郎君） 暫時休憩いたします。

午後三時二分休憩

午後三時二十分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。

○前川辰男君 重ねてオ一点の質問をいたしますが、こんどの大きな事業量をかかえてやつていく見通しといいますか、こまかい数字は出てこないのじやないかと思われますが、見通しあるいは覚悟につきまして市長のお答えをいただきたいと思います。

それからオ二点の老松橋の架橋の点ですが、百五十万円の既決予算の中でやりたいというふうに私は聞きとったのですが、三百五十万円かかるというのはどういう操作でやられるのか。

それからもう一つ重点的にやるという重点の置きどころですね。たとえば災害に重点を置くとか、あるいは産業道路に重点を置くとか、重点のおきどころを聞かしていただきたい、こういうふうに思います。

○議長（山本三郎君） 前川議員に申し上げますが、オ二点の御質問は当然総体質問に入るんじやないかと私は考えられます。またオ二点の質問も総体質問と感じました。ただ御答弁を許可できるのはオ二点だけにとどめたいと思います。

土木課長、老松橋の問題で…。

○土木課長（天野助春君） 老松橋の三百五十万円程度のかり橋の件でございますが、これは予算の更正または流用によってお願ひしたい、このように考えております。

○前川辰男君 ちよっとわかりにくいくらいですがね。二百万程度の予算の流用というものは簡単にできるのですか。

○建設部長（城井義夫君） 老松橋の問題についてお答えいたします。

災害直後におきまして市長のほうから応急対策については既決予算から立てかえで着工させていただきたい。なお、これについては後刻予算措置をいたしますという市長の説明をしていただいているわけなんどございまして、この点につきましては老松橋の先ほどの説明のオニセイ的なかり橋につきましては、先ほど土木課長の申ししたのは概算でございますが、これが設計をいたしまして確定いたしました額はその他の分を含めた災害の緊急対策費のようなかつこうでこんどお考え方るものとわれわれの間では解釈しております。

それからその場合に、現在この予算を組ましていただきまして御審議願つておる予算がどうなるか、こういうことでございますが、これにつきましては当初予算編成のときに特に橋梁維持費が前年に比べて僅少であるという強い建設委員会の御意見もございまして、はたせるかな三瀧橋がすでに落ちた。そういうような事態も発生いたしまして、老松橋は災害前は特に工場の重トラックが盛んに通りましてほとんど連続的な修理を続けておつたような状況でございまして、このままでは橋梁維持費の不足をきたすという見通しがつきましたので、追加予算をお願いしたわけでござります。その中の一つとして老松橋を考えておつたのでございますが、それがこのたびの災害で流出したこういう結果でござりますので、この予算をこんどへらして別途緊急対策のほうへ回すか、あるいはこれは橋梁維持の解釈を拡大させていただきまして、場合によってはこの橋以外の橋梁の修繕にも使わせていただく、こういうことも考えるわけでございまして、これはこんど災害の予算編成あるいは財政当局とよく打ち合せてきめたいと思います。

○前川辰男君 いまの説明でよくわかりました。

それから、先ほど議長からいわれたわけですが、私はちよと納得しかねるのです。といいますのは、先ほどですね、土木課長の説明の中にも都市計画費の組まれておる内容というのには国庫補助の対象となつておるからやつて、というふうな説明だとと思うんですが、そうすると重点というのはそういうふうな点が想像されてくるわけです。ですから私はこの中に含まれておるもの逐条の質問というふうに解釈しているわけですが、もしそうだとすればけつきよく産業道路に重点を置くんではないかというふうに考えられるわけです。お答えをいただければ幸いなんですが、いただけなければいたし方ないと思います。そういうところに重点を置かれたのではなはだ市民が迷惑をする。もと当初予算におきましても市内の道路の充実につきましては非常に意見がたくさん出て、また建設委員会においても十分に御討議願つたわけですが、これが解決されていかないということを心配するわけです。

それから先ほどの老松橋の架橋の問題ですが、その後の永久橋につきまして土木課長から御説明をいたいたわけですが、十二メーターとかで計画されるということは大へんけつこうだと思うわけです。総務委員長報告にもありますように三十五年度の予算におきましてまだ繰り越しが残つておるんだ。こういう現状の中においてこういう重点的な市民の足、それから下水というふうな基本的なものについては十分金をかけて市単でもやつていただきたいと考えるわけです。そういうことを要望しまして質問を終ります。

○大谷晋正君 戻出オ八款の社会及び労働施設費中のオニセイ諸費で、先ほど錦委員長からも若干報告に触れられておりますが、青少年対策協議会の運営費の補助金が十万円計上されているんですが、その補助金の対象になる地域は現在のところ十地城であるというふうに聞きとつたわけですが、額の多い、少ないにつきましては委員会で種々御検討もされたことと思いますが、もしこの地域の組織が年々にこんど拡大され、その対象になる区域があつたこと

たときには同率によってこういった補助金を出されるものか。あるいは総花的に十地域に一万円ずつ補助を交付するという考え方でなくて、重点的にその補助の内容についても考え方を異にしていくという考え方なのか、この点について理事者のほうからもあるいは委員長からでもけつこうですが、御答弁をわざらわしたいと思います。

○二点につきましては、建設問題について先ほどからいぶん老松橋問題に花が咲いておったわけですが委員長報告の中にも述べられ、また先ほど土木課長からも御答弁の中に触れられておったのですが、永久橋を作るのについて二カ年の歳月を要する、こういうおとばがありましたが、このことばの解釈は二カ年度にまたがるという解釈なのか、二カ年の歳月がかかるのかということについてあわせて二点お尋ねいたします。

○教育民生委員長（錦安吉君） 大谷議員から質問のありました社会及び労働施設費の負担金補助及び交付金十万円でございますが、これは地区の委員会の活動費に補助するのでありますて、ただいまのところでは富田、富洲原、西橋北、海蔵、塩浜の五地区に委員会ができるとおりまして十万円に対して某地区であるがどのように配分をするのかということを理事者に質問いたしましたところ、いまできかけておるところも方々にあるので、だいたい十地区くらいには委員会ができるものとみて一地区一万円ずつ十万円を計上いたしたということでございまして、それによりまして一万円の均一の補助金のようわれわれは了解をいたしております。しかしながら現在、五委員会よりできておりませんので、こんご十地区に満たない場合にはどういうふうに使われるか、配分されるか、なんとされるか。とにかく現在の本市の青少年対策協議会運営費補助でありますするからして、全地域に十五できましたら一万円より少なくなる勘定になりますし、五委員会できますれば従って金額があえるというふうに解釈をいたしております。御了承をお願いいたします。

○土木課長（天野助春君） 老松橋の件でございますが、永久橋でかける場合に工費がどのくらいかかるか、二カ年

という工期がかかるのか予算的に二カ年かということをございますが、この災害の査定が、近く本省から来られましてなされるのでございますが、この結果査定が通りましても災害予算の配分というものが五・三・二の割合で三カ年にわたってくるわけでございます。緊急査定で通りまして早く工事に着手できるようになりますても三十六、三十七年の予算の対象になる、そのように考えております。なお、工期につきましてはティ・エスコンクリートを使用いたしまして、これは工場で製作しまして現場へ持ってきて上へ置くという方法でございますので、一カ年あれば工期は十分に間に合う、そのように考えております。

○大谷喜正君 質問の二点の答弁につきまして、ただいまの課長の御答弁は二カ年度というふうに解釈をして二カ年、正味の歳月がかかるということはでないよう解釈していいわけですね。

○土木課長（天野助春君） 工期といましては一カ年で大丈夫できる、そういうことでございます。

○大谷喜正君 質問の二点について、委員長からの御答弁をいたいたんですが、関係の部課長さんにちよつとお尋ねします。

十万円の補助金、大へん私は当をえたお考え方で予算を出されたことで、これに対してもやかくの異議はないわけですが、ただ交付の方法について五地区だから一地区あたり幾らとか十地区になるからこうだという、そういう事務的なお考え方もあるうかと思いますが、ややもしますと、こういう活動内容というものは地域的には相当大きな活動内容が左右されるのであって、一率にその額が一万円あたりとかあるいは二万円あたりとかいく配分の内容についてはいささか疑義を持つものであります。これはここで決定的に結論は出されるべきもんでなくして、あるいは要望に終るかもわかりませんが、やはり活動内容あるいはその組織の実体すべてについての補助であって、組織を作ったことに対する補助であってはならないと思うんです。まあその金額が一万円であろうと十万円であろうとも、やはりよ

り効果的に、しかもその市の出す補助金というものがきわめて有効でなければならない。活動が、極端にいえばゼロであるうとあるいは百の効果があろうとも市のほうの助成、補助金というものが均一であるということについては、特にこういう問題については私は再検討の余地があろうかと思いますが、御答弁いただける資料があればいただきまし、聞き及ぶという程度ならば御答弁は必要ないわけです。くどいようでありますけれども、そういうたもの考え方を十分ひとつ慎重にしていただきたいと思います。

○民生部長（中村英郎君） お答え申し上げます。

ただいま大谷さんからの十万元の配分につきまして、十地区を想定して均一、一万元に配分をするかという考えは考え方直すべきじゃないかという御意見がありました。私も同様に考えております。この地域の少年対策の助成の手を打ったというのが今回が初めてでございまして、この夏休みを前にいたしまして、今まで統けられておりました三十七名の市長部局の補導員を六十名程度にふやしまして、各学校の夏期休暇の前に一つの街頭指導員として大巾に活動願いたい。それは先ほど委員長報告にもありました市の中心部を主体とした活動区域でござります。それでそのほかにこんどは、先ほど委員長報告にございましたようにすでに地域におきまして五カ所ばかり組織及び運動が展開されておるのでございますが、これは私どもの考え方といたしましては、中央の補導センターと連携はとりますが、中央の統制下におかない自主的な地域の活動を願いたい。従いましてこの金額といたしましてはわずかばかりでござりますが、この配分につきましては形だけ、組織だけ作ったからそこに一万元やるという形でなくして、平均数字を十地区として一万元程度というねらいを定めたという程度にすぎないのであります。市に配分の仕方の方法につきましては市の青少年対策協議会の御意見あるいは補導員の運営委員会の御意見また市自身の考え方というものを合せましては、市に即するような、しかも将来全地域に及ぼしうる、奨励的な意味やねらいを含めた配分をいたしたい、こうい

う心組みでございますので御了承願いたいと思います。

○浜田弥平君 提出されております議案に対しまして四委員長から報告がございましたので、私も各委員会で御承認を願っております。今回の追加の一億三千六十六万六千円、これにつきましては各委員長の報告どおりに承認をし賛成を申し上げたいと思うんであります。

しかし賛成を申し上げる中で一つ理事者の方々に私は御意見を申し上げたい。先ほどの総務委員長の報告によりますと、先回の総体質問の中では、総務部長はどなたかの答弁の中に二億数千万円の決算による三十五年度は黒字をみておるというお話をありました。今回も総務委員会の審査によりまして、本日、委員長から発表願った三十五年度の三十六年度に繰り越される余った財源は三億八千万円あるというお知らせを願いまして、そこで私は一億三千数百万円の今回の追加予算を承認するに当たりまして、もう少し理事者は熱意を入れて仕事をしていただきたい、こういふことをひとつ大きな要望の要点といたしたいと思います。

昨年、三億数千万円からの金を余しながらことしの三月の最終議会のあとで約二億に近い事業繰り越しを行なわれております。これがもし三億八千万円金が足らずに既決予算を行なわれなかつたから事業繰り越しをやむをえずやつたということならば私は納得できるのであります。この点、耳のあなたをうんとほぜつて聞いておいてください。賛成をする以上は市民が皆期待をしておるのであります。なかなか二億円の事業繰り越しをやつた中でなんとおそれ入りますことにはこの約六〇%が一番市民が期待しておる土木費関係なんです。一億一千三百六十五万何がしかを本年度に事業繰り越しをやつておるのであります。それで先ほど建設委員長からの報告もありましたごとく、委員会を通じて建設部に質問をいたしますと、いまの当初予算に認められた事業費すなわち今回の追加を入れますと、土木関係で土木費、都市計画費、下水道費、これはいずれも市民に一番直結する肝心な仕事をしてもらう事業費なんです。これがな

んと四億六千二百四十三万四千七百円、今日のこの追加予算を決定されます。これだけの金額をもって市民に即奉仕をする事業なんですね。この事業を私は特に建設委員会に属しておりますので、ここで意見を申し上げますので誤解のないように。当時ですね、委員会の当日、今日まで議決された予算を、どのように仕事ができてるかというお母ねを私が申し上げましたら四月一日現在でございますということなんですね。私はいつも口が悪いんですが、特に土木費関係につきましてはナニワブシの文句じゃないが来年三月高尾が来る、あの時期にならないと予算に手をつけようとはされない、かようなことであつてはいかに、何回追加をお出しになつても市民の期待を次から次へと裏切ることになりますので、ぜひひとつですよ、今回の追加予算を私はもろ手を擧げて賛成するわけです。四委員長報告どおり私は賛成をいたしますが、これらの実質面をひとつ市長さんが中心になつて、ぜひひとつですね、早急に、災害というまたこぶがくついておるのですね。災害というこぶもくついておりますので、これはもう私は本日の三億八千万円という数字が余つておるということを聞いて、まあ災害もこら、市長さんが先回の私の質問にお答えになつたごとく、できうれば全部永久橋にしたい、安全な橋にしたいという御回答をえておりますので、これらはこの財源の裏づけがありますので、私は大へん意を強うしておる一人でございますが、かような御意見を付しまして、これはぜひひとつ市民の絶大なる要望の中心でありますので、本年は九月の追加には、少なくとも一・四半期二・四半期遅れましたということのないよう、あるいは本年に限つては、来年の三月の当初予算の審議の際にはこの既決された予算を全部お使いになつて市民にサービスされますように、私は強い、こらもう一大要望を申し上げておきたいと思うであります。かよう御要望を申し上げまして委員長報告の提出されております原案に賛成をいたしたいと思います。

○議長（山本三郎君） お詫びいたします。この辺で議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。

それでは日程オ一、議案オ七十七号及びオ七八号を委員長報告どおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よつて議案オ七十七号及びオ七八号は原案どおり可決確定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に日程オ二、議案オ七十九号を議題といたします。

本案に対する教育民生委員長の報告をお願いいたします。

〔教育民生委員長（錦安吉君）登壇〕

○教育民生委員長（錦安吉君） 教育民生委員会に付託されました議案オ七十九号、昭和三十六年度四日市市特別会計市立四日市病院歳入歳出オ一回追加更正予算の審議の結果について御報告いたします。

まず歳出につきまして申し上げますと、オ一款病院費の追加二百九十六万九千五百三十円は新館完成に伴い病院における洗たく業務を直営で実施の予定でおりましたところ、洗たく技術者人選の問題もあり種々検討した結果、委託することにいたしましたが、直営と大差のないことが判明いたしましたので、人件費並びに消耗品費等の予算組かえをお願いいたしまして、洗たく業務を全面委託することに変更し、保健衛生の万全を期するものであり、また昨年度新設改築事業として施行いたしましたさく井の水質が水道局に依頼検査の結果、鉄分の含有量が多いため除鉄並びに減菌装置を行なうに伴いこれに関連した受水槽の拡張、配水管等の工業費及び旧病舎とりこわし後の同敷地内に外来者の立ち入りを防ぐためさくを設置するための工事費が計上されたもので、必要やむをえないものと認め別段異議なく承認いたしました。

才五款諸支出金の追加は、本会計の前年度決算五百一百七十五万五百五十円の収入不足を補填するための措置であります。

これらの財源といたしまして旧病院敷地並びに建物売却代金をもって充当、収支のバランスが保たれておるのであります。

どうかよろしく御審議の結果、原案を承認いたした次第であります。

○議長（山本三郎君） 委員長報告に対しまして御質疑がありましたら御発言願います。

○大谷喜正君 お詫びいたします。御質問ありませんので、議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。

それでは日程才一、議案才七十九号を委員長報告どおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案才七十九号は原案どおり可決確定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程才三、議案才八十号を議題といたします。

本案に対する建設委員長の報告を求めます。

〔建設委員長（野呂幸太郎君） 登壇〕

○建設委員長（野呂幸太郎君） 建設委員会に御付託になりました議案才八十号昭和三十六年度特別会計公共下水道

費才二回追加予算の審査の経過並びに、結果につきまして御報告いたします。

今回の追加予算三千万円は、小林町高花平におきます下水処理場の工事費でありますが、当市の下水道施設においては阿瀬知川以北の地区におきましては七〇%の完了をみており、また本年は納屋排水区の工事に主力をそそぐことになっているのであります。今回、住宅団地開発による高花平下水処理場の設置とあわせましてまことに喜ばしいのでありますが、これに反しまして市の中心部ともいふべき阿瀬知川以南地域の下水施設が放置されていまして日ごろ排水状態がきわめて悪いこの地域に、長年すみなれた人々のこれを要望する声はきわめてし烈なものがありますので、理事者におきましてはすみやかに計畫を立ててこれらの地区にもぜひ下水施設を完備されるよう、とくに要望いたしまして、原案を承認いたしたのであります。

なにとぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 委員長報告に対しまして御質疑がありましたら御発言願います。

一応、国の対策基準に合った施設でございますので、ただいまのところ本省に對して補助要求をしてございますが本市におきましては本処理のほうを昨年度から施行いたしておりまして、そのほうにも補助金の割当額、これがまだ本市の要望がきてございませんから、本省の意向といましましては一応、問題点を一点にしほるということをまず承わりたいと思います。

○下水道課長（杉本義弘君） 國庫補助対象になるかならないかの御質問に対してもお答えいたします。

○大谷喜正君 一般市財源をもつてこの下水道事業費のほうに繰り出されておるわけですが、公共下水道として施行される性格上、こういったものはあるとからでも國庫の補助対象になる見通しがあるのか、ということをまず承わりたいと思います。

○大谷喜正君 国の補助対象になるかならないかで、その事業の軽重を考えるということはきわめて当をえていないでございまして、ただいまのところ非常にむずかしいということでございます。

と思いまして、市の単独事業としてでもこの時期にこういった施設をお持ちになるという私はこの英断に對しては強い敬意を表します。ただ問題は、限られた市財政の中で、ただいまも委員長報告のおことばの中にはありましたように南部、北部を問わず数多い残された公共下水道施設があるわけです。そういうような場合におきましても本問題と同じような英断をもってすみやかにその問題を解決していただきたいことを強く希望して質問を打ち切ります。

○議長（山本三郎君） 他に御質疑、御意見もないようありますから、議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

それでは日程第3、議案第八十号を委員長報告どおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十号は原案どおり可決確定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第4、議案第八十一号及び第八十二号を議題といたします。

本案に対する建設委員長の報告をお願いいたします。

〔建設委員長（野呂幸太郎君）登壇〕

○建設委員長（野呂幸太郎君） 建設委員会に御付託になりました議案第八十一号昭和三十六年度四日市市水道事業会計第一回追加更正予算、及び議案第八十二号四日市市簡易水道条例の一部改正について、の審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

議案第八十一号では、収益的収入及び支出六千九百三十一万八千四百円と、資本的収入及び支出二千四百八十二万三千九百円の追加更正予算となつてゐるのであります。審議の主となりましたのは収益的収入及び支出の営業費用中、総経費の調査費百三十万円、資本的収入及び支出の中小企業会社負担金百九十六万七千円と、これに関連する同和水源の急速な水機設置についてであります。将来計画基礎調査につきましては、昭和四十年には長良川より水をとる計画は見通しが困難となつてきましたので、昭和三十九年ないし四十三年におけるオ三期計画を樹立する必要が生じ、これの調査に要する費用であると。また、同和水源につきましては鉄分の含有量が多く、使用にたえなかつたので、その対策を検討中であります。が、今回、関係工場より負担金を徴収して水機を設置し、十分に活用したいというのであります。いすれも適切な処置と認めたのであります。

次に、議案第八十二号は、内部地区における簡易水道事業の完成にともなう条例の一部改正案であります。これが将来の運営についてただしたのであります。理事者よりゆくゆくは簡易水道として運営するより一般水道事業と併合して運営したい考えをもつてゐるとの答弁があつたのであります。

以上のほか、こんどの追加予算については企業債の獲得状況とにらみ合せ考慮していきたい旨説明があり、これを了といたしまして議案第八十一号及び第八十二号を全員異議なく、原案どおり承認したのであります。

以上、当建設委員会におきます審査の経過と結果につきましての報告を終ります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 委員長報告お聞きのとおりであります。本案に対しまして御質問がありましたら御発言願います。

○坂上長十郎君 ただいま委員長の御説明のうちの八十二号ですが、内部地区の簡易水道の将来の処置に關しまして

簡易水道と上水道との関係を合せていくというようなおことばがあつたと思うんですが、この内容を具体的にわかつておりますたら委員長、お答えをいただきたい。いかなくば理事者からその点についてお答え願いたいと思います。

○建設委員長（野呂幸太郎君） 技術的な面もございますから、当該課長から説明願います。

○水道局開発部長（山本文雄君） ただいまの内部地区の簡易水道と大きな上水道と将来合せて統合することを予想しておる、こうすることについて具体的にどういうふうな考え方を持っておるか、こういう御質問であつたわけあります。

この点につきましては、かねがね内部地区あるいは庭間、あるいは小山田、小林各簡易水道につきましての統合、あるいはさらに大きなほうの上水道との統合という問題は早晩考えなければならぬ問題だと思います。これにつきまして具体的なということはまだはつきりはいたしておりませんけれども、こういう性格であるということをわれわれは考えておる次第であります。

○坂上長十郎君 やりたいという希望があつて、具体的にはわからないというようにお答えになつたのですか。といふことは、財源関係からおっしゃるのであります。それともその他の問題からおっしゃるのでありますか。

それからもう一つ。統合をするときに水源問題が解決したら簡易水道を上水道に切りかえる意味を含めていいるのかいえたら、いってもらいたいと存ります。

○水道局長（岩野見斎君） 将来適当な時期に水源の問題を含んで簡易水道を本来の水道と統合したい、そういう考え方でございます。

○坂上長十郎君 まあ将来のことのよう伺つたのでございますが、水源問題ということはですね、相当むずかしい問題もあるのでございますから、私は水道局においてこういうような市民の生活の重要な問題であるからこういうよ

うにやりたいという積極的な意欲を持って市民に呼びかけ、関係の地区、水源の将来ほしいところに積極的に呼びかけるくらいの強さを持つてもらいたいことを要望しておきます。

○議長（山本三郎君） お詫びいたします。他に御質問、御意見もないようではありますから議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） それではそのように決定いたします。

日程第4、議案第八十一号及び第8十二号を委員長報告どおり可決いたしまして御異議ありませんか。

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よつて議案第8十一号及び第8十二号を原案どおり可決確定いたしました。

〔総務委員長（伊藤泰一君）登壇〕

○総務委員長（伊藤泰一君） 議案第8十三号について御報告いたします。

本案は失業保険法の改正に伴つて市職員の退職手当支給条例に改正を加えるものであります。異議なく原案を承認いたしたのであります。なお從来、市の退職者で失業保険法の適用を受けた事例は一件もないことを付言いたします。簡単でございますが御報告いたします。

○議長（山本三郎君） ただいまの委員長報告に対しまして御質疑がありましたら御発言願います。

お詰りいたします。別段御質疑、御意見もないようでありますから議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） それでは日程オ五議案オ八十三号を委員長報告どおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案オ八十号は原案どおり可決確定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に日程オ六、議案オ八十四号及び議案オ八十五号を議題といたします。

本案に対する総務委員長の報告をお願いいたします。

〔総務委員長（伊藤泰一君）登壇〕

○総務委員長（伊藤泰一君） 市税条例の改正案と、都市計画条例の改正案につきまして、総務委員会における審査の結果を御報告いたします。

地方税法が去る四月改正公布されたのに伴いまして、本市においても市民税、固定資産税、軽自動車税、電気・ガス税等に所要の改正を行ないまた、国際観光ホテル整備法に基づいて、近鉄ステーションホテルの固定資産税と都市計画税の不均一課税を行なおうとするものでありますて、過日の本会議の質問に引き続く前川委員の重ねての御質問があつたのであります、慎重審議の結果本案は法に基づく改正であり、かつ他都市の例にならつた措置でありますのでやむをえないものと認めて原案を承認いたした次オであります。

○議長（伊藤泰一君） どうかよろしく御審議を賜り、御賛同くださるようお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 委員長報告に対しまして御質疑がありましたら御発言願います。

別段、御質疑、御意見もないようでありますから、議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。

それでは日程オ六、議案オ八十四号及びオ八十五号を委員長報告どおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案オ八十四号及びオ八十五号は原案どおり可決確定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に日程オ七、議案オ八十六号及びオ八十七号を議題といたします。

本案に対する建設委員長の報告をお願いいたします。

〔建設委員長（野呂幸太郎君）登壇〕

○建設委員長（野呂幸太郎君） 建設委員会に御付託になりました、議案オ八十六号国有地の譲与について及びオ八十七号市道路線認定についての審査の経過並びに結果につきまして御報告いたします。

まず、この二議案を審議するにあたりまして、論議をされましたのは、登記事務の遅延についてでありますて、すでに相当の年月を経過しているにもかかわらず、未登記のまま放置されているものが数多く見受けられるので、ぜひこの際担当職員の配置等検討して、根本的な具体策を立て進展をはかるよう強く要望いたしまして、二議案を原案どおり承認したのであります。

以上、当建設委員会におきます審査の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（山本三郎君） 本案に対し御質疑がありましたら御発言願います。

お諮りいたします。別段、御質疑、御意見もないようでありますから、議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。

日程第7、議案第八十六号及び第8十七号を委員長報告どおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十六号及び第8十七号は原案どおり可決確定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に日程第8、議案第八十八号を議題といたします。

本案に対する産業経済委員長の報告をお願いいたします。

〔産業経済委員長（渡部権太郎君）登壇〕

○産業経済委員長（渡部権太郎君） 議案第八十八号、購入契約の締結については、農地排水のため羽津地内に設置する排水機を購入するための契約案でありますから、別段異議なく原案どおり承認いたしました。

なにとぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） ただいまの委員長報告に対しまして御質疑がありましたら御発言願います。

別段、御質疑、御意見もないようでありますから、議案の採決を行ないたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） それでは日程第8、議案第八十八号を委員長報告どおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第88号は原案どおり可決確定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後四時四分休憩

午後四時四十四分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、日程第9議案第八十九号を議題といたします。

本案に対する教育民生委員長の報告をお願いいたします。

〔教育民生委員長（錦安吉君）登壇〕

○教育民生委員長（錦安吉君） 議案第八十九号予算外義務負担契約について当委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

今回の契約は昭和三十一年文教施設整備十カ年計画樹立以来、この計画に基づいて整備が進められてまいりましたが、諸般の情勢により遺憾ながら相当遅延するという結果になつており、児童生徒の学習上の不便を考え、十カ年計画の軌道に一日も早くのせるべく国庫補助対象とならない市単独工事として施行しなければならない中部西小、中部東小、納屋小、浜田小、及び港中の各学校の建設工事を金利年八分以内、六ヶ月ごとの支払い七カ年契約にて元金

二億円を市内各銀行と損失補償契約を締結し施行したいというのであり、やむをえない処置と認めて原案どおり承認いたしましたのであります。本案のごとき予算外義務負担は市財政上よりみて正常の措置なりいなやについては夫々の見解により議論の別るるところであります。本案は十ヵ年計画の遅れをとりもどしました移転に当面いたしております。港中学校等の計画の進行をはかるという意味において是認されるものでありますから、こんごは十ヵ年計画の推進に一層の努力をはらい児童生徒の社会増を見込んだ年次計画により遺漏のなきよう強く理事者に要望いたした次第であります。

どうかよろしく御審議を賜りますようお願ひいたします。

○議長（山本三郎君） 委員長報告に対しまして御質疑がありましたら御発言願います。

別段御質疑、御意見もないようありますから議案の採決を行ないたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。

○日程オ九、議案オ八十九号を委員長報告どおり可決いたしまして御異議ありませんか。

○議長（山本三郎君） 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案八十九号は原案どおり可決確定いたします。

○議長（山本三郎君） 御質疑がありましたら御発言願います。

お詫びいたします。別段御質疑もありませんので、本件を、委員長報告どおり決定いたしまして御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 次に、日程オ十一の監査結果報告であります。別段審議の必要も認められませんので、監査委員の報告どおり了承いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって委員会報告オ四号ないしオ七号は委員長報告どおり決定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程オ十一の監査結果報告であります。別段審議の必要も認められませんので、監査委員の報告どおり了承いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって委員会報告オ四号ないしオ七号は委員長報告どおり決定いたしました。

暫時休憩いたします

午後四時四十九分休憩

午後五時二十五分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして本会議を続行いたします。

以上をもちまして本会期中における議事日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ六月定期会を閉会いたしました。

連日にわたりまして熱心に御審議いただきましてどうもありがとうございました。

午後五時二十五分閉会

右、地方自治法第百一十三条第二項の規定に基づき左に署名する。

四日市市議會議長

署名議員

同

馬島忠温

知勝郎

